デジタル原則を踏まえた
アナログ規制の見直しに係る
工程表のフォローアップ

（令和５年度３月見直し期限）

2024 年 6 月14日

デジタル庁

令和 4 年 12 月 21 日に公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の、7 項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」)、「FD 等の記録媒体を指定する規制」及び「その他工程表（経済界要望等)」について、点検対象条項に係る規制見直しのフォローアップを行うもの。

・７項目のアナログ規制

・FD 等の記録媒体を指定する規制

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	12	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	警察庁	第27条第1項第4号	深夜における客の迷惑行為を防止するための措置	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視ー共通9	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「アナログ規制の見直し結果を踏まえた風営適正化法等の運用について（通達）」（令和６年３月８日付け警察庁丁保発第29号）の発出により、人による巡視と併せて、ウェブカメラ等のデジタル技術を活用することも可能である旨を示した。			
別表１	49	地方税法	総務省	第408条	固定資産の実地調査	目視規制	1-②	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「固定資産の現況調査に係る実態調査の調査結果及び先進事例について」（令和６年４月１日付総税評第17号）の発出により、地方税法第408条に基づく実地調査における、衛星画像やドローンによる写真の活用や、AIによる画像分析の実施といった、技術利用による事務効率化の先進事例を自治体に対して横展開した。			
別表１	50	電気通信事業法	総務省	第134条第1項	土地の立入り	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000938732.pdf）において、土地の立入りに係る実地調査を実施する場合においては、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施することも可能とする旨を明示するとともに、各認定電気通信事業者に対して周知を行った。			
別表１	51	電気通信事業法	総務省	第136条第1項	植物の伐採	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000938732.pdf）において、植物の伐採に係る実地調査を実施する場合においては、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施することも可能とする旨を明示するとともに、各認定電気通信事業者に対して周知を行った。			
別表１	54	電波法施行規則	総務省	第46条の6	資料の提出等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	高周波利用設備許可等事務処理規程（平成14年４月１日総基環第63号）を令和５年６月20日付けで改正し、同通達第36条第3項において当該手続について、「資料の提出若しくは説明を求め又は実地に調査を行うことについては、原則として電子メールやＷｅｂ会議システム等の情報通信技術を用いて行うもの」とした。			
別表１	55	電波法施行規則	総務省	第46条の10	資料の提出等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	高周波利用設備許可等事務処理規程（平成14年４月１日総基環第63号）を令和５年６月20日付けで改正し、同通達第41条第3項において当該手続について、「資料の提出若しくは説明を求め又は実地に調査を行うことについては、原則として電子メールやＷｅｂ会議システム等の情報通信技術を用いて行うもの」とした。			
別表１	107	厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令	厚生労働省	第5条第1項第12号	貸付条件	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第５条第１項第12号に基づく実地調査を行うに当たっては、現地に赴くことなく、対象物品の状況等を十分に把握することができるとともに、相手方との見解・認識に齟齬が生じない場合には、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用する方法で行うことは差し支えない旨事務連絡を発出した。			
別表１	108	国民年金法	厚生労働省	第141条第1項	報告の徴収等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた実地監査規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うことが可能な旨を明示した。			
別表１	115	石炭鉱業年金基金法	厚生労働省	第31条第1項	報告の徴収等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた実地監査規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うことが可能な旨を明示した。			
別表１	123	家畜伝染病予防法施行規則	農林水産省	第56条の26第1項第1号	災害時の応急措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	省令改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（追加）」（令和６年３月29日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の発出により、見張人配置による目視規制について、遠隔での情報収集や電磁的記録の確認・検査等の結果報告のオンライン化等デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	137	畜産経営の安定に関する法律施行規則	農林水産省	第8条第1項	機構による確認	目視規制	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、畜産局企画課長通知「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月27日付５畜産第2977号）の発出により、機構による確認の実地調査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	138	日本農林規格等に関する法律施行規則	農林水産省	第23条	農林物資の生産行程についての検査の方法	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、オンライン会議システム等の技術を活用したリモート調査も可能である旨を、登録認証機関及び登録外国認証機関の登録の基準等に関するＱ＆Ａの改正により明確化した。			
別表１	139	日本農林規格等に関する法律施行規則	農林水産省	第24条	農林物資の流通行程についての検査の方法	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、オンライン会議システム等の技術を活用したリモート調査も可能である旨を、登録認証機関及び登録外国認証機関の登録の基準等に関するＱ＆Ａの改正により明確化した。			
別表１	140	日本農林規格等に関する法律施行規則	農林水産省	第48条第1項第1号イ	登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、オンライン会議システム等の技術を活用したリモート調査も可能である旨を、登録認証機関及び登録外国認証機関の登録の基準等に関するＱ＆Ａの改正により明確化した。			
別表１	141	日本農林規格等に関する法律施行規則	農林水産省	第48条第1項第3号ホ(5)	登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、オンライン会議システム等の技術を活用したリモート調査も可能である旨を、登録認証機関及び登録外国認証機関の登録の基準等に関するＱ＆Ａの改正により明確化した。			
別表１	144	農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令	農林水産省	第4条第1項第12号	貸付条件	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地調査の運用におけるデジタル技術の活用について」（令和６年２月21日付け農林水産省大臣官房予算課財産管理班事務連絡）の発出により、実地調査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	1198	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律	経済産業省	第7条の12第1項	認定輸出者に対する立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、当室HP中資料にて、実地検査や立入検査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式にて実施する旨を明示した。 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/eparo.pdf#page=24			
別表１	1199	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律	経済産業省	第26条第1項	証明書受給者等の報告等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、当室HP中資料にて、実地検査や立入検査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式にて実施する旨を明示した。 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/eparo.pdf#page=24			
別表１	1200	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律	経済産業省	第26条第2項	証明書受給者等の報告等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、当室HP中資料にて、実地検査や立入検査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式にて実施する旨を明示した。 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/eparo.pdf#page=24			
別表１	1201	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律	経済産業省	第30条第4項	締約国等の権限ある当局に対する情報提供等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、当室HP中資料にて、実地検査や立入検査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式にて実施する旨を明示した。 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/eparo.pdf#page=24			
別表１	1202	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則	経済産業省	第5条第2項	第一種特定原産地証明書の発給の審査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、当室HP中資料にて、実地検査や立入検査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式にて実施する旨を明示した。 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/eparo.pdf#page=24			
別表１	1207	鉱業法	経済産業省	第101条第1項	土地の立入り	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、当室のHPに「鉱業法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」を掲載し、往訪縦覧については必要に応じてデジタル技術を活用することや目視規制についてはデジタル技術の活用を妨げるものではないことを明示した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/strategy/mining_act/analogminaoshi_kogyo.pdf			
別表１	1208	鉱業法	経済産業省	第138条	立会通知	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、当室のHPに「鉱業法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」を掲載し、往訪縦覧については必要に応じてデジタル技術を活用することや目視規制についてはデジタル技術の活用を妨げるものではないことを明示した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/strategy/mining_act/analogminaoshi_kogyo.pdf			
別表１	1209	鉱業法	経済産業省	第140条	鉱区等の調査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、当室のHPに「鉱業法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」を掲載し、往訪縦覧については必要に応じてデジタル技術を活用することや目視規制についてはデジタル技術の活用を妨げるものではないことを明示した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/strategy/mining_act/analogminaoshi_kogyo.pdf			
別表１	1216	電気事業法施行規則	経済産業省	第40条の2第2項第1号	電気工作物の台帳の作成等	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月28日付で一般送配電事業者及び送電事業者に対し、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえたデジタル技術の活用について」を発出。			
別表１	1217	電気事業法施行規則	経済産業省	第50条第2項第9号	保安規程	目視規制	2	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」を経産省HPに公開し、目視による調査、巡視及び点検については、、これらの条項の規定上、ドローンによる遠隔監視技術の活用やAIによる診断デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明確化した。 URL<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-houreikaishaku.pdf>			
別表１	1218	電気事業法施行規則	経済産業省	第50条第3項第3号	保安規程	目視規制	2	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」を経産省HPに公開し、目視による調査、巡視及び点検については、、これらの条項の規定上、ドローンによる遠隔監視技術の活用やAIによる診断デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明確化した。 URL<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-houreikaishaku.pdf>			
別表１	1219	電気事業法施行規則	経済産業省	第50条第4項第4号	保安規程	目視規制	2	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」を経産省HPに公開し、目視による調査、巡視及び点検については、、これらの条項の規定上、ドローンによる遠隔監視技術の活用やAIによる診断デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明確化した。 URL<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-houreikaishaku.pdf>			
別表１	1299	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	国土交通省	第101条第2項	操縦試験の身体検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の４）の発出により、身体検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	1320	道路運送法	国土交通省	第69条第1項	土地の立入及び使用	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく自動車道における道路運送法第６８条第２項に基づく検査及び第６９条第１項に基づく土地の立入並びに使用についての規制の見直しについて」（令和６年３月１日付国官参企第19号）の発出により、自動車道事業のための土地の立入及び使用においてデジタル技術を活用した手法によることを許容する旨を通知した。			
別表１	1356	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の33第1項	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、指定廃棄物埋設区域の指定又はその区域の拡張に関して行う実地調査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1369	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第8条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1370	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の6第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1371	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の4第1項第4号ハ	加工施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1372	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の4第1項第4号ヘ	加工施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視、点検について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1386	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第9条の17第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1387	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の10第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1402	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の7第4号ハ	使用施設等の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1403	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の7第4号ヘ	使用施設等の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視、点検について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1404	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第8条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1405	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第4条第1項第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1417	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	原子力規制委員会	第26条第1項第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1418	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則	原子力規制委員会	第6条第1号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1419	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第55条第4号ハ	第一種廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1420	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第55条第4号ヘ	第一種廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視、点検について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1421	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第60条第1項第6号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1435	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第90条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1436	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条第3号ハ	廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1437	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条第3号へ	廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視、点検について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1438	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第18条第1項第6号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1452	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第23条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1453	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第29条第1項第4号ハ	廃棄物管理施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1454	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第29条第1項第4号へ	廃棄物管理施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視、点検について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1455	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第32条第1項第6号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1469	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1470	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第130条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1472	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第76条第1項第4号ハ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1473	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第76条第1項第4号へ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視、点検について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1474	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第83条第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1490	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第11条第1項第4号ハ	再処理施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1491	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第11条第1項第4号へ	再処理施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視、点検について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1492	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第14条第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1509	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第20条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1510	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第31条第1項第4号ハ	使用済燃料貯蔵施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1511	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第31条第1項第4号ヘ	使用済燃料貯蔵施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視、点検について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1512	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第34条第1項第7号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1526	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第44条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1527	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1528	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第12条第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1542	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第9条第1項第4号ハ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1543	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第9条第1項第4号ヘ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視、点検について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1547	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第135条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1548	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第81条第1項第4号ハ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1549	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第81条第1項第4号ヘ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視、点検について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1550	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第88条第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1564	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第22条第4号ハ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1565	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第22条第4号へ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（令和６年２月14日決定）において、「保全に従事する者が毎日１回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週１回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視、点検について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1566	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第25条第1項第7号	原子力船等において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1577	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1578	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第18条第1項第1号イ	施設検査等の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、登録認証機関等が実施する施設検査等について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1579	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第18条第1項第2号イ	施設検査等の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、登録認証機関等が実施する施設検査等について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1580	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第12条第3号	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、施設の保全のために行う巡視、点検について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1581	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第14条の2第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについて、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1598	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第12条の3第2項	認証の基準	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、設計認証又は特定設計認証のための審査にあたって実施する実地調査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1599	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第14条の3第4項	認証の基準	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、設計認証又は特定設計認証のための審査にあたって実施する実地調査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1600	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第18条第1項第6号	事業所等における運搬の基準	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った（令和6年3月7日施行）。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、運搬時の見張りについてデジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1601	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第29条第1項第5号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第１号）において、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行った（令和6年3月7日施行）。 あわせて、令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、危険時の見張りについてデジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	1603	原子力発電工作物の保安に関する命令	経済産業省 原子力規制委員会	第4条第2項第9号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、電気事業法第42条の規定に基づき提出される保安規程に関する法令の適用について、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。 URL<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-houreikaishaku.pdf><https://www.nra.go.jp/data/000472328.pdf>			
別表１	1604	原子力発電工作物の保安に関する命令	経済産業省 原子力規制委員会	第4条第3項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、電気事業法第42条の規定に基づき提出される保安規程に関する法令の適用について、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。 URL<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-houreikaishaku.pdf><https://www.nra.go.jp/data/000472328.pdf>			
別表１	1605	原子力発電工作物の保安に関する命令	経済産業省 原子力規制委員会	第4条第4項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、電気事業法第42条の規定に基づき提出される保安規程に関する法令の適用について、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。 URL<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-houreikaishaku.pdf><https://www.nra.go.jp/data/000472328.pdf>			
別表２	1	火薬類の運搬に関する内閣府令	警察庁	第15条第1項	運搬方法	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「アナログ規制の見直し結果を踏まえた指定射撃場の指定に関する内閣府令等の運用について（通達）」（令和６年３月７日付け警察庁丁保発第28号）の発出により、人による見張りと併せて、ウェブカメラ等のデジタル技術を活用することも可能である旨を示した。			
別表２	2	核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令	警察庁	第4条第1項第6号	指示	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「アナログ規制の見直し結果を踏まえた指定射撃場の指定に関する内閣府令等の運用について（通達）」（令和６年３月７日付け警察庁丁保発第28号）の発出により、人による見張りと併せて、ウェブカメラ等のデジタル技術を活用することも可能である旨を示した。			
別表２	6	特定物質の運搬の届出等に関する規則	警察庁	第3条第4号	指示	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「アナログ規制の見直し結果を踏まえた指定射撃場の指定に関する内閣府令等の運用について（通達）」（令和６年３月７日付け警察庁丁保発第28号）の発出により、人による見張りと併せて、ウェブカメラ等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表２	7	届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則	警察庁	第3条第4号	指示	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「アナログ規制の見直し結果を踏まえた指定射撃場の指定に関する内閣府令等の運用について（通達）」（令和６年３月７日付け警察庁丁保発第28号）の発出により、人による見張りと併せて、ウェブカメラ等のデジタル技術を活用することも可能である旨を示した。			
別表２	8	放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令	警察庁	第3条第1項第6号	指示	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「アナログ規制の見直し結果を踏まえた指定射撃場の指定に関する内閣府令等の運用について（通達）」（令和６年３月７日付け警察庁丁保発第28号）の発出により、人による見張りと併せて、ウェブカメラ等のデジタル技術を活用することも可能である旨を示した。			
別表２	18	文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	文部科学省	第5条第1項第12号	貸付条件	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月２７日付で解釈通知を発出するとともに、令和６年３月４日にWebサイトへ掲載し、実地調査や報告徴収についてデジタル技術を活用した方法によって行うことも差し支えない旨明確化した。 https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/buppinShourei2024.pdf			
別表２	34	新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令	厚生労働省	第6条第1項第12号	貸付条件	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた対応について（その２）」（令和６年３月22日付厚生労働省感染症対策部感染症対策課事務連絡）の発出により、実地調査を行うにあたって、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用する方法で行うことを許容する旨を明示した。			
別表２	56	水防法	国土交通省	第9条	河川等の巡視	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１２月２６日付け事務連絡「水防計画作成の手引きの改訂について」を発出し、河川等の巡視について、「巡視に支障のない範囲で、情報収集・伝達等に資するデジタル技術やICT機器の活用ができる」ことを明記した。			
別表２	60	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部 国土交通省	第14条	認定都道府県等の指示等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「認定設置運営事業等に対する実地調査について（周知）」（令和６年３月22日観参第1731号）の発出により、特定複合観光施設区域整備法に基づく実地調査に関しては、実地調査に付随した行為について、情報収集の遠隔化等を図るため、電子メールやWeb 会議システム等のデジタル技術の活用が可能であると考えられる旨を通知した。			
新規	7	特定非営利活動促進法	内閣府	第41条第1項	特定非営利活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由がある場合の、所轄庁による報告徴収及び立入検査を定めるもの	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視一内閣府１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年8月、「デジタル技術を活用した特定非営利活動法人への報告徴収について」（令和5年8月1日付事務連絡）の発出により、所轄庁から特定非営利活動法人に対して行う報告徴収において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することが可能である旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	10	特定非営利活動促進法	内閣府	第64条第1項	認定特定非営利活動法人等が法令等に違反、またはその運営が著しく適性を欠いている疑いがあると認める場合の、所轄庁等による報告徴収及び立入検査を定めるもの	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー内閣府１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年8月、「デジタル技術を活用した特定非営利活動法人への報告徴収について」（令和5年8月1日付事務連絡）の発出により、所轄庁から特定非営利活動法人に対して行う報告徴収において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することが可能である旨を明示した。			
新規	11	特定非営利活動促進法	内閣府	第64条第2項	認定特定非営利活動法人等が法令等に違反、またはその運営が著しく適性を欠いている疑いがあると認める場合の、所轄庁等による報告徴収及び立入検査を定めるもの	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー内閣府１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年8月、「デジタル技術を活用した特定非営利活動法人への報告徴収について」（令和5年8月1日付事務連絡）の発出により、所轄庁から特定非営利活動法人に対して行う報告徴収において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することが可能である旨を明示した。			
新規	194	消費生活用製品安全法	消費者庁	第41条第3項	主管省庁による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、事業者に対する任意の立入検査において、オンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による調査を許容する旨を、内部文書により明確化した。			
新規	222	更生保護事業法	法務省	第44条第1項	更生保護法人の立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー法務省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１１月に局長通達「更生保護事業法施行規則の運用について」を一部改正し、立入検査の全部又は一部を対面によらない方法（具体的にはオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式を想定）で実施できる旨を明記した。			
新規	224	更生保護事業法	法務省	第55条第1項	認可事業者の立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー法務省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１１月に局長通達「更生保護事業法施行規則の運用について」を一部改正し、立入検査の全部又は一部を対面によらない方法（具体的にはオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式を想定）で実施できる旨を明記した。			
新規	232	国家公務員共済組合法	財務省	第117条第3項	保険医療機関等に対する財務大臣の権限	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年７月、財務大臣の権限の行使により保健医療機関等から報告を求める場合においてメール等を利用した電磁的方法での報告とすることが許容されている旨を明確化し、当該権限の行使者に通知した。			
新規	233	国家公務員共済組合法施行規則	財務省	第64条第1項	たな卸資産の実地確認	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、事務連絡「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた共済関係手続に係る対応について」（令和５年２月22日）の発出により、たな卸資産の確認においてデジタル技術を活用した遠隔での確認が許容されている旨を明示した。			
新規	236	私立学校法	文部科学省	第63条第1項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		私立学校法の改正に伴う政令・省令の改正に係る通知とあわせて発出することを予定していたが、政令・省令が整っていないため、本件に係る事務連絡の発出も遅れている状況にある。	令和６年６月	私立学校法の改正に伴う政令・省令に係る通知の発出を当該時期に見込んでいるため。
新規	238	著作権等管理事業法	文部科学省	第19条第1項	報告徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		立入検査の実施予定に合わせた周知を想定したが、令和5年度は立入検査の実施がなかったため周知には至らなかった。	令和６年６月	今後の立入検査の実施予定を考慮した上で、周知に向けた準備として、適切な場面でのデジタル技術を用いることによる調査業務の効率化に向けた具体的検討に、当該時期まで時間を要するため。
新規	239	著作権等管理事業法	文部科学省	第19条第2項	報告徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		立入検査の実施予定に合わせた周知を想定したが、令和5年度は立入検査の実施がなかったため周知には至らなかった。	令和６年６月	今後の立入検査の実施予定を考慮した上で、周知に向けた準備として、適切な場面でのデジタル技術を用いることによる調査業務の効率化に向けた具体的検討に、当該時期まで時間を要するため。
新規	252	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	厚生労働省	第24条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表に沿った対応に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に係る通知についての運用について」（令和６年３月29日付厚生労働省医薬局血液対策課事務連絡）の発出により、立入検査において当該条項において規定される検査が適切に行われる限り、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	253	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	厚生労働省	第24条第2項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表に沿った対応に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に係る通知についての運用について」（令和６年３月29日付厚生労働省医薬局血液対策課事務連絡）の発出により、立入検査において当該条項において規定される検査が適切に行われる限り、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	305	介護保険法	厚生労働省	第115条の33第1項	厚生労働大臣等が業務管理体制の整備に関して、適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）」（令和６年４月４日厚生労働省老健局長通知）を発出し、検査方法として、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン会議システムを活用することができる旨を明確化した。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html			
新規	311	確定給付企業年金法	厚生労働省	第90条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」の一部改正について」（令和６年３月29日付年発0329第４号）の発出により、監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うことが可能な旨を明示した。			
新規	312	確定給付企業年金法	厚生労働省	第90条第2項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」の一部改正について」（令和６年３月29日付年発0329第４号）の発出により、監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うことが可能な旨を明示した。			
新規	313	確定給付企業年金法	厚生労働省	第101条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」の一部改正について」（令和６年３月29日付年発0329第４号）の発出により、監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うことが可能な旨を明示した。			
新規	314	確定拠出年金法	厚生労働省	第51条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた実地監査規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うことが可能な旨を明示した。			
新規	315	確定拠出年金法	厚生労働省	第51条第2項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた実地監査規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うことが可能な旨を明示した。			
新規	342	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法	厚生労働省	第115条の33第1項	厚生労働大臣等が業務管理体制の整備に関して、適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年3月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づく立入検査が行われることはなくなったことを確認した。			
新規	354	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同条第二項で読み替えられた第１条の規定による改正前の厚生年金保険法	厚生労働省	第148条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた実地監査規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うことが可能な旨を明示した。			
新規	355	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同条第二項で読み替えられた第１条の規定による改正前の厚生年金保険法	厚生労働省	第178条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた実地監査規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うことが可能な旨を明示した。			
新規	356	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同条第二項で読み替えられた第１条の規定による改正前の厚生年金保険法	厚生労働省	第178条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた実地監査規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うことが可能な旨を明示した。			
新規	357	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第１条の規定による改正前の厚生年金保険法	厚生労働省	第168条第3項において準用する改正前厚生年金保険法第148条	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた実地監査規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うことが可能な旨を明示した。			
新規	379	児童福祉法	こども家庭庁	第21条の5の27第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、業務管理体制にかかる一般検査の実地でなくても確認できる内容については、デジタル技術の活用による確認を可能とするよう関連通知を改正。			
新規	383	児童福祉法	こども家庭庁	第24条の39第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、業務管理体制にかかる一般検査の実地でなくても確認できる内容については、デジタル技術の活用による確認を可能とするよう関連通知を改正。			
新規	393	自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律	厚生労働省	第9条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル臨時行政調査会での決定事項を踏まえた自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律第９条第１項に係る対応について」（令和６年３月26日事務連絡）の発出により、同規定に基づく業務についての報告及び立入検査に関して、事前資料の提出及び立入検査に関連する報告については、デジタル技術を活用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
新規	403	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	厚生労働省	第51条の3第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年5月、業務管理体制にかかる一般検査の実地でなくても確認できる内容については、デジタル技術の活用による確認を可能とするよう関連通知を改正。			
新規	405	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	厚生労働省	第51条の32第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年5月、業務管理体制にかかる一般検査の実地でなくても確認できる内容については、デジタル技術の活用による確認を可能とするよう関連通知を改正。			
新規	446	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律	厚生労働省	第13条第1項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル臨時行政調査会での決定事項を踏まえた戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）第13条第１項に係る対応について」（令和６年３月７日付事務連絡）の発出により、同規定に基づく業務や財産の状況についての報告及び資料提出、また、立入検査及び質問への対応に当たっての事前資料の提出等について、電磁的方法によることを基本とする旨を明示した。			
新規	498	家畜伝染病予防法	農林水産省	第51条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（追加）」（令和６年３月27日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の発出により、立入検査等について、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
新規	499	家畜伝染病予防法	農林水産省	第51条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（追加）」（令和６年３月29日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の発出により、立入検査等について、遠隔での情報収集や電磁的記録の確認・検査等の結果報告のオンライン化等デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
新規	500	家畜伝染病予防法	農林水産省	第51条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（追加）」（令和６年３月29日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の発出により、立入検査等について、遠隔での情報収集や電磁的記録の確認・検査等の結果報告のオンライン化等デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	506	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	農林水産省	第19条第1項	農林水産大臣による事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	507	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	農林水産省	第19条第2項	農林水産大臣による事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	508	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	農林水産省	第19条第3項	農林水産大臣による事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	509	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	農林水産省	第19条第4項	農林水産大臣による事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	510	漁業法	農林水産省	第176条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた水産庁所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年３月29日付５水漁第1632号）の発出により、立入検査等について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	511	漁業法	農林水産省	第176条第2項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた水産庁所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年３月29日付５水漁第1632号）の発出により、立入検査等について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	538	獣医療法	農林水産省	第8条第1項	農林水産大臣又は都道府県知事による診療施設への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	539	獣医療法	農林水産省	第8条第3項	農林水産大臣又は都道府県知事による診療施設への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	540	植物防疫法	農林水産省	第4条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月26日付け５消安第7702号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	541	植物防疫法	農林水産省	第10条の18第1項	農林水産大臣による登録検査機関への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月26日付け５消安第7702号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	542	植物防疫法	農林水産省	第10条の18第2項	農林水産大臣による登録検査機関への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月26日付け５消安第7702号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	543	植物防疫法	農林水産省	第24条の4第1項	都道府県知事による農作物の栽培地への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月26日付け５消安第7702号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	544	植物防疫法	農林水産省	第24条の4第2項	都道府県知事による農作物の栽培地への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月26日付け５消安第7702号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	552	畜産経営の安定に関する法律	農林水産省	第29条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、畜産局企画課長・牛乳乳製品課長通知「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月27日付け５畜産第2991号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	553	畜産経営の安定に関する法律	農林水産省	第29条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、畜産局企画課長・牛乳乳製品課長通知「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月27日付け５畜産第2991号）及び牛乳乳製品課長通知「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月27日付け５畜産第2990号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	554	畜産経営の安定に関する法律	農林水産省	第29条第4項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、畜産局企画課長・牛乳乳製品課長通知「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月27日付け５畜産第2991号）及び牛乳乳製品課長通知「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月27日付け５畜産第2990号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	555	畜産経営の安定に関する法律施行令	農林水産省	第16条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、畜産局企画課長・牛乳乳製品課長通知「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月27日付け５畜産第2991号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	556	畜産経営の安定に関する法律施行令	農林水産省	第16条第4項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、畜産局牛乳乳製品課長通知「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月27日付け５畜産第2990号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	557	土地改良法	農林水産省	第118条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、立入検査について、デジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	566	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	農林水産省	第12条第1項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、水産庁漁政部加工流通課長通知「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年12月18日付け事務連絡）の発出により、立入検査等について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	567	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	農林水産省	第12条第2項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、水産庁漁政部加工流通課長通知「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年12月18日付け事務連絡）の発出により、立入検査等について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	568	内水面漁業の振興に関する法律	農林水産省	第31条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた水産庁所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年３月29日付５水漁第1632号）の発出により、立入検査等について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	569	内水面漁業の振興に関する法律	農林水産省	第31条第2項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた水産庁所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年３月29日付５水漁第1632号）の発出により、立入検査等について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	590	輸出水産業の振興に関する法律	農林水産省	第21条第1項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、水産庁漁政部加工流通課長通知「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年12月18日付け事務連絡）の発出により、立入検査等について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	591	輸出水産業の振興に関する法律	農林水産省	第21条第2項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、水産庁漁政部加工流通課長通知「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年12月18日付け事務連絡）の発出により、立入検査等について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	592	遊漁船業の適正化に関する法律	農林水産省	第24条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」（令和５年12月25日付水産庁長官通知）の発出により、新法に基づく各種取組については、積極的にデジタル技術を活用していくことが望ましい旨を明記した。			
新規	593	遊漁船業の適正化に関する法律	農林水産省	第24条第2項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」（令和５年12月25日付水産庁長官通知）の発出により、新法に基づく各種取組については、積極的にデジタル技術を活用していくことが望ましい旨を明記した。			
新規	598	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	農林水産省	第25条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、畜産局企画課長・牛乳乳製品課長通知「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月27日付け５畜産第2991号）及び牛乳乳製品課長通知「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月27日付け５畜産第2990号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	599	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	農林水産省	第25条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、畜産局企画課長・牛乳乳製品課長通知「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月27日付け５畜産第2991号）及び牛乳乳製品課長通知「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月27日付け５畜産第2990号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	605	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第162条第1項	経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	資源エネルギー庁のHPにおいて、立入検査にあたり、デジタル技術を活用した事前の情報収集や省エネ技術に詳しい有識者のオンライン参加等を行う場合があることを明確化した。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/			
新規	606	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第162条第2項	経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	資源エネルギー庁のHPにおいて、立入検査にあたり、デジタル技術を活用した事前の情報収集や省エネ技術に詳しい有識者のオンライン参加等を行う場合があることを明確化した。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/			
新規	607	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第162条第3項	経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	資源エネルギー庁のHPにおいて、立入検査にあたり、デジタル技術を活用した事前の情報収集や省エネ技術に詳しい有識者のオンライン参加等を行う場合があることを明確化した。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/			
新規	608	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第162条第4項	経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	資源エネルギー庁のHPにおいて、立入検査にあたり、デジタル技術を活用した事前の情報収集や省エネ技術に詳しい有識者のオンライン参加等を行う場合があることを明確化した。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	609	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第162条第5項	経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	資源エネルギー庁のHPにおいて、立入検査にあたり、デジタル技術を活用した事前の情報収集や省エネ技術に詳しい有識者のオンライン参加等を行う場合があることを明確化した。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/			
新規	610	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第162条第6項	経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	資源エネルギー庁のHPにおいて、立入検査にあたり、デジタル技術を活用した事前の情報収集や省エネ技術に詳しい有識者のオンライン参加等を行う場合があることを明確化した。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/			
新規	611	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第162条第7項	経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	資源エネルギー庁のHPにおいて、立入検査にあたり、デジタル技術を活用した事前の情報収集や省エネ技術に詳しい有識者のオンライン参加等を行う場合があることを明確化した。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/			
新規	612	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第162条第8項	経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	資源エネルギー庁のHPにおいて、立入検査にあたり、デジタル技術を活用した事前の情報収集や省エネ技術に詳しい有識者のオンライン参加等を行う場合があることを明確化した。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/			
新規	613	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第162条第9項	経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	資源エネルギー庁のHPにおいて、立入検査にあたり、デジタル技術を活用した事前の情報収集や省エネ技術に詳しい有識者のオンライン参加等を行う場合があることを明確化した。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/			
新規	614	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第162条第10項	経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	資源エネルギー庁のHPにおいて、立入検査にあたり、デジタル技術を活用した事前の情報収集や省エネ技術に詳しい有識者のオンライン参加等を行う場合があることを明確化した。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/			
新規	615	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第162条第11項	経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	資源エネルギー庁のHPにおいて、立入検査にあたり、デジタル技術を活用した事前の情報収集や省エネ技術に詳しい有識者のオンライン参加等を行う場合があることを明確化した。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/			
新規	616	ガス事業法	経済産業省	第172条第1項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	617	ガス事業法	経済産業省	第172条第3項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	618	ガス事業法	経済産業省	第172条第4項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	619	ガス事業法	経済産業省	第172条第5項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	636	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第83条第1項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。（製品安全課）https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf 事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。（ガス安全室）https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	637	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第83条第2項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	638	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第83条第3項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	639	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第83条第4項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	640	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第83条第5項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	641	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第83条第6項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	642	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第83条第7項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	643	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第83条第8項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
新規	657	株式会社海外需要開拓支援機構法	経済産業省	第38条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月９日付で株式会社海外需要開拓支援機構に対し、「株式会社海外需要開拓支援機構法の施行について（通達）」を発出し、立入検査についてオンライン会議システムを用いたヒアリング等のデジタル技術を活用した方法によることも可能である旨明確化した。			
新規	658	株式会社海外需要開拓支援機構法	経済産業省	第38条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月９日付で株式会社海外需要開拓支援機構に対し、「株式会社海外需要開拓支援機構法の施行について（通達）」を発出し、デジタル技術を活用した方法により立入検査を行う場合について、オンライン会議システム等のカメラ付き遠隔ツールを用いる等、デジタル技術を活用して身分証の提示を行うことが可能である旨明確化した。			
新規	659	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律	経済産業省	第23条	指定発給機関に対する立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当室HP中、事業者が最も閲覧する資料にて、実地検査や立入検査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式にて実施する旨を明示した。https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/eparo.pdf#page=24			
新規	666	鉱山保安法	経済産業省	第47条第1項	立入検査等の実施	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、報告徴収について、デジタル技術の活用を通じて行うことを妨げるものではない旨を明確化した。			
新規	675	自転車競技法	経済産業省	第53条第1項	競輪場等への立ち入り	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月、「競輪施行者等に対する報告徴収及び立入検査の方法について」（令和6年1月22日付事務連絡）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	676	自転車競技法	経済産業省	第53条第2項	競輪場等への立ち入り	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月、「競輪施行者等に対する報告徴収及び立入検査の方法について」（令和6年1月22日付事務連絡）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	677	商工会法	経済産業省	第50条第1項	商工会の立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	中小企業庁HPにて、立入検査に伴う報告書の提出等の情報収集等においてデジタル技術を活用するよう周知した。https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2024/20240116.html			
新規	678	商工会法	経済産業省	第50条第2項	商工会の立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	中小企業庁HPにて、立入検査証の提示においてデジタル技術を活用するよう周知した。https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2024/20240116.html			
新規	679	小型自動車競走法	経済産業省	第57条第1項	小型自動車競走場等への立ち入り	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月、「競輪施行者等に対する報告徴収及び立入検査の方法について」（令和6年1月22日付事務連絡）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	680	小型自動車競走法	経済産業省	第57条第2項	小型自動車競走場等への立ち入り	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月、「競輪施行者等に対する報告徴収及び立入検査の方法について」（令和6年1月22日付事務連絡）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	682	消費生活用製品安全法	経済産業省	第41条第1項	主管省庁による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
新規	683	消費生活用製品安全法	経済産業省	第41条第2項	主管省庁による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
新規	685	中小企業投資育成株式会社法	経済産業省	第11条第1項	中小企業投資育成株式会社に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月14日付で投資育成３社に対し「中小企業投資育成株式会社法第１１条の規定による立入検査の実施方法等について（通知）」を発出し、立入検査について、オンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による実施を基本とする旨示した。			
新規	686	中小企業投資育成株式会社法	経済産業省	第11条第2項	中小企業投資育成株式会社に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月14日付で投資育成３社に対し「中小企業投資育成株式会社法第１１条の規定による立入検査の実施方法等について（通知）」を発出し、オンライン方式により立入検査を行う場合において、中小企業庁の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者に画面越しに提示することとする旨示した。			
新規	687	電気用品安全法	経済産業省	第46条第1項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	688	電気用品安全法	経済産業省	第46条第2項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
新規	689	電気用品安全法	経済産業省	第46条第3項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
新規	691	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律	経済産業省	第3条	実地での監督義務	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和6年経済産業省令第30号）が公布、施行され、施工場所以外の場所において適切な情報通信技術によって監督が行えることを明確化した。			
新規	692	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律	経済産業省	第12条第1項	デジタルプラットフォーム提供者に対する立入検査（身分証の携帯及び提示）	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年４月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/transparency.html#regulations			
新規	693	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律	経済産業省	第12条第2項	デジタルプラットフォーム提供者に対する立入検査（身分証の携帯及び提示）	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年４月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/transparency.html#regulations			
新規	694	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律	経済産業省	第12条第4項	デジタルプラットフォーム提供者に対する立入検査（身分証の携帯及び提示）	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年４月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/transparency.html#regulations			
新規	702	日本アルコール産業株式会社法	経済産業省	第11条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月25日付で日本アルコール産業株式会社に対し、「日本アルコール産業株式会社法に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」を発出し、立入検査について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して行うことがある旨示した。			
新規	703	日本アルコール産業株式会社法	経済産業省	第11条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月25日付で日本アルコール産業株式会社に対し、「日本アルコール産業株式会社法に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」を発出し、オンライン方式により立入検査を行う場合は 、 立入検査を行う職員が その身分を示す証明書を携帯し、関係人に画面越しに提示することとする旨示した。			
新規	704	熱供給事業法	経済産業省	第28条第1項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	705	熱供給事業法	経済産業省	第28条第2項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-02.html			
新規	710	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	国土交通省	第22条第1項	指定試験機関の事務所への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「立入検査、対面講習及び財務諸表等の閲覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26付国住参マ第214号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	711	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	国土交通省	第41条の17第1項	登録講習機関の事務所への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「立入検査、対面講習及び財務諸表等の閲覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26付国住参マ第214号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	713	モーターボート競走法	国土交通省	第61条第1項	国による施行者、競走実施機関、船舶等振興機関、競走場設置者若しくは場外発売場設置者に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、各地方運輸局等担当者宛のメールにて、報告の徴収においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	719	下水道法施行規則	国土交通省	第17条の10第1号	雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準	目視規制	1-②	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年1月、「雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準等におけるデジタル原則を踏まえた対応について」（令和６年１月11日付）の発出等により、点検において、評価や判定の精緻化、自動化・無人化を行うことも含め、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	720	河川法	国土交通省	第78条第1項	報告の徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた河川法及び河川法施行令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月14日付事務連絡）の発出により、報告の徴収及び立入検査の実施方法は、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	721	河川法	国土交通省	第78条第2項	報告の徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた河川法及び河川法施行令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月14日付事務連絡）の発出により、オンライン方式により立入検査を行う場合は、立入検査をする職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係人に画面越しに提示する旨を明示した。			
新規	725	海上運送法	国土交通省	第25条第1項	国による船舶運航事業者の海上運送法施行に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー国土交通省６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月１１日付国海外第655号）他の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	726	海上運送法	国土交通省	第39条の4第1項	国による認定日本船舶・船員確保計画に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月１１日付国海外第655号）他の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。 ※条ずれのため、第37条の6について見直しを実施			
新規	727	海上運送法	国土交通省	第39条の4第2項	国による認定日本船舶・船員確保計画に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月１１日付国海外第655号）他の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。 ※条ずれのため、第37条の6について見直しを実施			
新規	728	海上運送法	国土交通省	第39条の9第1項	国による認定対外船舶運行事業者等に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月１１日付国海外第655号）他の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。 ※条ずれのため、第38条の5について見直しを実施			
新規	729	海上運送法	国土交通省	第39条の9第2項	国による認定対外船舶運行事業者等に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月１１日付国海外第655号）他の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。 ※条ずれのため、第38条の5について見直しを実施			
新規	730	海上運送法	国土交通省	第39条の37第1項	国による指定金融機関の営業所又は事務所に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月１１日付国海外第657号）他の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	731	海上運送法	国土交通省	第39条の37第2項	国による指定金融機関の営業所又は事務所に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月１１日付国海外第657号）他の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	733	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法	国土交通省	第22条第1項	国による認定船舶所有者に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月１１日付国海外第655号）他の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	734	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法	国土交通省	第22条第2項	国による認定船舶所有者に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月１１日付国海外第655号）他の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	736	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第9条の18第1項	報告徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和４年12月、「「登録確認機関に対する立入検査について」の一部改正について」（令和４年12月26日付保警環第49号）の発出により、報告及び立入検査においてメールその他の情報通信技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	737	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第42条の25第1項	報告徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「指定海上防災機関立入検査等実施要領」（令和６年３月29日付）の発出により、報告及び立入検査においてメールその他の情報通信技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	742	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律	国土交通省	第6条第1項	国による外航船舶運航事業を行う者若しくは外航船舶運航事業に関し海運代理店業を行う者に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月１１日付国海外第655号）他の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	743	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律	国土交通省	第6条第2項	国による外航船舶運航事業を行う者若しくは外航船舶運航事業に関し海運代理店業を行う者に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月１１日付国海外第655号）他の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	748	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	国土交通省	第4条第1項	調査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、現地調査について、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	749	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	国土交通省	第5条第1項	調査のための立入り	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、立入りについて、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	750	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	国土交通省	第5条第5項	調査のための立入り（身分証明書の携帯）	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して立入りを行う場合に、身分証明書を画面越しに提示することを明示した。			
新規	751	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	国土交通省	第11条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、立入りについて、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	752	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	国土交通省	第17条第1項	土地の立入り等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、立入りについて、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	753	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	国土交通省	第17条第2項	土地の立入り等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して立入りを行う場合に、身分証明書を画面越しに提示することを明示した。			
新規	808	砂防法	国土交通省	第23条第1項	立入	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、立入りについて、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	809	自動車ターミナル法	国土交通省	第22条第2項	国土交通大臣による自動車ターミナル事業者への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく自動車ターミナル法第２２条第２項に基づく立入検査の運用の見直しについて」（令和６年３月１日付国官参企第18号、国自貨第782号）の発出により、臨店での立入検査の代替としてウェブ等のデジタル技術を利用する方法により検査を実施することを許容する旨を通知した。			
新規	810	自動車ターミナル法	国土交通省	第22条第3項	国土交通大臣による自動車ターミナル事業者への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく自動車ターミナル法第２２条第２項に基づく立入検査の運用の見直しについて」（令和６年３月１日付国官参企第18号、国自貨第782号）の発出により、臨店での立入検査の代替としてウェブ等のデジタル技術を利用する方法により検査を実施することを許容する旨を通知した。			
新規	832	小型船造船業法	国土交通省	第19条第1項	国による小型船造船業者に対する小型船造船事業に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月１１日付国海産第９２４号）の発出により、立入検査においてウェブ会議、電子メール等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明確化した。			
新規	836	水先法	国土交通省	第26条第1項	国による登録水先人養成実施機関に対する事業状況に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の４）の発出により、身体検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	837	水先法	国土交通省	第26条第2項	国による登録水先人養成実施機関に対する事業状況に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の４）の発出により、身体検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	838	水先法	国土交通省	第69条第1項	国による水先人、水先人会又は日本水先人会連合会に対する事業状況に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の４）の発出により、身体検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	839	水先法	国土交通省	第69条第2項	国による水先人、水先人会又は日本水先人会連合会に対する事業状況に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の４）の発出により、身体検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	844	船員災害防止活動の促進に関する法律	国土交通省	第61条第3項	船員労務官によるの安全衛生管理体制等に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー国土交通省６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「運航労務監理官が実施する立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和6年3月29日付国海安第191号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	847	船員法	国土交通省	第107条第1項	船員労務官による船員法及び労働基準法の施行のための立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー国土交通省６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「運航労務監理官が実施する立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和6年3月29日付国海安第191号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	857	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第17条の13第1項	国による講習等実施機関（登録海技免許講習実施機関）に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の４）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	858	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第17条の13第2項	国による講習等実施機関（登録海技免許講習実施機関）に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の４）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	859	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第23条の21第1項	国による指定試験機関に対する立ち入り検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の４）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	860	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第23条の21第2項	国による指定試験機関に対する立ち入り検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の４）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	861	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第29条の2	国による船所有者、船舶職員、小型船舶操縦者その他の関係者に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の４）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	868	造船法	国土交通省	第32条第1項	国による指定金融機関に対する事業基盤強化促進業務に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月１１日付国海産第９０４、９０５号）の発出により、立入検査においてウェブ会議、電子メール等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明確化した。			
新規	895	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	国土交通省	第5条第1項	基礎調査のための土地の立入り等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、立入りについて、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	896	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	国土交通省	第5条第5項	土地の立入り等（身分証明書の携帯）	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して立入りを行う場合に、身分証明書を画面越しに提示することを明示した。			
新規	897	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	国土交通省	第22条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、立入りについて、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	898	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	国土交通省	第30条第1項	緊急調査のための土地の立入り等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、立入りについて、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	918	特定都市河川浸水被害対策法	国土交通省	第42条第1項	立ち入り検査（雨水浸透阻害行為）	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	919	特定都市河川浸水被害対策法	国土交通省	第42条第2項	立ち入り検査（雨水浸透阻害行為）	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、オンライン方式により立入検査を行う場合の身分証明書の提示について、立入検査をする者はその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、画面越しに提示する旨を明示した。			
新規	920	特定都市河川浸水被害対策法	国土交通省	第74条第1項	立ち入り検査（特定開発行為）	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	921	特定都市河川浸水被害対策法	国土交通省	第74条第2項	立ち入り検査（特定開発行為）	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、オンライン方式により立入検査を行う場合の身分証明書の提示について、立入検査をする者はその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、画面越しに提示する旨を明示した。			
新規	922	特定都市河川浸水被害対策法施行規則	国土交通省	第10条第1項	雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準	目視規制	1-②	3	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出等により、雨水貯留浸透施設の管理にかかる点検について、評価や判定の精緻化、自動化・無人化を行うことも含め、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	924	内航海運業法	国土交通省	第25条	国による内航海運業法施行のための内航海運事業者等に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー国土交通省６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年3月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月29日付国海内第209号）の発出により、デジタル技術を活用した方法での実施も許容する旨を明示した。			
新規	926	日本下水道事業団法	国土交通省	第50条第1項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「日本下水道事業団法に基づく監査及び立入検査の実施方法並びに下水道法施行規則に基づく講習の実施方法について（通知）」（令和６年２月16日付国水下企第82号）の発出により、目視に係る規制についてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による実施方法も可能である旨を明示した。			
新規	927	日本下水道事業団法	国土交通省	第50条第2項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「日本下水道事業団法に基づく監査及び立入検査の実施方法並びに下水道法施行規則に基づく講習の実施方法について（通知）」（令和６年２月16日付国水下企第82号）の発出により、目視に係る規制についてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による実施方法も可能である旨を明示した。			
新規	957	浄化槽法	環境省	第12条の12第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月６日付け環循適発第2309061号「デジタル原則を踏まえた浄化槽法等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」の「第五 排水設備等の検査について（法第12 条の12 関係）」において、検査の方法としてデジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、カメラ等による画像等を遠隔に確認するなど積極的にデジタル技術を活用することが推奨される旨を示した。			
新規	1002	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第32条第1項第2号	定期確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、登録認証機関等が実施する定期確認について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
新規	1003	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第46条第1号ロ	運搬物確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、登録認証機関等が実施する運搬物確認について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
新規	1004	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第46条第2号ロ	運搬物確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、登録認証機関等が実施する運搬物確認について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
新規	1005	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第60条第1号	埋設確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、登録認証機関等が実施する埋設確認について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	1006	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第74条第1号	濃度確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、登録認証機関等が実施する濃度確認について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
新規	1021	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	内閣官房 文部科学省 国土交通省	第28条第1項	報告の徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律に基づく報告の徴収及び立入検査 におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国北総第103号/５文企調第97号）の発出により、報告の徴収及び立入検査において、必要に応じてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を周知した。			
新規	1022	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	内閣官房 文部科学省 国土交通省	第28条第2項	報告の徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律に基づく報告の徴収及び立入検査 におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国北総第103号/５文企調第97号）の発出により、デジタル技術を活用した方法により立入検査を行う際に、関係者から身分を示す証明書の提示の請求があったときは、オンライン会議システム等の活用により画面越しに提示する等の適当な方法により行う旨を周知した。			
新規	1039	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部 国土交通省	第29条第2項	国土交通大臣による認定設置運営事業者等に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「特定複合観光施設区域整備法に基づく認定設置運営事業等に対する実地調査及び立入検査について（周知）」（令和６年３月22日観参第1732号）の発出により、認定設置運営事業者等に対し、特定複合観光施設区域整備法に基づく立入検査に関しては、立入検査に付随した行為について、情報収集の遠隔化等を図るため、電子メールやWeb 会議システム等のデジタル技術を活用することがある旨を通知した。			
新規	1040	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部 国土交通省	第29条第3項	国土交通大臣による認定設置運営事業者等に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「特定複合観光施設区域整備法に基づく認定設置運営事業等に対する実地調査及び立入検査について（周知）」（令和６年３月22日観参第1732号）の発出により、認定設置運営事業者等に対し、特定複合観光施設区域整備法に基づく立入検査に関しては、立入検査に付随した行為について、情報収集の遠隔化等を図るため、電子メールやWeb 会議システム等のデジタル技術を活用することがある旨を通知した。			
新規	1050	地方公務員等共済組合法	警察庁 総務省 文部科学省	第144条の28第3項	保険医療機関等に対する主務大臣の権限	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		工程表作成時点では、左記の見直し完了時期までの周知を予定していたが、令和６年度に発生する業務との兼ね合い上、担当者等の必要な関係者への周知を確実に行う観点から、令和６年度以降に見直しの対応を行った方が効果的であると考えたため。	令和６年６月	令和６年度に予定している新たな周知事項と併せて本件に関して対応することが効果的であり、令和６年６月までに当該周知を行うこととしていることから、それと併せて本件の対応を行うため。
新規	1051	地方公務員等共済組合法施行規程	警察庁 総務省 文部科学省	第69条第1項	たな卸資産の実地確認	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		工程表作成時点では、左記の見直し完了時期までの周知を予定していたが、令和６年度に発生する業務との兼ね合い上、担当者等の必要な関係者への周知を確実に行う観点から、令和６年度以降に見直しの対応を行った方が効果的であると考えたため。	令和６年６月	令和６年度に予定している新たな周知事項と併せて本件に関して対応することが効果的であり、令和６年６月までに当該周知を行うこととしていることから、それと併せて本件の対応を行うため。
新規	1070	確定拠出年金法	金融庁 厚生労働省	第103条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に監査の実施方法の見直しについて（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うことが可能な旨を明示した。			
新規	1087	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	消費者庁 財務省 農林水産省	第10条第1項	主管省庁による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月29日付け４消安7500号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示し、地方農政局等に対してデジタル技術の活用による効果的・効率的な立入検査等の実施について呼びかけた。			
新規	1088	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	消費者庁 財務省 農林水産省	第10条第2項	主管省庁による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月29日付け４消安7500号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示し、地方農政局等に対してデジタル技術の活用による効果的・効率的な立入検査等の実施について呼びかけた。			
新規	1093	日本農林規格等に関する法律	消費者庁 農林水産省	第65条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付け５新食第3171号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した。			
新規	1094	日本農林規格等に関する法律	消費者庁 農林水産省	第65条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付け５新食第3171号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した。			
新規	1095	日本農林規格等に関する法律	消費者庁 農林水産省	第65条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付け５新食第3171号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した。			
新規	1096	日本農林規格等に関する法律	消費者庁 農林水産省	第65条第4項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付け５新食第3171号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した。			
新規	1097	日本農林規格等に関する法律	消費者庁 農林水産省	第65条第5項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付け５新食第3171号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した。			
新規	1098	日本農林規格等に関する法律	消費者庁 農林水産省	第65条第6項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付け５新食第3171号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した。			
新規	1099	日本農林規格等に関する法律	消費者庁 農林水産省	第66条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付け５新食第3171号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した。			
新規	1100	日本農林規格等に関する法律	消費者庁 農林水産省	第66条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付け５新食第3171号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した。			
新規	1101	日本農林規格等に関する法律	消費者庁 農林水産省	第66条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付け５新食第3171号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した。			
新規	1102	日本農林規格等に関する法律	消費者庁 農林水産省	第66条第4項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付け５新食第3171号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した。			
新規	1103	日本農林規格等に関する法律	消費者庁 農林水産省	第66条第5項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付け５新食第3171号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した。			
新規	1104	日本農林規格等に関する法律	消費者庁 農林水産省	第66条第9項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付け５新食第3171号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した。			
新規	1107	消費生活用製品安全法	消費者庁 経済産業省	第41条第4項	主管省庁による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	消費生活用製品安全法第41条第１項及び第２項に係る立入検査については、事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf また、同法第３項に係る立入検査については、令和６年３月、オンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による調査を許容する旨を、内部文書により明確化した。			
新規	1131	資源の有効な利用の促進に関する法律	経済産業省 国土交通省	第37条第1項	特定省資源事業者又は特定再利用事業者による報告及び同事業者への立入り	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた資源の有効な利用の促進に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載をすることにより、デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html			
新規	1132	資源の有効な利用の促進に関する法律	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	第37条第2項	指定省資源化事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者による報告及び同事業者への立入り	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた資源の有効な利用の促進に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載をすることにより、デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html			
新規	1133	資源の有効な利用の促進に関する法律	厚生労働省 経済産業省 環境省	第37条第4項	指定再資源化事業者による報告及び同事業者への立入り	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた資源の有効な利用の促進に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載をすることにより、デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html			
新規	1134	資源の有効な利用の促進に関する法律	厚生労働省 経済産業省 環境省	第37条第5項	指定副産物事業者による報告及び同事業者への立入り	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた資源の有効な利用の促進に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載をすることにより、デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html			
新規	1136	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	第24条第1項	報告徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「食品リサイクル法に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（通知）」の実施主体宛ての発出及び事務連絡「デジタル原則を踏まえた食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年４月）」のウェブサイト掲載（https://www.meti.go.jp/policy/recycle/）により、報告徴収について、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用が妨げられないことを明確化した。			
新規	1137	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	第24条第3項	報告徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「食品リサイクル法に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（通知）」の実施主体宛ての発出及び事務連絡「デジタル原則を踏まえた食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年４月）」のウェブサイト掲載（https://www.meti.go.jp/policy/recycle/）により、報告徴収について、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用が妨げられないことを明確化した。			
新規	1138	資源の有効な利用の促進に関する法律	経済産業省 国土交通省	第37条第3項	認定指定再資源化事業者による報告及び同事業者への立入り	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた資源の有効な利用の促進に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載をすることにより、デジタル技術の使用可を明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	1139	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	第24条第2項	報告徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「食品リサイクル法に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（通知）」の実施主体宛ての発出及び事務連絡「デジタル原則を踏まえた食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年４月）」のウェブサイト掲載（https://www.meti.go.jp/policy/recycle/）により、報告徴収について、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用が妨げられないことを明確化した。			
新規	1148	独立行政法人住宅金融支援機構法	財務省 国土交通省	第26条第1項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく報告及び検査のオンライン化について」（令和6年4月26日付財政第211号・国住金６号）の発出により、報告及び検査においてウェブ会議等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1149	独立行政法人住宅金融支援機構法	財務省 国土交通省	第26条第2項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく報告及び検査のオンライン化について（通知）」（令和6年4月26日付財政第211号・国住金６号）の発出により、報告及び検査においてウェブ会議等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1151	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法	厚生労働省 農林水産省	第24条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通６	法律改正	完了済み	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法については限時法（工程表作成時には有効）であったが、今般、延長されずに令和５年６月30日限りで失効し、同法第24条第１項に基づく立入検査が行われることはなくなったことを確認した。			
新規	1152	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法	厚生労働省 農林水産省	第24条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通６	法律改正	完了済み	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法については限時法（工程表作成時には有効）であったが、今般、延長されずに令和５年６月30日限りで失効し、同法第24条第１項に基づく立入検査が行われることはなくなったことを確認した。			
新規	1182	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律	農林水産省 経済産業省 国土交通省	第33条第1項	主務大臣による木材関連事業者への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年８月、実地の方式に限らずオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による検査も可能とする旨を業務資料に明記した。			
新規	1183	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律	農林水産省 経済産業省 国土交通省	第33条第2項	主務大臣による登録実施機関への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年８月、実地の方式に限らずオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による検査も可能とする旨を業務資料に明記した。			
新規	1184	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律	農林水産省 経済産業省 国土交通省	第33条第3項	主務大臣による木材関連事業者又は登録実施機関への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年８月、実地の方式に限らずオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による検査も可能とする旨を業務資料に明記した。			
新規	1192	地すべり等防止法	農林水産省 国土交通省	第5条第1項	地すべり防止区域指定のための現地調査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「地すべり等防止法に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（林野庁令和５年12 月26 日付５林整治第１２９０号）、「デジタル原則を踏まえた地すべり等防止関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年１ 月４ 日付５ 農振第２２８１号）、「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（国土交通省令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、現地調査について、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1193	地すべり等防止法	農林水産省 国土交通省	第6条第1項	調査のための立入	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「地すべり等防止法に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（林野庁令和５年12 月26 日付５林整治第１２９０号）、「デジタル原則を踏まえた地すべり等防止関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年１ 月４ 日付５ 農振第２２８１号）、「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（国土交通省令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、立入りについて、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1194	地すべり等防止法	農林水産省 国土交通省	第6条第5項	調査のための立入	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「地すべり等防止法に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12 月26 日付５林整治第１２９０号）、「デジタル原則を踏まえた地すべり等防止関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６ 年１ 月４ 日付５農振第２２８１号）、「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して立入りを行う場合に、身分証明書を画面越しに提示することを明示した。			
新規	1195	地すべり等防止法	農林水産省 国土交通省	第16条第1項	調査等のための土地の立入等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「地すべり等防止法に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（林野庁令和５年12 月26 日付５林整治第１２９０号）、「デジタル原則を踏まえた地すべり等防止関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年１ 月４ 日付５ 農振第２２８１号）、「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（国土交通省令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、立入りについて、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1196	地すべり等防止法	農林水産省 国土交通省	第22条第1項	都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設に対する立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「地すべり等防止法に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（林野庁令和５年12 月26 日付５林整治第１２９０号）、「デジタル原則を踏まえた地すべり等防止関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年１ 月４ 日付５ 農振第２２８１号）、「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（国土交通省令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、立入りについて、デジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1197	地すべり等防止法	農林水産省 国土交通省	第22条第2項	都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設に対する立入検査等（身分証明書の携帯）	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「地すべり等防止法に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（林野庁令和５年12 月26 日付５林整治第１２９０号）、「デジタル原則を踏まえた地すべり等防止関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年１ 月４ 日付５ 農振第２２８１号）、「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（国土交通省令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して立入りを行う場合に、身分証明書を画面越しに提示することを明示した。			
新規	1201	愛玩動物看護師法	農林水産省 環境省	第21条第1項	農林水産大臣及び環境大臣による事務所への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		農林水産大臣による立入検査については、令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した一方、環境大臣による立入検査については、関係機関に通知するにあたって、環境省が所管する他のアナログ規制関連規定とあわせて対応することが望ましいため、他のアナログ規制関連規定の見直し時期との関係で本規定(目視)についても同時期の見直しとする必要がある。	令和６年６月	左記の理由により、動物愛護管理法その他関連法における他のアナログ規制関連規定と同時期の見直しを予定しているため。
新規	1202	愛玩動物看護師法	農林水産省 環境省	第21条第2項	農林水産大臣及び環境大臣による事務所への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		農林水産大臣による立入検査については、令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した一方、環境大臣による立入検査については、関係機関に通知するにあたって、環境省が所管する他のアナログ規制関連規定とあわせて対応することが望ましいため、他のアナログ規制関連規定の見直し時期との関係で本規定(目視)についても同時期の見直しとする必要がある。	令和６年６月	左記の理由により、動物愛護管理法その他関連法における他のアナログ規制関連規定と同時期の見直しを予定しているため。
新規	1203	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	農林水産省 環境省	第10条第2項	主務大臣による特定外来生物の飼養等をしている者等に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月22日付５ 環 バ 第 452 号、環自野発第2403229号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1204	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	農林水産省 環境省	第24条の2第1項	主務大臣による特定外来生物等が付着しているおそれがある輸入品等に対する検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月22日付５ 環 バ 第 452 号、環自野発第2403229号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1212	砂利採取法	経済産業省 国土交通省	第34条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた砂利採取法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月29日付事務連絡）の発出により、立入検査等については、実地に赴いて行うことに限らず、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して行うことを許容する旨を明示した。			
新規	1213	砂利採取法	経済産業省 国土交通省	第34条第2項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた砂利採取法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月29日付事務連絡）の発出により、立入検査等については、実地に赴いて行うことに限らず、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して行うことを許容する旨を明示した。			
新規	1214	砂利採取法	経済産業省 国土交通省	第34条第3項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた砂利採取法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月29日付事務連絡）の発出により、立入検査等については、実地に赴いて行うことに限らず、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して行うことを許容する旨を明示した。			
新規	1215	砂利採取法	経済産業省 国土交通省	第34条第4項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた砂利採取法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月29日付事務連絡）の発出により、立入検査等については、実地に赴いて行うことに限らず、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して行うことを許容する旨を明示した。			
新規	1216	砂利採取法	経済産業省 国土交通省	第34条第5項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた砂利採取法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月29日付事務連絡）の発出により、オンライン方式により立入検査等を行う場合は、立入検査等をする職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者に画面越しに提示する旨を明示した。			
新規	1240	浄化槽法	国土交通省 環境省	第53条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	目視ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月６日付け環循適発第2309061号「デジタル原則を踏まえた浄化槽法等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」の「第八 報告徴収・立入検査について（法第53 条関係）」において、立入検査に関連する報告徴収においてオンラインによることが可能である旨明示した。			
別表１	14	更生保護事業法	法務省	第19条第1号及び第2号	更生保護法人における監事による理事の業務執行状況等監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー法務省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１１月に局長通達「更生保護事業法施行規則の運用について」を一部改正し、監事による監査の全部又は一部を対面によらない方法（具体的にはオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式を想定）で実施できる旨を明記した。			
別表１	29	土地改良法施行令	農林水産省	第66条	農林水産大臣による委託に係る土地改良財産管理状況実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、実地監査について、ドローン、高精度カメラ等のデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	41	船舶安全法	国土交通省	第25条の17第3項	監事による小型船舶検査機構の業務に関する監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		小型船舶検査機構の監査に係る事項については今般抜本的な見直しを行ったことにより、調整に遅れが生じたため。	令和６年６月	引き続き小型船舶検査機構の監事との調整を要するため。
別表１	44	土地区画整理法	国土交通省	第28条第3項	土地区画整理組合における監事による業務執行状況等監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該監査においてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	48	都市再開発法	国土交通省	第27条第4項第2号	市街地再開発組合における監事による財産状況等監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該監査においてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
別表１	50	日本下水道事業団法	国土交通省	第15条第4項	日本下水道事業団における監事による業務監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「日本下水道事業団法に基づく監査及び立入検査の実施方法並びに下水道法施行規則に基づく講習の実施方法について（通知）」（令和６年２月16日付国水下企第82号）の発出により、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した実施方法も可能である旨を明示した。			
別表１	51	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	国土交通省	第66条の7第1号及び第2号	計画整備組合における監事による財産状況等監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該監査においてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
別表１	52	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	国土交通省	第24条第3項第1号及び第2号	マンション建替組合における監事による財産状況等監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26付国住参マ第213号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	56	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則	原子力規制委員会	第46条第1項	原子力事業者等における内部監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 品質マネジメントシステムの内部監査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表２	1	国家公務員共済組合法	財務省	第28条第3項	国家公務員共済組合連合会における監事による業務監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、事務連絡「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた監査関係手続に係る対応について」（令和５年３月30日）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表２	2	国家公務員共済組合法	財務省	第116条第3項	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会における財務省職員による業務等監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、事務連絡「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた監査関係手続に係る対応について」（令和５年３月30日）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
新規	5	独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令	国土交通省	第2条第2項	監事の監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「独立行政法人水資源機構における監査においてデジタル技術を活用した実施を許容することの明確化について（通知）」（令和６年３月22日付国水策第166号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
新規	6	独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令	国土交通省	第2条第5項第1号及び第5号	監事の監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「独立行政法人水資源機構における監査においてデジタル技術を活用した実施を許容することの明確化について（通知）」（令和６年３月22日付国水策第166号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
新規	7	独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令	国土交通省	第13条第2項	会計監査人の監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「独立行政法人水資源機構における監査においてデジタル技術を活用した実施を許容することの明確化について（通知）」（令和６年３月22日付国水策第166号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
新規	8	独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令	国土交通省	第13条第3項第1号	会計監査人の監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「独立行政法人水資源機構における監査においてデジタル技術を活用した実施を許容することの明確化について（通知）」（令和６年３月22日付国水策第166号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
新規	9	独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令	国土交通省	第13条第3項第2号	会計監査人の監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	監査ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「独立行政法人水資源機構における監査においてデジタル技術を活用した実施を許容することの明確化について（通知）」（令和６年３月22日付国水策第166号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	10	子ども・子育て支援法施行規則	こども家庭庁	第1条第1号へ（2）	給付の対象となる認可外保育施設の基準（発育状態の定期観察）	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー内閣府１	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	「令和２年度保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」等を通じて、 ICTの活用による、保育所から保護者への連絡のオンライン化に係る事例や、取組の進め方を周知した。			
別表１	111	家内労働法施行規則	厚生労働省	別表第1	プレス機械又はシヤーの定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	新たな規制の在り方の検討	未了		本条項については、労働安全衛生規則134条の３第1項及び同135条第1項にならい、同様の規制を課しているものである。家内労働法制の安全衛生に関する規定については、家内労働の性質に配慮した上で、労働安全衛生法制も踏まえた対応となっている観点から、労働安全衛生規則の見直しの内容等を踏まえず対応することは、規制に関係する家内労働者等で必要となる対応を考えても不適当であることから、労働安全衛生規則の対応を踏まえた上で対応を行うため同時期の見直しとする必要がある。	令和６年６月	左記の理由により、 労働安全衛生規則134条の３第1項及び同135条第1項と同様の見直し時期とすることが適当であるため。
別表１	267	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則	経済産業省	第61条	登録調査機関の業務管理に係る定期内部点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通2	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和6年3月、登録調査機関の管理業務に係る点検業務については電磁的記録による情報の確認、オンライン会議システム・情報通信機器を用いた聴取等といったデジタル技術を用いて行うことが可能であることをHPにて明示した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/			
別表１	277	ガス事業法	経済産業省	第34条	ガス工作物の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。			
別表１	278	ガス事業法	経済産業省	第71条	ガス工作物の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。			
別表１	279	ガス事業法	経済産業省	第104条	ガス工作物の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。			
別表１	284	ガス事業法施行規則	経済産業省	第48条	ガス工作物の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。			
別表１	285	ガス事業法施行規則	経済産業省	第50条	ガス工作物の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。			
別表１	289	ガス事業法施行規則	経済産業省	第107条	ガス工作物の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。			
別表１	290	ガス事業法施行規則	経済産業省	第109条	ガス工作物の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。			
別表１	295	ガス事業法施行規則	経済産業省	第163条	ガス工作物の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。			
別表１	296	ガス事業法施行規則	経済産業省	第165条	ガス工作物の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。			
別表１	299	ガス事業法施行規則	経済産業省	第209条第2号	ガス工作物の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。			
別表１	300	ガス事業法施行規則	経済産業省	第209条第3号	ガス工作物の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。			
別表１	301	ガス事業法施行規則	経済産業省	第210条	ガス工作物の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。			
別表１	418	電気事業法施行規則	経済産業省	第50条第2項第14号	保安規程の定期的な点検（事業用電気工作物設置者）	定期検査	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年３月に「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、電気事業法第42条の規定に基づき提出される保安規程に関する法令の適用について、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。 URL<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-houreikaishaku.pdf> <https://www.nra.go.jp/data/000472328.pdf>			
別表１	652	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	環境省	第5条第1項第5号	特定外来生物に係る特定飼養等施設の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年3月、特定外来生物に係る特定飼養等施設に係る定期検査において、デジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月22日付５ 環 バ 第 452 号、環自野発第2403229号） の 発出 により明確化した。			
別表１	653	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則	環境省	第8条第1項第1号	特定外来生物に係る特定飼養等施設の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー共通4	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年3月、特定外来生物に係る特定飼養等施設に係る定期検査において、デジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月22日付５ 環 バ 第 452 号、環自野発第2403229号） の 発出 により明確化した。			
別表１	724	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第16条の5第1項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	725	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第16条の5第2項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	726	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第16条の5第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	727	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第22条第1項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	728	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第29条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	729	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第29条第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	730	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第29条第3項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	731	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第37条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	732	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の16第1項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	733	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の16第2項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	734	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の16第3項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	735	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の16第4項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	736	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の24第1項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	737	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の11第1項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	738	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の11第2項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	739	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の11第3項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	740	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の20第1項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	741	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第46条の2の2第1項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	742	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第46条の2の2第2項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	743	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第46条の2の2第3項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	744	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第50条第1項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	745	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の10第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	746	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の10第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	747	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の10第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	748	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の18第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	749	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第61条の2の2第1号ロ	原子力規制検査	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	751	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第1項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	752	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第2項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	753	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	754	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第4項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	755	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第5項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	756	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の10	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	757	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の11	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	758	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の12	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	759	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の13第2項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	760	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の13第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	761	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第8条第1項第16号	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	762	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第8条第2項第19号	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	763	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第9条の3の2	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	764	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第9条の13第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	765	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	766	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	767	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	768	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第4項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	769	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第27条第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	770	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第27条第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	771	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第27条第5項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	772	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第27条第6項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	773	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第28条	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	774	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第29条	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	775	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第30条第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	776	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第30条第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	777	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第30条第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	778	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第63条第1項第15号	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	779	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第63条第1項第17号	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	780	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第88条の2第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	781	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第12条第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	782	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第12条第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	783	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第12条第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	784	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第12条第4項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	785	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第12条第5項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	786	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第13条第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	787	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第14条	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	788	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第15条	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	789	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	790	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第34条第1項第15号	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	791	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第34条第1項第17号	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	792	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第35条の15の2第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	793	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第51条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	794	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第52条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	795	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第53条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	796	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第54条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	797	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第55条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	798	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第121条第3項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	799	原子力規制検査等に関する規則	原子力規制委員会	第3条第1項	原子力規制検査	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	800	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	801	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の10	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	802	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の11	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	803	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の12	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	804	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の12の2	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	805	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第17条第1項第17号	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	806	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第20号	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	807	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3の2	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	808	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の15第3項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	809	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第12条	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	810	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第13条	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	811	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第14条	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	812	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第15条	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	813	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	814	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第43条の12の2第3項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	815	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第3条の8	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	816	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	817	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第3条の10	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期一原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	818	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第3条の11	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	819	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第3条の12	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	820	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第15条第1項第17号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	821	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第15条第2項第18号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	822	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第16条の13の2第3項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	823	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第55条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	824	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第56条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	825	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第57条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	826	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第57条の3	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	827	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第58条第2項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	828	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第92条第1項第18号	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	829	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第92条第3項第18号	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	830	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第99条の3	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	831	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第126条第3項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	832	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第13条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	833	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第13条第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	834	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第13条第3項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	835	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第13条第4項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	836	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第13条第5項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	837	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	838	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	839	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条第5項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	840	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条第6項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	841	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の2第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	842	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の2第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	843	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の4第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	844	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の4第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	845	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の4第3項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	846	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第29条第1項第17号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	847	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第29条第2項第18号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期ー原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	848	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第34条の2第1項第3号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	849	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第18条第1項第2号ロ	施設検査等の方法等	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	850	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第12条第1項第8号	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	851	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第12条第1項第9号	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	852	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第12条の9第3項	定期検査の方法	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	853	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第14条の3第3項第2号	設計認証等の基準	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	854	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第15条第1項第10号の2	陽電子断層撮影用放射性同位元素を製造する機器の使用の基準	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	856	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第20条第1項第4号イ	放射線量の測定	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	857	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第20条第1項第4号ロ	放射線量の測定	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	858	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第20条第1項第4号ハ	放射線量の測定	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	859	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第24条の2の2第2項第7号ニ	事業所等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	860	放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	原子力規制委員会	第14条第1項第1号	定期検査の期間	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	861	放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	原子力規制委員会	第14条第1項第2号	定期検査の期間	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	871	原子力発電工作物の保安に関する命令	経済産業省 原子力規制委員会	第4条第2項第14号	保安規程の定期的な点検（事業用電気工作物設置者）	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会・経済産業省１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
新規	1	警察用航空機の運用等に関する規則	警察庁	第22条	航空機等の整備の状況等に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－共通７	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	「令和５年度航空業務計画策定指針について(通知)」（令和５年３月30日付警察庁丙会第48号ほか）の発出により、検査の実施にあたり、報告資料の電子データ化、検査のオンライン化等を推進することにより効率化及びデジタル化に努めるよう指示をした。			
新規	2	警察用航空機の運用等に関する規則	警察庁	第23条	航空機事故の防止に関する計画等の定期査察	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－共通７	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年５月、警察用航空機の運用等に関する規則に基づく航空安全査察の受察対象警察に対して、航空安全査察事前説明資料については電子文書で作成、提出するよう指示することにより効率化を図った。（令和５年度は７県に対して同様の指示を実施。）			
新規	82	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第5項	特定第一種廃棄物埋設施設の定期事業者検査	定期検査	1-②	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
新規	83	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第12条の9第1項	特定使用者・許可廃棄業者に対する定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
新規	84	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第12条の9第2項	特定使用者・許可廃棄業者に対する定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	定期－原子力規制委員会１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、 定期事業者検査について、デジタル技術の活用が妨げられるものでない旨の法令の解釈の明確化を行い、その旨を記載した資料を原子力規制委員会ホームページ（下記URL）に掲載した。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf>			
別表１	81	水道法	国土交通省	第25条の4第1項	水道事業における給水装置工事主任技術者の専任	常駐専任	2-2	3-1	要	令和５年度10月～３月	常駐専任－共通６	省令改正	完了済み	令和５年12月26日、水道法施行規則を改正（施行は令和６年３月31日）し、給水装置工事主任技術者が常に一の事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について専らその任にあたることを求めているものではないが、二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼任することが可能であることを明確化するための改正を行った。			
別表１	190	鉱山保安法	経済産業省	第22条第1項	鉱山における保安統括者の常駐	常駐専任	1-1	3-1	要	令和５年度10月～３月	常駐専任－共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、保安統括者に鉱山への常駐を求めているものではない旨を明確化した。			
別表１	191	鉱山保安法	経済産業省	第22条第3項	鉱山における保安管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和５年度10月～３月	常駐専任－共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、保安管理者は、デジタル技術も活用しつつ常駐の範囲を決め、保安規程に記載することは可能である旨を明確化した。			
別表１	199	コンビナート等保安規則	経済産業省	第25条第2項	特定液化石油ガスの製造施設における保安係員の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和５年度10月～３月	常駐専任－共通４	省令改正	完了済み	令和５年１２月２１日に「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が施行され、常時・遠隔監視等の高度な情報通信技術の活用等を認定要件とした事業者の認定制度（認定高度保安実施者制度）を開始。同認定事業者については、保安主任者・保安係員を柔軟に選任できることとなった。			
別表１	200	コンビナート等保安規則	経済産業省	第28条第3項	特定液化石油ガスの製造施設における保安主任者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和５年度10月～３月	常駐専任－共通４	省令改正	完了済み	令和５年１２月２１日に「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が施行され、常時・遠隔監視等の高度な情報通信技術の活用等を認定要件とした事業者の認定制度（認定高度保安実施者制度）を開始。同認定事業者については、保安主任者・保安係員を柔軟に選任できることとなった。			
別表１	202	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第11条第1項	第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任－共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	エネルギー管理者の兼任を承認する際に地方局が参照する審査基準を改定し、エネルギー管理者を兼任させようとする工場が、既に選任されている工場等と同一の又は隣接する敷地内にあることという条件のほかに、デジタル技術の活用により工場が一体的に管理されていることを条件に追加し、いずれかの条件を満たすことで足りることとした。			
別表１	203	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第12条第1項	第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任－共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	エネルギー管理員の兼任を承認する際に地方局が参照する審査基準を改定し、エネルギー管理員を兼任させようとする工場が、既に選任されている工場等と同一の又は隣接する敷地内にあることという条件のほかに、デジタル技術の活用により工場が一体的に管理されていることを条件に追加し、いずれかの条件を満たすことで足りることとした。			
別表１	204	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第14条第1項	第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任－共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	エネルギー管理員の兼任を承認する際に地方局が参照する審査基準を改定し、エネルギー管理員を兼任させようとする工場が、既に選任されている工場等と同一の又は隣接する敷地内にあることという条件のほかに、デジタル技術の活用により工場が一体的に管理されていることを条件に追加し、いずれかの条件を満たすことで足りることとした。			
別表１	205	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第22条第1項	第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任－共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	エネルギー管理者の兼任を承認する際に地方局が参照する審査基準を改定し、エネルギー管理者を兼任させようとする工場が、既に選任されている工場等と同一の又は隣接する敷地内にあることという条件のほかに、デジタル技術の活用により工場が一体的に管理されていることを条件に追加し、いずれかの条件を満たすことで足りることとした。			
別表１	206	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第23条第1項	第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任－共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	エネルギー管理員の兼任を承認する際に地方局が参照する審査基準を改定し、エネルギー管理員を兼任させようとする工場が、既に選任されている工場等と同一の又は隣接する敷地内にあることという条件のほかに、デジタル技術の活用により工場が一体的に管理されていることを条件に追加し、いずれかの条件を満たすことで足りることとした。			
別表１	207	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第25条第1項	第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任－共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	エネルギー管理員の兼任を承認する際に地方局が参照する審査基準を改定し、エネルギー管理員を兼任させようとする工場が、既に選任されている工場等と同一の又は隣接する敷地内にあることという条件のほかに、デジタル技術の活用により工場が一体的に管理されていることを条件に追加し、いずれかの条件を満たすことで足りることとした。			
別表１	208	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第33条第1項	第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任－共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	エネルギー管理者の兼任を承認する際に地方局が参照する審査基準を改定し、エネルギー管理者を兼任させようとする工場が、既に選任されている工場等と同一の又は隣接する敷地内にあることという条件のほかに、デジタル技術の活用により工場が一体的に管理されていることを条件に追加し、いずれかの条件を満たすことで足りることとした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	209	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第34条第1項	第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	エネルギー管理員の兼任を承認する際に地方局が参照する審査基準を改定し、エネルギー管理員を兼任させようとする工場が、既に選任されている工場等と同一の又は隣接する敷地内にあることという条件のほかに、デジタル技術の活用により工場が一体的に管理されていることを条件に追加し、いずれかの条件を満たすことで足りることとした。			
別表１	210	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第36条第1項	第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	エネルギー管理員の兼任を承認する際に地方局が参照する審査基準を改定し、エネルギー管理員を兼任させようとする工場が、既に選任されている工場等と同一の又は隣接する敷地内にあることという条件のほかに、デジタル技術の活用により工場が一体的に管理されていることを条件に追加し、いずれかの条件を満たすことで足りることとした。			
別表１	211	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第41条第1項	第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	エネルギー管理者の兼任を承認する際に地方局が参照する審査基準を改定し、エネルギー管理者を兼任させようとする工場が、既に選任されている工場等と同一の又は隣接する敷地内にあることという条件のほかに、デジタル技術の活用により工場が一体的に管理されていることを条件に追加し、いずれかの条件を満たすことで足りることとした。			
別表１	212	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第42条第1項	第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	エネルギー管理員の兼任を承認する際に地方局が参照する審査基準を改定し、エネルギー管理員を兼任させようとする工場が、既に選任されている工場等と同一の又は隣接する敷地内にあることという条件のほかに、デジタル技術の活用により工場が一体的に管理されていることを条件に追加し、いずれかの条件を満たすことで足りることとした。			
別表１	213	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第44条第1項	第二種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	エネルギー管理員の兼任を承認する際に地方局が参照する審査基準を改定し、エネルギー管理員を兼任させようとする工場が、既に選任されている工場等と同一の又は隣接する敷地内にあることという条件のほかに、デジタル技術の活用により工場が一体的に管理されていることを条件に追加し、いずれかの条件を満たすことで足りることとした。			
別表１	217	液化石油ガス保安規則	経済産業省	第64条第2項	液化石油ガス製造施設における保安係員の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通４	省令改正	完了済み	令和５年１２月２１日に「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が施行され、常時・遠隔監視等の高度な情報通信技術の活用等を認定要件とした事業者の認定制度（認定高度保安実施者制度）を開始。同認定事業者については、保安主任者・保安係員を柔軟に選任できることとなった。			
別表１	218	液化石油ガス保安規則	経済産業省	第67条第3項	液化石油ガス製造施設における保安主任者の選任	常駐専任	2-1	2-1	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通４	省令改正	完了済み	令和５年１２月２１日に「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が施行され、常時・遠隔監視等の高度な情報通信技術の活用等を認定要件とした事業者の認定制度（認定高度保安実施者制度）を開始。同認定事業者については、保安主任者・保安係員を柔軟に選任できることとなった。			
別表１	222	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第66条第2項	一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安係員の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通４	省令改正	完了済み	令和５年１２月２１日に「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が施行され、常時・遠隔監視等の高度な情報通信技術の活用等を認定要件とした事業者の認定制度（認定高度保安実施者制度）を開始。同認定事業者については、保安主任者・保安係員を柔軟に選任できることとなった。			
別表１	223	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第69条第3項	一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安主任者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通４	省令改正	完了済み	令和５年１２月２１日に「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が施行され、常時・遠隔監視等の高度な情報通信技術の活用等を認定要件とした事業者の認定制度（認定高度保安実施者制度）を開始。同認定事業者については、保安主任者・保安係員を柔軟に選任できることとなった。			
別表１	228	貨物自動車運送事業輸送安全規則	国土交通省	第18条第1項	貨物自動車運送事業の営業所における運行管理者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示等を改正し、営業所以外の場所（待合所等）においても遠隔点呼等を行うことが可能となった。			
別表１	229	不動産の鑑定評価に関する法律	国土交通省	第35条第1項	不動産事業所における不動産鑑定士の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「専任の不動産鑑定士に係るデジタル原則を踏まえた今後の対応について」（令和６年３月29日付国不地第72号）の発出により、ITの活用等により適切な業務ができる体制を確保していることを前提として、専任の事務所以外において勤務する場合も常勤しているものとして差支えないと考えられる旨及び一時的に他の事務所の業務に従事することが許容されると考えられる旨を明確化した。			
別表１	230	気象業務法	国土交通省	第19条の2	気象予報を行う事業所における気象予報士の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和４年12月、「「予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準」の一部改正について（通達）」（令和４年12月14日付気推第117号）の発出により、気象予報士の設置基準を一部緩和した。			
別表１	235	気象業務法施行規則	国土交通省	第11条の2第1項	気象予報を行う事業所における気象予報士の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和４年12月、「「予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準」の一部改正について（通達）」（令和４年12月14日付気推第117号）の発出により、気象予報士の設置基準を一部緩和した。			
別表１	241	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第47条の9第1項	旅客自動車運送事業の営業所における運行管理者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示等を改正し、営業所以外の場所（待合所等）においても遠隔点呼等を行うことが可能となった。			
別表１	242	道路運送法	国土交通省	第23条第1項	旅客自動車運送事業の営業所における運行管理者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示等を改正し、営業所以外の場所（待合所等）においても遠隔点呼等を行うことが可能となった。			
別表２	35	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第5条第1項第1号	指定児童発達支援事業所における児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	36	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第5条第1項第2号	指定児童発達支援事業所における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	37	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第5条第2項	指定児童発達支援事業所における機能訓練指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	38	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第5条第3項第1号	指定児童発達支援事業所における嘱託医の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	39	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第5条第3項第2号	指定児童発達支援事業所における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	40	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第5条第3項第3号	指定児童発達支援事業所における児童指導員又は保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	41	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第5条第3項第4号	指定児童発達支援事業所における機能訓練担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	42	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第5条第3項第5号	指定児童発達支援事業所における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	43	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第5条第6項	指定児童発達支援事業所における児童指導員又は保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	44	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第6条第1項第1号	児童発達支援センターにおける嘱託医の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	45	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第6条第1項第2号	児童発達支援センターにおける児童指導員及び保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	46	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第6条第1項第3号	児童発達支援センターにおける栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	48	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第6条第1項第5号	児童発達支援センターにおける児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	49	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第6条第2項	児童発達支援センターにおける機能訓練担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	50	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第6条第3項第1号	児童発達支援センターにおける言語聴覚士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	51	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第6条第3項第2号	児童発達支援センターにおける機能訓練担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	52	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第6条第4項第1号	児童発達支援センターにおける看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	53	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第6条第4項第2号	児童発達支援センターにおける機能訓練担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	54	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第4条第1項第1号	指定福祉型障害児入所施設における嘱託医の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	55	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第4条第1項第2号	指定福祉型障害児入所施設における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	56	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第4条第1項第3号	指定福祉型障害児入所施設における児童指導員及び保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	57	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第4条第1項第4号	指定福祉型障害児入所施設における栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	59	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第4条第1項第6号	指定福祉型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	60	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第4条第2項	指定福祉型障害児入所施設における医師、心理指導担当職員、職業指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	61	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第52条第1項第1号	指定医療型障害児入所施設における病院従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	62	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第52条第1項第2号	指定医療型障害児入所施設における児童指導員及び保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	63	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第52条第1項第3号	指定医療型障害児入所施設における心理指導担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	64	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第52条第1項第4号	指定医療型障害児入所施設における理学療法士又は作業療法士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	65	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第52条第1項第5号	指定医療型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	66	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第52条第2項	指定医療型障害児入所施設における職業指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	67	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第5条第1項第1号	単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	68	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第5条第1項第2号	単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における看護職員又は介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	69	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第5条第1項第3号	単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における機能訓練指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	71	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第44条第1項	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	72	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第44条第4項	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者（看護師または准看護師）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	73	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第44条第10項	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	75	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第70条第1項	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における介護従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	76	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第70条第5項	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	77	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第70条第7項	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者（介護支援専門員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	79	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第2条第1項	指定介護予防支援事業所における保健師等の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	82	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	厚生労働省	第21条第1項	採血所における採血責任者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表に沿った対応に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に係る通知についての運用について」（令和６年３月29日付厚生労働省医薬局血液対策課事務連絡）の発出により、採血責任者等の設置において採血の業務を管理する採血責任者の常駐専任を求めるものではない旨を明確化した。			
別表２	83	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条第1項	指定訪問看護ステーションにおける管理者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月５日付け厚生労働省保険局長通知「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について（保発0305第13号）において、管理者の専任に係る要件の見直しを行った。			
別表２	84	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第5条第1項	指定訪問介護事業所における訪問介護員等の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	85	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第5条第2項	指定訪問介護事業所におけるサービス提供責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	86	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第45条第1項第1号	指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者（看護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	87	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第45条第1項第2号	指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者（介護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	88	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第60条第1項第1号	指定訪問看護ステーションにおける看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	89	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第60条第1項第2号	病院又は診療所である指定訪問看護事業所における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	91	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第76条第1項第2号	指定訪問リハビリテーション事業所における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	92	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第85条第1項第1号	病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所における居宅療養管理指導従業者（医師又は歯科医師）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	93	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第85条第1項第1号	病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所における居宅療養管理指導従業者（薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	94	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第85条第1項第2号	薬局である指定居宅療養管理指導事業所における居宅療養管理指導従業者（薬剤師）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	95	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第93条第1項第1号	指定通所介護事業所における通所介護従業者（生活相談員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	96	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第93条第1項第2号	指定通所介護事業所における通所介護従業者（看護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	97	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第93条第1項第3号	指定通所介護事業所における通所介護従業者（介護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	98	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第93条第1項第4号	指定通所介護事業所における通所介護従業者（機能訓練指導員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	100	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第111条第1項第1号	指定通所リハビリテーション事業所における通所リハビリテーション従業者（医師）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	101	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第111条第1項第2号	指定通所リハビリテーション事業所における通所リハビリテーション従業者（理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	102	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第121条第1項第1号	指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護従業者（医師）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	103	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第121条第1項第2号	指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護従業者（生活相談員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	104	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第121条第1項第3号	指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護従業者（介護職員又は看護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	105	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第121条第1項第4号	指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護従業者（栄養士）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	106	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第121条第1項第5号	指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護従業者（機能訓練指導員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	107	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第121条第4項	指定短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける短期入所生活介護従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	109	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第1項第1号	指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	110	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第1項第2号	指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における看護職員又は介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	111	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第1項第3号	指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における機能訓練指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	112	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第1項第4号	指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における計画作成担当者（介護支援専門員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	113	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第2項第1号	特定施設における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	114	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第2項第2号	特定施設における看護職員又は介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	115	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第2項第3号	特定施設における機能訓練指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	116	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第2項第4号	特定施設における計画作成担当者（介護支援専門員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	118	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の4第1項第1号	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	119	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の4第1項第2号	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	120	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の4第1項第3号	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における計画作成担当者（介護支援専門員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	121	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の4第2項第1号	外部サービス利用型特定施設における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	122	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の4第2項第2号	外部サービス利用型特定施設における介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	123	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の4第2項第3号	外部サービス利用型特定施設における計画作成担当者（介護支援専門員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	125	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第194条第1項	指定福祉用具貸与事業所における福祉用具専門相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	126	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第208条第1項	指定特定福祉用具販売事業所における福祉用具専門相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	127	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項	指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	129	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第2号	特別養護老人ホームにおける医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	130	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第3号	特別養護老人ホームにおける生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	131	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第4号	特別養護老人ホームにおける介護職又は看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	132	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第5号	特別養護老人ホームにおける栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	133	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第6号	特別養護老人ホームにおける機能訓練指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	135	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第56条第1項第2号	地域密着型特別養護老人ホームにおける医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	136	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第56条第1項第3号	地域密着型特別養護老人ホームにおける生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	137	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第56条第1項第4号	地域密着型特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	138	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第56条第1項第5号	地域密着型特別養護老人ホームにおける栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	139	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第56条第1項第6号	地域密着型特別養護老人ホームにおける機能訓練指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	148	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第1項	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における嘱託医の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	149	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第1項	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	150	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第1項	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	151	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第1項	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	153	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第1項	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	154	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第4項	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における嘱託医の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	155	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第4項	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	156	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第4項	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	157	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第4項	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	159	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第4項	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	160	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第4項	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	161	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第4項	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	162	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第9項	主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における嘱託医の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	163	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第9項	主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	164	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第9項	主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	165	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第9項	主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	167	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第9項	主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	168	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第12項	主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における嘱託医の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	169	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第12項	主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	170	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第12項	主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	171	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第12項	主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	173	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第12項	主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	174	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第12項	主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	175	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第14項	福祉型障害児入所施設における心理指導担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	176	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第1項	福祉型児童発達支援センターにおける嘱託医の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	177	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第1項	福祉型児童発達支援センターにおける児童指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	178	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第1項	福祉型児童発達支援センターにおける保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	179	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第1項	福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	181	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第1項	福祉型児童発達支援センターにおける児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	182	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第1項	福祉型児童発達支援センターにおける機能訓練担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	183	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第4項	主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける嘱託医の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	184	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第4項	主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける児童指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	185	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第4項	主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	186	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第4項	主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	188	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第4項	主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	189	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第4項	主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける機能訓練担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	190	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第4項	主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける言語聴覚士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	191	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第7項	主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける嘱託医の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	192	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第7項	主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける児童指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	193	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第7項	主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	194	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第7項	主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	196	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第7項	主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	197	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第7項	主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける機能訓練担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	198	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第63条第7項	主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	228	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第49条第14項	福祉型障害児入所施設における職業指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	229	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第1項	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における病院従業員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	230	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第1項	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における児童指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	231	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第1項	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	232	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第1項	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	233	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第3項	主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における病院従業員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	234	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第3項	主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における児童指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	235	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第3項	主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	236	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第3項	主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	237	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第3項	主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における理学療法士又は作業療法士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	238	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第6項	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における病院従業員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	239	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第6項	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における児童指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	240	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第6項	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	241	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第6項	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	242	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第6項	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における理学療法士又は作業療法士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	243	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第58条第6項	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における心理指導を担当する職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	244	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第69条第1項	医療型児童発達支援センターにおける診療所従業員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	245	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第69条第1項	医療型児童発達支援センターにおける児童指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	246	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第69条第1項	医療型児童発達支援センターにおける保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	247	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第69条第1項	医療型児童発達支援センターにおける看護師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	248	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第69条第1項	医療型児童発達支援センターにおける理学療法士又は作業療法士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	249	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第69条第1項	医療型児童発達支援センターにおける児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	299	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第56条第1項第1号	指定医療型児童発達支援の事業所における診療所として必要とされる従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	300	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第56条第1項第2号	指定医療型児童発達支援の事業所における児童指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	301	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第56条第1項第3号	指定医療型児童発達支援の事業所における保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	302	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第56条第1項第4号	指定医療型児童発達支援の事業所における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	303	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第56条第1項第5号	指定医療型児童発達支援の事業所における理学療法士又は作業療法士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	304	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第56条第1項第6号	指定医療型児童発達支援の事業所における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	305	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第56条第2項	指定医療型児童発達支援事業所における機能訓練担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	306	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第66条第1項第1号	指定放課後等デイサービスの事業所における児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	307	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第66条第1項第2号	指定放課後等デイサービスの事業所における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	308	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第66条第2項	指定放課後等デイサービスの事業所における機能訓練担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	309	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第66条第3項第1号	指定放課後等デイサービスの事業所における嘱託医の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	310	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第66条第3項第2号	指定放課後等デイサービスの事業所における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	311	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第66条第3項第3号	指定放課後等デイサービスの事業所における児童指導員又は保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	312	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第66条第3項第4号	指定放課後等デイサービスの事業所における機能訓練担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	313	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第66条第3項第5号	指定放課後等デイサービスの事業所における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	314	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第66条第6項	指定放課後等デイサービスの事業所における児童指導員又は保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	315	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第71条の8第1項第1号	指定居宅訪問型児童発達支援の事業所における訪問支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	316	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第71条の8第1項第2号	指定居宅訪問型児童発達支援の事業所における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	317	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第71条の8第3項	指定居宅訪問型児童発達支援の事業所における、専ら当該事業所の職務に従事する者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	318	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第73条第1項第1号	指定保育所等訪問支援の事業所における訪問支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	319	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第73条第1項第2号	指定保育所等訪問支援の事業所における児童発達支援管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	320	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第73条第2項	指定保育所等訪問支援の事業所における、専ら当該事業所の職務に従事する者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障発0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	321	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第5条第1項	指定居宅介護の事業所における従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	322	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第5条第2項	指定居宅介護の事業所におけるサービス提供責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	323	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第50条第1項第1号	指定療養介護の事業所における医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	324	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第50条第1項第2号	指定療養介護の事業所における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	325	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第50条第1項第3号	指定療養介護の事業所における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	326	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第50条第1項第4号	指定療養介護の事業所におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	327	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第51条第1項	指定療養介護の事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	329	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第78条第1項第2号	指定生活介護の事業所における看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	330	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第78条第1項第3号	指定生活介護の事業所におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	331	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第115条第1項	指定短期入所の事業を行う事業所における従業者（生活支援員等）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	332	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第115条第2項	指定短期入所の事業を行う事業所における従業者（生活支援員等）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	333	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第115条第3項	指定短期入所の事業を行う事業所における生活支援員等の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	334	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第116条第1項	指定短期入所の事業を行う事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	335	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第127条第2項	指定重度障害者等包括支援の事業所におけるサービス提供責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	336	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第128条第1項	指定重度障害者等包括支援の事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	337	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第156条第1項第1号	指定自立訓練（機能訓練）の事業所における看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	338	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第156条第1項第2号	指定自立訓練（機能訓練）の事業所におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	339	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第156条第2項	指定自立訓練（機能訓練）の事業所における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	340	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第157条第1項	指定自立訓練（機能訓練）の事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	341	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第157条第1項	指定自立訓練（機能訓練）事業の主たる事業所及び従たる事業所における従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	342	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第166条第1項第1号	指定自立訓練（生活訓練）の事業所における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	343	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第166条第1項第2号	指定自立訓練（生活訓練）の事業所における地域移行支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	344	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第166条第1項第3号	指定自立訓練（生活訓練）の事業所におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	345	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第166条第2項	指定自立訓練（生活訓練）の事業所における生活支援員及び看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	346	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第166条第3項	指定自立訓練（生活訓練）の事業所における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	347	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第167条第1項	指定自立訓練（生活訓練）の事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	348	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第167条第1項	指定自立訓練（生活訓練）事業の主たる事業所及び従たる事業所における従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	349	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第1項第1号	指定就労移行支援の事業所における職業指導員及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	350	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第1項第2号	指定就労移行支援の事業所における就労支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	351	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第1項第3号	指定就労移行支援の事業所におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	352	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第177条第1項	指定就労移行支援の事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	353	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第177条第1項	指定就労移行支援事業の主たる事業所及び従たる事業所における従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	354	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第186条第1項第1号	指定就労継続支援Ａ型の事業所における職業指導員及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	355	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第186条第1項第2号	指定就労継続支援Ａ型の事業所におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	356	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第187条第1項	指定就労継続支援Ａ型の事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	357	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第187条第1項	指定就労継続支援Ａ型事業所の主たる事業所及び従たる事業所における従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	358	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第199条第1項	指定就労継続支援B型の事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	359	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第199条第1項	指定就労継続支援B型事業所の主たる事業所及び従たる事業所における従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	360	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第199条第1項	指定就労継続支援B型の事業所における職業指導員及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	361	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第199条第1項	指定就労継続支援B型の事業所におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	362	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第206条の3第1項	指定就労定着支援の事業所における就労定着支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	363	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第206条の3第2項	指定就労定着支援の事業所におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	364	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第206条の14第1項第1号	指定自立生活援助の事業所における地域生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	365	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第206条の14第1項第2号	指定自立生活援助の事業所におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	366	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第206条の15第1項	指定自立生活援助の事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	367	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第208条第1項第1号	指定共同生活援助の事業所における世話人の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	368	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第208条第1項第2号	指定共同生活援助の事業所における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	369	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第208条第1項第3号	指定共同生活援助の事業所におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	370	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第209条第1項	指定共同生活援助の事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	372	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第1号	指定障害者支援施設等における看護職員、理学療法士又は作業療法士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	373	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第1号	指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	374	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第2号	指定障害者支援施設等における看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	375	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第2号	指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	376	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第2号	指定障害者支援施設等における自立訓練（機能訓練）に併せて訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する指定障害者支援施設等における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	377	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第3号	指定障害者支援施設等における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	378	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第3号	指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	379	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第3号	指定障害者支援施設等における生活支援員及び看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	380	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第3号	指定障害者支援施設等における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	381	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第4号	指定障害者支援施設等における職業指導員及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	382	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第4号	指定障害者支援施設等における就労支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	383	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第4号	指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	384	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第4号	指定障害者支援施設等における職業指導員及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	385	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第4号	指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	386	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第5号	指定障害者支援施設等における職業指導員及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	387	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第5号	指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	388	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第6号	指定障害者支援施設等における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	389	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第6号	指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	390	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条第1項	一般相談支援事業所における指定地域移行支援従事者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	391	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条第2項	一般相談支援事業所における指定地域移行支援従事者（相談支援専門員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	392	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項	一般相談支援事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	393	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第40条第1項	指定障害者支援施設等における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	394	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条第1項	特定相談支援事業所における相談支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	395	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項	特定相談支援事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	396	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第1号	障害者支援施設における施設長の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	398	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第2号	障害者支援施設における看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	399	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第2号	障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	400	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第3号	障害者支援施設における看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	401	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第3号	障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	402	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第3号	障害者支援施設における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	403	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第4号	障害者支援施設における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	404	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第4号	障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	405	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第4号	障害者支援施設における生活支援員及び看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	406	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第4号	障害者支援施設における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	407	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第5号	障害者支援施設における職業指導員及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	408	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第5号	障害者支援施設における就労支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	409	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第5号	障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	410	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第5号	障害者支援施設における職業指導員及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	411	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第5号	障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	412	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第6号	障害者支援施設における職業指導員及び生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	413	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第6号	障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	414	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第7号	障害者支援施設における生活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	415	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第7号	障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	416	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第10条第1項	福祉ホームにおける管理人の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
別表２	470	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第47条第1項第1号	指定介護予防訪問入浴介護事業所における介護予防訪問入浴介護従業者（看護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	471	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第47条第1項第2号	指定介護予防訪問入浴介護事業所における介護予防訪問入浴介護従業者（介護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	473	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第63条第1項第1号	指定介護予防訪問看護ステーションにおける看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	474	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第63条第1項第2号	病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	476	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第79条第1項第2号	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	477	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第88条第1項第1号	病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所における医師又は歯科医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	478	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第88条第1項第1号	病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所における薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	479	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第88条第1項第2号	薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所における薬剤師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	480	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第117条第1項第1号	指定介護予防通所リハビリテーション事業所における医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	481	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第117条第1項第2号	指定介護予防通所リハビリテーション事業所における理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	482	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第1項第1号	指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護予防短期入所生活介護従業者（医師）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	483	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第1項第2号	指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護予防短期入所生活介護従業者（生活相談員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	484	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第1項第3号	指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護予防短期入所生活介護従業者（介護職員又は看護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	485	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第1項第4号	指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護予防短期入所生活介護従業者（栄養士）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	486	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第1項第5号	指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護予防短期入所生活介護従業者（機能訓練指導員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	487	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第2項	特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業における介護予防短期入所生活介護従業者（医師）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	488	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第2項	特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業における介護予防短期入所生活介護従業者（生活相談員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	489	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第2項	特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業における介護予防短期入所生活介護従業者（介護職員又は看護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	490	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第2項	特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業における介護予防短期入所生活介護従業者（栄養士）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	491	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第2項	特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業における介護予防短期入所生活介護従業者（機能訓練指導員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	492	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第2項	特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業における介護予防短期入所生活介護従業者（調理員等）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	493	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第4項	指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける介護予防短期入所生活介護従業者（医師）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	494	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第4項	指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける介護予防短期入所生活介護従業者（生活相談員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	495	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第4項	指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける介護予防短期入所生活介護従業者（介護職員又は看護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	496	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第4項	指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける介護予防短期入所生活介護従業者（栄養士）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	497	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第4項	指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける介護予防短期入所生活介護従業者（機能訓練指導員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	498	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第4項	指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける介護予防短期入所生活介護従業者（調理員等）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	500	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第231条第1項第1号	指定介護予防サービス等の事業における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	501	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第231条第1項第2号	指定介護予防サービス等の事業における看護職員又は介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	502	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第231条第1項第3号	指定介護予防サービス等の事業における機能訓練指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	503	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第231条第1項第4号	指定介護予防サービス等の事業における計画作成担当者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	504	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第231条第2項第1号	指定介護予防サービス等の事業における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	505	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第231条第2項第2号	指定介護予防サービス等の事業における看護職員又は介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	506	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第231条第2項第3号	指定介護予防サービス等の事業における機能訓練指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	507	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第231条第2項第4号	指定介護予防サービス等の事業における計画作成担当者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	509	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第266条第1項	指定介護予防サービス等の事業における福祉用具専門相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	511	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第282条第1項	指定介護予防サービス等の事業における福祉用具専門相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	514	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の4第1項第2号	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（定期巡回サービスを行う訪問介護員等）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	515	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の4第1項第3号	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（随時訪問サービスを行う訪問介護員等）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	516	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の4第1項第4号	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（訪問看護サービスを行う看護師等）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	518	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の4第9項	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における常勤看護師等（保健師又は看護師）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	519	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の4第11項	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における計画作成責任者（看護師、介護福祉士等）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	522	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項第2号	指定夜間対応型訪問介護事業所における夜間対応型訪問介護従業者（定期巡回サービスを行う訪問介護員等）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	523	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項第3号	指定夜間対応型訪問介護事業所における夜間対応型訪問介護従業者（随時訪問サービスを行う訪問介護員等）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	525	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第20条第1項第1号	指定地域密着型通所介護事業所における地域密着型通所介護従業者（生活相談員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	526	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第20条第1項第2号	指定地域密着型通所介護事業所における地域密着型通所介護従業者（看護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	527	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第20条第1項第3号	指定地域密着型通所介護事業所における地域密着型通所介護従業者（介護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	528	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第20条第1項第4号	指定地域密着型通所介護事業所における地域密着型通所介護従業者（機能訓練指導員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	529	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第20条第3項	指定地域密着型通所介護事業所における介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	531	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第40条第1項	指定療養通所介護事業所における療養通所介護従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	532	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第40条第2項	指定療養通所介護事業所における療養通所介護従業者（看護師）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	534	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第42条第1項第1号	単独型指定認知症対応型通所介護事業所における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	535	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第42条第1項第2号	単独型指定認知症対応型通所介護事業所における看護職員又は介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	536	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第42条第1項第3号	単独型指定認知症対応型通所介護事業所における機能訓練指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	537	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第42条第2項	単独型指定認知症対応型通所介護事業所における看護職員又は介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	539	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第1項	指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	540	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第4項	指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	541	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第10項	指定小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	543	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第90条第1項	指定認知症対応型共同生活介護事業所における介護従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	544	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第90条第5項	指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	545	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第90条第7項	指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者（介護支援専門員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	547	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第110条第1項第1号	指定地域密着型サービスの事業における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	548	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第110条第1項第2号	指定地域密着型サービスの事業における看護職員又は介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	549	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第110条第1項第3号	指定地域密着型サービスの事業における機能訓練指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	550	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第110条第1項第4号	指定地域密着型サービスの事業における計画作成担当者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	552	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第131条第1項第1号	指定地域密着型サービスの事業における医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	553	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第131条第1項第2号	指定地域密着型サービスの事業における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	554	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第131条第1項第3号	指定地域密着型サービスの事業における介護職員又は看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	555	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第131条第1項第4号	指定地域密着型サービスの事業における栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	556	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第131条第1項第5号	指定地域密着型サービスの事業における機能訓練指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	557	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第131条第1項第6号	指定地域密着型サービスの事業における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	559	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第171条第1項	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における看護小規模多機能型居宅介護従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	560	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第171条第3項	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における看護小規模多機能型居宅介護従業者（保健師又は看護師）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	561	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第171条第4項	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における看護小規模多機能型居宅介護従業者（看護職員）の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	562	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第171条第5項	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	563	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第171条第11項	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	565	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第1号	指定介護老人福祉施設における医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	566	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第2号	指定介護老人福祉施設における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	567	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第3号	指定介護老人福祉施設における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	568	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第4号	指定介護老人福祉施設における栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	569	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第5号	指定介護老人福祉施設における機能訓練指導員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	570	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第6号	指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	572	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第1号	介護老人保健施設における医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	573	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第2号	介護老人保健施設における薬剤師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	574	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第3号	介護老人保健施設における看護・介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	575	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第4号	介護老人保健施設における支援相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	576	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第5号	介護老人保健施設における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	577	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第6号	介護老人保健施設における栄養士又は管理栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	578	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第7号	介護老人保健施設における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	579	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第7項第1号	医療機関併設型小規模介護老人保健施設における医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	580	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第7項第2号	医療機関併設型小規模介護老人保健施設における支援相談員又は介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	582	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第1号	指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）における医師及び薬剤師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	583	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第2号	指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	584	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第3号	指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）における介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	585	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第4号	指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）における理学療法士及び作業療法士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	586	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第6号	指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	587	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第2項第1号	指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）における医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	588	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第2項第2号	指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	589	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第2項第3号	指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）における介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	590	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第2項第4号	指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	591	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第3項第1号	指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における医師及び薬剤師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	592	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第3項第2号	指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	593	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第3項第3号	指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	594	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第3項第4号	指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における作業療法士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	595	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第3項第5号	指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における精神保健福祉士又はこれに準ずる者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	596	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第3項第7号	指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	597	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第6項	療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	598	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第9項	指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における指定介護療養施設サービスを担当する医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	599	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第22条第1項	指定介護療養型医療施設における施設を管理する医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
別表２	601	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第1号	介護医療院における医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	602	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第2号	介護医療院における薬剤師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	603	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第3号	介護医療院における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	604	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第4号	介護医療院における介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	605	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第5号	介護医療院における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	606	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第6号	介護医療院における栄養士又は管理栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	607	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第7号	介護医療院における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	608	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第8号	介護医療院における診療放射線技師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	609	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第4条第6項	医療機関併設型介護医療院における医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	610	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第4条第7項第1号	併設型小規模介護医療院における医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	611	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第4条第7項第2号	併設型小規模介護医療院における介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	612	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第4条第7項第3号	併設型小規模介護医療院における介護支援専門員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	614	介護保険法施行規則	厚生労働省	第140条の66第1項第1号	地域包括支援センターにおける保健師その他これに準ずる者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	615	介護保険法施行規則	厚生労働省	第140条の66第1項第1号	地域包括支援センターにおける社会福祉士その他これに準ずる者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	616	介護保険法施行規則	厚生労働省	第140条の66第1項第1号	地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員その他これに準ずる者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表２	617	日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令	厚生労働省	第11条第1項	日常生活支援住居施設における管理者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通２	省令改正	完了済み	令和５年12月、業務に支障が生じない範囲において、複数事業所の兼任が許容される旨を明確化するため、省令第11条第１項を改正し、その旨を官報に掲載した。			
別表２	626	宅地建物取引業法	国土交通省	第31条の3第1項	宅地建物取引業者における宅地建物取引士の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について」（令和６年３月29日付国不動第142号）の発出により、宅地建物取引業者の事務所において業務が行われていない間に、当該事務所の専任の宅地建物取引士が、ＩＴの活用等により、同一の宅地建物取引業者の他の事務所に係る宅地建物取引業の業務に従事することは差し支えないことを明確化した。			
別表２	634	不動産特定共同事業法	金融庁 国土交通省	第17条第1項	不動産特定共同事業者における業務管理者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「『不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項』の一部改正について」（令和６年４月11日付金監督第816号・国不動投第５号）の発出により、業務管理者について、当該事務所において一時的に不動産特定共同事業の業務が行われていない間に、ＩＴの活用等により、業務管理者が同一の不動産特定共同事業者の他の事務所に係る不動産特定共同事業の業務に従事することができる旨を明確化した。			
新規	47	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第2号	養護老人ホームにおける医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	48	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第3号	養護老人ホームにおける生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	49	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第4号	養護老人ホームにおける支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	50	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第5号	養護老人ホームにおける看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	51	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第6号	養護老人ホームにおける栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	52	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第2項第1号	盲養護老人ホーム等における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	53	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第2項第2号	盲養護老人ホーム等における支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	54	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第2項第3号	盲養護老人ホーム等における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	55	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第11項	養護老人ホームにおける職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	57	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第2号	軽費老人ホームにおける生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	58	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第3号	軽費老人ホームにおける介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	59	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第4号	軽費老人ホームにおける栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	60	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第5号	軽費老人ホームにおける事務員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	61	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第9項	軽費老人ホームにおける生活相談員又は介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	62	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第13項	軽費老人ホームにおける職員の常駐	常駐専任	2-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	64	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第37条第1項第2号	都市型軽費老人ホームにおける生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	65	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第37条第1項第3号	都市型軽費老人ホームにおける介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	66	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第37条第1項第4号	都市型軽費老人ホームにおける栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	67	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第37条第1項第5号	都市型軽費老人ホームにおける事務員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	68	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第37条第7項	都市型軽費老人ホームにおける職員の常駐	常駐専任	2-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	70	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第6条第1項第2号	軽費老人ホームA型における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	71	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第6条第1項第3号	軽費老人ホームA型における介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	72	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第6条第1項第4号	軽費老人ホームA型における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	73	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第6条第1項第5号	軽費老人ホームA型における栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	74	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第6条第1項第6号	軽費老人ホームA型における事務員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	75	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第6条第1項第7号	軽費老人ホームA型における医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	76	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第6条第2項第1号	軽費老人ホームA型における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	77	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第6条第2項第2号	軽費老人ホームA型における介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	78	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第6条第2項第3号	軽費老人ホームA型における看護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	79	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第6条第11項	軽費老人ホームA型における職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	81	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第14条第1項第2号	軽費老人ホームB型における管理を行う職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	82	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第14条第1項第3号	軽費老人ホームB型における生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	83	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則第14条第4項	軽費老人ホームB型における職員の常駐	常駐専任	2-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省3	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	100	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第79条第2項	指定生活介護事業の主たる事業所及び従たる事業所における従業者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和６年３月29日付こ支障第90号・障障0329第４号）の発出により、業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。			
新規	110	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第76条第1項第1号	指定訪問リハビリテーション事業所における医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	111	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第79条第1項第1号	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	112	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第5号	指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）における栄養士又は管理栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
新規	113	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第3項第6号	指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における栄養士又は管理栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項で定める経過措置期限（令和６年３月末）が到来し介護療養養型医療施設が廃止され、合わせて当該基準も廃止されたため、常駐規制が本件に適用されることはなくなったことを確認した。			
新規	130	高圧ガス保安法	経済産業省	第27条の2第4項	事業所における高圧ガス製造保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通４	省令改正	完了済み	令和５年１２月２１日に「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が施行され、常時・遠隔監視等の高度な情報通信技術の活用等を認定要件とした事業者の認定制度（認定高度保安実施者制度）を開始。同認定事業者については、保安主任者・保安係員を柔軟に選任できることとなった。			
新規	131	高圧ガス保安法	経済産業省	第27条の3第1項	事業所における高圧ガス製造保安主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通４	省令改正	完了済み	令和５年１２月２１日に「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が施行され、常時・遠隔監視等の高度な情報通信技術の活用等を認定要件とした事業者の認定制度（認定高度保安実施者制度）を開始。同認定事業者については、保安主任者・保安係員を柔軟に選任できることとなった。			
新規	144	測量法	国土交通省	第51条の4第1項第3号	測量専門の養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた測量法令（養成施設関係）のアナログ規制の見直しについて（通知）」（令和６年３月８日付国地総政第３５号）の発出により、専任教員として所属する養成施設の職務に支障が生じない範囲において、デジタル技術を活用した遠隔授業により、他の養成施設において教員として講義を実施することができる旨を明確化した。			
新規	158	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第255条第1項第1号	指定介護予防サービス等の事業における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	159	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第255条第1項第2号	指定介護予防サービス等の事業における介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	160	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第255条第1項第3号	指定介護予防サービス等の事業における計画作成担当者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	161	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第255条第2項第1号	指定介護予防サービス等の事業における生活相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	162	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第255条第2項第2号	指定介護予防サービス等の事業における介護職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	163	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第255条第2項第3号	指定介護予防サービス等の事業における計画作成担当者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	165	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第205条の2第1項	指定居宅サービス等の事業における福祉用具専門相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
新規	166	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第279条第1項	指定介護予防サービス等の事業における福祉用具専門相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和５年度10月～３月	常駐専任ー厚生労働省３	省令改正	完了済み	「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（通知）」（令和６年３月29日付老高発0329第２号、老認発0329第５号、老老発0329第１号）を発出し、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示した。なお、見直しの検討の結果、省令改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表１	34	作業環境測定法	厚生労働省	第5条第1項	作業環境測定士資格取得講習	対面講習	2-1① 2-1②	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月27日付け基安計発1227第１号・基安安発1227第２号・基安労発1227第１号・基安化発1227第１号「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく労働衛生教育等の実施について」の発出により、講習申し込み、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	35	児童福祉法	こども家庭庁	第13条第3項第2号、第8号	児童福祉司講習	対面講習	2-1① 2-1② 2-1③	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に研修等の実施について」の改正について」（令和６年３月28日付こ支虐第138号）の発出により、研修申込から修了者の記録までの一連のプロセスについて、可能な限りデジタル原則に適合する手段によることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	39	労働安全衛生法	厚生労働省	第19条の2第1項	安全管理者等講習	対面講習	2-1①	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月27日付け基安計発1227第１号・基安安発1227第２号・基安労発1227第１号・基安化発1227第１号「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく労働衛生教育等の実施について」の発出により、講習申し込み、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	40	労働安全衛生法	厚生労働省	第99条の2第1項	労働災害防止業務従事者講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月27日付け基安計発1227第１号・基安安発1227第２号・基安労発1227第１号・基安化発1227第１号「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく労働衛生教育等の実施について」の発出により、講習申し込み、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	50	家畜商法	農林水産省	第4条の2第1項	家畜商になろうとする者の講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化当について（通知）」（令和6年3月28日付５畜第3034号）の発出により、講習会の受講については、デジタル原則に適合する手段によることを基本とすることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	67	建築士法	国土交通省	第22条の2	定期講習	対面講習	2-1① 2-1②	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通２	省令改正	完了済み	建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第５号）の施行等により、受講者が希望すれば、当該講習の一連のプロセスについてオンラインで行うことが可能となった。			
別表１	68	通訳案内士法	国土交通省	第30条	通訳案内研修	対面講習	2-1① 2-1② 2-1③	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「通訳案内研修におけるデジタル技術の活用について」の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	69	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	国土交通省	第41条第1項	マンション管理士法定講習	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー国土交通省３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「立入検査、対面講習及び財務諸表等の閲覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（国住参マ第214号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	72	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	国土交通省	第8条第2項	船舶の保安の確保に関する講習	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡の発出により、当該対面講習について、デジタル原則に適合する手段を可とすることを許容する旨を明示した。			
別表１	73	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第13条	評価員講習（住宅性能評価）	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第５号）の施行により、当該講習に係る修了証明書についてはオンライン発行が可能である旨を明確化した。 また、令和６年１月、「住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価員講習のオンライン化について（通知）」（令和６年１月29日付国住生第295号）の発出により、当該講習に係る一連の手続きをデジタル原則に適合する手段により行うことを許容する旨を、通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	75	水先法	国土交通省	第10条第3項	水先免許更新講習	対面講習	2-1①	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「水先法に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	76	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第4条第2項	海技免許講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	77	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第23条の2第2項	小型旅客安全講習課程（小型船舶操縦士）	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、講習申込、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	84	航空法施行規則	国土交通省	第162条の7第6号、第162条の10	操縦技能審査初任講習（航空機）・操縦技能審査員定期講習（航空機）	対面講習	2-1①	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー国土交通省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	申し込みから受講まで、デジタル完結を基本とできるよう関係通達は改正を実施し、既にオンライン受講が可能となっている。また、令和７年度に修了証のデジタル化実装を目指し、システムサービス等の利用の検討を行っている。			
別表１	87	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第35条第2項、第3項、第4項	第一種放射線取扱主任者講習・第二種放射線取扱主任者講習・第三種放射線取扱主任者講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、放射線取扱主任者資格講習についてデジタル技術の活用が可能である旨の法令の解釈の明確化を行うとともに、デジタル技術導入推進のため規制の整理を行った。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf> また、各登録資格講習機関に向けてそれぞれに当該内容を通知し、デジタル技術の導入を促した。			
別表１	88	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第36条の2第1項	放射線取扱主任者定期講習	対面講習	2-1①	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、放射線取扱主任者定期講習についてデジタル技術の活用が可能である旨の法令の解釈の明確化を行うとともに、デジタル技術導入推進のため規制の整理を行った。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf> また、各登録資格講習機関に向けてそれぞれに当該内容を通知し、デジタル技術の導入を促した。			
別表２	14	労働安全衛生法	厚生労働省	第14条第1項	作業主任者講習	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月27日付け基安計発1227第１号・基安安発1227第２号・基安労発1227第１号・基安化発1227第１号「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく労働衛生教育等の実施について」の発出により、講習申し込み、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表２	15	労働安全衛生法	厚生労働省	第61条第1項	技能講習（クレーンの運転等）	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月27日付け基安計発1227第１号・基安安発1227第２号・基安労発1227第１号・基安化発1227第１号「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく労働衛生教育等の実施について」の発出により、講習申し込み、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表２	16	指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの	こども家庭庁	第2号	相談支援従事者現任研修	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえた相談支援従事者研修等の実施について」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、研修受講の申込みや講義の受講、修了証等の発行等の研修に係る手続きについて、ICT等を活用してオンラインで実施することが可能である旨を明確化した。			
別表２	32	ボイラー及び圧力容器安全規則	厚生労働省	第97条第3号イ（3）	二級ボイラー技士免許	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月27日付け基安計発1227第１号・基安安発1227第２号・基安労発1227第１号・基安化発1227第１号「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく労働衛生教育等の実施について」の発出により、講習申し込み、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表２	33	建築基準法	国土交通省	第12条の2第1項第1号	調査及び点検に関する講習（建築物調査員）	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	省令改正	完了済み	令和６年１月、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第５号）の施行により、当該講習に係る修了証明書等についてはオンライン発行が可能である旨を明確化した。			
別表２	34	建築士法	国土交通省	第10条の3第1項、第2項	構造一級建築士及び設備一級建築士の講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	省令改正	完了済み	令和６年１月、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第５号）の施行により、当該講習に係る修了証明書等についてはオンライン発行が可能である旨を明確化した。			
別表２	38	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第7条の2第3項第3号	海技免状更新講習	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表２	44	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	国土交通省	第65条の2第1号ハ	承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき海事法令に関する知識の不足を補うための講習（国内海事法令講習）	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表２	45	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	第51条第4項	狩猟免許の更新講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月26日付で各自治体へ事務連絡を発出し、オンライン講習の実施が推奨されている旨を明示した。			
新規	14	著作権法施行規則	文部科学省	第1条の4第4号、第5号 第2条第1項、第2項	司書に相当する職員の講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「令和５年度図書館等職員著作権実務講習会の開催について（通知）」（令和５年７月18日付け５文庁第２０９３号）の発出により、令和5年度は申込受付のオンライン化や講習のオンデマンド配信など、デジタル原則に適合する手段によって実施済みである。 本事業は文化庁主催で実施しているものであるが、講習受講修了を確認する試験については、オンラインでの実施に当たる課題の整理等に時間を要しているほか、セキュリティの確保等のための財源確保が必要であるところ、部分的に未了となっている。	令和６年６月	関係者等との調整及び実施方法等の検討を行っているところであり、検討の結果については、翌年度の講習及び試験に関する周知の中で案内することとしている。そのため、例年の周知スケジュールに鑑み、見直し完了時期は令和６年６月としている。
新規	15	指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの	厚生労働省	第1条第3号	居宅介護職員初任者研修　等	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえた相談支援従事者研修等の実施について」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、研修受講の申込みや講義の受講、修了証等の発行等の研修に係る手続きについて、ICT等を活用してオンラインで実施することが可能である旨を明確化した。			
新規	16	労働安全衛生規則	厚生労働省	別表第9	計画作成者参画研修	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月27日付け基安計発1227第１号・基安安発1227第２号・基安労発1227第１号・基安化発1227第１号「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく労働衛生教育等の実施について」の発出により、講習申し込み、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	31	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	第32条第3号	飼料製造管理者の講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	57	建築士法	国土交通省	第24条の2第2項	管理建築士の講習	対面講習	2-1① 2-1②	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	省令改正	完了済み	令和６年１月、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第５号）の施行等により、受講者が希望すれば、当該講習の一連のプロセスについてオンラインで行うことが可能となった。			
新規	58	建築基準法	国土交通省	第12条の3第3項第1号	建築設備等検査員資格者の講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	省令改正	完了済み	令和６年１月、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第５号）の施行により、当該講習に係る修了証明書等についてはオンライン発行が可能である旨を明確化した。			
新規	61	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	附則（平成3年5月15日法律第75号）抄　第3条	登録電子通信移行講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	62	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	国土交通省	第4条の4	登録電子海図情報表示装置講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	63	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	国土交通省	第9条の7	登録海技免状失効再交付講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	64	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第23条の37第2項	小型船舶操縦者再教育講習	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、講習申込、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	65	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	国土交通省	第84条	登録操縦免許証失効再交付講習	対面講習	2-1②	2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、講習申込、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	66	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	国土交通省	第23条の11	操縦免許証更新講習及び登録操縦免許証更新講習	対面講習	2-1② 2-1③	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	67	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	国土交通省	第70条の2	登録特定漁船講習	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、講習申込、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	68	下水道法施行規則	国土交通省	第17条	処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行う者及び排水施設に係る監督管理等を行う者の講習	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー国土交通省３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月16日「日本下水道事業団法に基づく監査及び立入検査の実施方法並びに下水道法施行規則に基づく講習の実施方法について（通知）」（令和６年２月16日付国水下企第82号）の発出により、講習について、デジタル技術を活用した実施方法は可能であり、活用を行う場合には不正受講対策や講習の理解度を適切に測ることのできる機能があることを確認されたい旨を明示した。			
新規	73	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第38条の3	特定放射性同位元素防護管理者定期講習	対面講習	2-1①	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、特定放射性同位元素防護管理者定期講習について、デジタル技術の活用が可能である旨の法令の解釈の明確化を行うとともに、デジタル技術導入推進のため規制の整理を行った。 URL<https://www.nra.go.jp/data/000471350.pdf> また、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に向けて当該内容を通知し、デジタル技術の導入を促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	81	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	国土交通省	第40条	登録適合性判定員講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第５号）の施行により、当該講習に係る修了証明書についてはオンライン発行が可能である旨を明確化した。			
別表１	2	人事院規則10―4（職員の保健及び安全保持）	人事院	第9条第7項	健康管理医の業務内容等の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー人事院１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、該当する規定における「掲示」の解釈について事務連絡を発出し、当該「掲示」は府省内のイントラネット掲示板への掲載など、オンラインによる方法を原則とする旨を各府省に周知した。			
別表１	17	遺失物法施行令	警察庁	第2条第2項	提出を受けた物件の売却に係る一般競争入札等公告方法（警察署の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	掲示ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「遺失物法等の解釈運用基準について」（令和５年12月22日付け警察庁丙会発第110号）の発出により、公告をインターネットを利用することにより行うこととする見直しを行った。			
別表１	18	遺失物法施行令	警察庁	第8条第2項	特例施設占有者の保管する物件売却時の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	掲示ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「遺失物法等の解釈運用基準について」（令和５年12月22日付け警察庁丙会発第110号）の発出により、公告をインターネットを利用することにより行うこととする見直しを行った。			
別表１	67	戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令	法務省	第1条	公共サービス実施民間事業者における業務実施時間等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通１	省令改正	完了済み	令和６年２月、戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成１８年法務省令第６５号）を改正（戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令（令和６年法務省令第４号））し、インターネットでの公表を義務付けた。			
別表１	72	外国為替に関する省令	財務省	第4条第1項	資本取引に係る取引の停止を命ずる取引の範囲の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー財務省２	省令改正	完了済み	外国為替に関する省令の改正（令和5年5月26日財務省令第39号）及び内規により、インターネット公表を原則・優先とするための見直しを行った。			
別表１	73	外国為替に関する省令	財務省	第11条第1項	許可を受けなければいけない資本取引の指定における掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー財務省２	省令改正	完了済み	外国為替に関する省令の改正（令和5年5月26日財務省令第39号）及び内規により、インターネット公表を原則・優先とするための見直しを行った。			
別表１	101	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第32条第1項、同条第2項、第54条	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年１月25日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）で、「書面掲示」に加えてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととした。			
別表１	102	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第204条	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年１月25日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）で、「書面掲示」に加えてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととした。			
別表１	103	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第22条	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年１月25日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）で、「書面掲示」に加えてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととした。			
別表１	104	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第29条	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年１月25日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）で、「書面掲示」に加えてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととした。			
別表１	105	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第31条	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年１月25日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）で、「書面掲示」に加えてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととした。			
別表１	107	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の32第1項、同条第2項、第18条、第88条、第108条	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年１月25日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）で、「書面掲示」に加えてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととした。			
別表１	108	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第53条の4第1項、同条第2項	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年１月25日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）で、「書面掲示」に加えてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととした。			
別表１	109	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第274条第1項	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年１月25日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）で、「書面掲示」に加えてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととした。			
別表１	110	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第32条第1項、同条第2項、第64条、第85条	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年１月25日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）で、「書面掲示」に加えてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととした。			
別表１	111	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第21条	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年１月25日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）で、「書面掲示」に加えてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととした。			
別表１	112	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第28条	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年１月25日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）で、「書面掲示」に加えてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととした。			
別表１	113	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第35条	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年１月25日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）で、「書面掲示」に加えてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととした。			
別表１	116	最低賃金法施行規則	厚生労働省	第7条	最低賃金審議会の意見の要旨の公示方法（都道府県労働局の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	最低賃金法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月26日公布））により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	127	森林組合法	農林水産省	第8条の2第1項	森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会における公告方法（事務所の掲示場に掲示）を定款で定める義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル原則」を踏まえた公告方法について」（令和６年３月21日付け５林政経第295号）の発出により、定款に定める公告の方法について、電子公告を定めることを促す旨の周知をした。			
別表１	129	家畜伝染病予防法施行令	農林水産省	第3条第2項	通行制限実施時の情報掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	政令改正	完了済み	家畜伝染病予防法施行令の一部改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係政令の一部を改正する政令（令和６年３月25日公布））等により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
別表１	130	家畜伝染病予防法施行規則	農林水産省	第8条	新疾病にかかる検査命令等を実施する際の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	家畜伝染病予防法施行規則の一部改正（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月28日公布））により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	131	家畜伝染病予防法施行規則	農林水産省	第41条の2	家畜等の移出制限等を実施する際の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	家畜伝染病予防法施行規則の一部改正（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月28日公布））により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	132	国有林野の管理経営に関する法律施行規則	農林水産省	第7条第2号	管理経営基本計画についての掲示（公告）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和５年12月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号）において、インターネットを利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
別表１	133	国有林野の管理経営に関する法律施行規則	農林水産省	第20条第1項	随意契約による国有林野売り払い公告方法（森林管理局及び森林管理署並びに関係市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	令和５年12月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号）において、森林管理局及び森林管理署並びに関係市町村の事務所の掲示場に掲示する方法に加えて、インターネットを利用する方法により公告する旨を規定した。			
別表１	136	家畜取引法施行規則	農林水産省	第4条第2項	家畜取引に係る掲示（公表）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	家畜取引法施行規則（昭和31年農林省令第43号）の一部改正（令和５年12月28日付け農林水産省令63号）により、家畜取引法に基づく取引結果の公表について、従前の掲示に加え、困難であると認められる相当の理由がある場合を除き、インターネット等により公表するよう見直しを行った。			
別表１	137	集落地域整備法施行規則	農林水産省	第5条	集落地域整備法第九条第二項の規定による公告の方法（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	集落地域整備法施行規則の一部改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月28日公布））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
別表１	138	集落地域整備法施行規則	農林水産省	第6条	集落地域における農用地の保全等に関する協定の区域に関する掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	集落地域整備法施行規則の一部改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月28日公布））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
別表１	140	集落地域整備法施行規則	農林水産省	第17条第2項	集落地域整備法第十二条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告の方法（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	集落地域整備法施行規則の一部改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月28日公布））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
別表１	142	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則	農林水産省	第8条	協定の公告方法（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成７年農林水産省令第23号）の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月28日農林水産省令第63号））により、ウェブサイト掲載による公衆の閲覧も行う見直しを行った。			
別表１	143	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則	農林水産省	第9条	協定の認定時における協定区域の掲示（明示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通３	省令改正	完了済み	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成７年農林水産省令第23号）の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月28日農林水産省令第63号））により、ウェブサイト掲載による公衆の閲覧も行う見直しを行った。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	155	森林法施行規則	農林水産省	第2条第2項、第3項	地域森林計画等に係る公告方法（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	令和５年12月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号）において、森林管理局及び森林管理署並びに関係市町村の事務所の掲示場に掲示する方法に加えて、インターネットを利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
別表１	156	森林法施行規則	農林水産省	第27条第1項	施行実施協定の公告方法（市町村の事務所の掲示場へ掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	令和５年12月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号）において、市町村の事務所の掲示場に掲示する方法に加えて、インターネットを利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
別表１	157	森林法施行規則	農林水産省	第50条	保安林予定森林における制限公告方法（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	令和５年12月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号）において、市町村の事務所の掲示場に掲示する方法に加えて、インターネットを利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
別表１	159	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則	農林水産省	第16条	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第二十五条第五項の規定による立入り又は立木竹の伐採をする旨の公告の方法（市町村の事務所の掲示場の掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	令和５年12月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号）において、市町村の事務所の掲示場に掲示する方法に加えて、インターネットを利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
別表１	161	農業振興地域の整備に関する法律施行規則	農林水産省	第14条第2項	農業振興地域の整備に関する法律第十三条の五において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告の方法（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」の改正(デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令(令和５年12月28日付農林水産省令第63号))により、市町村の事務所の掲示場に掲示をインターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	170	割賦販売法施行規則	経済産業省	第1条の2第1項第1号	割賦販売条件の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	割賦販売条件の掲示義務については、割賦販売業者がインターネット上で当該指定商品等の割賦販売条件を広告する場合にはインターネット上での表示が義務付けられており、見直しPhaseの達成を確認した。			
別表１	171	割賦販売法施行規則	経済産業省	第69条第1項第1号	個別信用購入あっせんの取引条件の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	個別信用購入あっせんの取引条件の掲示義務については、個別信用購入あっせん関係販売業者等がインターネット上で当該商品等の個別信用購入あっせんに係る販売条件を広告する場合にはインターネット上での表示が義務付けられており、見直しPhaseの達成を確認した。			
別表１	172	大規模小売店舗立地法施行規則	経済産業省	第11条第2項	店舗新設に係る説明会非開催時の届出等要旨の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	未了（令和６年６月30日改正省令の施行をもって完了予定）		大規模小売店舗立地法施行規則の改正（大規模小売店舗立地法施行規則の一部を改正する省令（令和６年３月29日公布））により、現行の手法と併せてインターネットにより行う旨の見直しを行い、その旨を官報に掲載しているところ。そのうえで、施行にあたっては、各地方公共団体における実務上の観点から公布から一定の周知期間を設ける趣旨により、施行日を令和６年６月30日としているため。	令和６年６月30日（改正省令の施行時期）	見直し未了の理由に記載の通り。
別表１	173	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第44条第1項	鉱山労働者代表を選任するときの掲示（周知）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、「掲示その他の手段」とは原則インターネットの利用その他の情報通信技術を利用する方法によるものとする旨を明確化した。			
別表１	174	電気事業託送供給等収支計算規則	経済産業省	第4条第2項	一般送配電事業者の業務に関する会計情報等の掲示（公表）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月28日付で一般送配電事業者に対し、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえたデジタル技術の活用について」を発出。			
別表１	175	電気事業託送供給等収支計算規則	経済産業省	第8条第2項	送電事業者の業務に関する会計情報の掲示（公表）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月28日付で送電事業者に対し、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえたデジタル技術の活用について」を発出。			
別表１	179	鉱害賠償供託金配当令施行規則	経済産業省	第12条第1項、第2項	鉱害賠償供託金配当令第四条一項及び第九条に規定する公示の方法（市役所、町村役場またはこれに準ずるものの掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	鉱害賠償供託金配当令施行規則の改正（鉱害賠償供託金配当令施行規則の一部を改正する等の法律（令和6年3月1日公布））により、現行の手法と併せてインターネットにより行う旨の見直しを行い、その旨を官報に掲載した。			
別表１	213	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第40条の2	油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「油保管施設等に係る油濁防止緊急措置手引書等の作成に関する技術上の基準等の運用の改定について（通知）」（令和６年３月29日付国港海環第144号）の発出により、手引書の備え置き又は掲示について、より容易に情報を把握することができるよう、原則として、デジタル技術（イントラネット等を活用可能ならその方法）を活用した方法でも行うよう努めていただくための見直しを行った。			
別表１	223	河川法施行令	国土交通省	第39条の3第1項第1号	工作物を保管した場合の掲示（公示）義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	政令改正	未了		以下の理由により、公示送達と同様の規定ぶりとする必要があるため。 ・河川管理者が保管した工作物について、その所有者等の氏名及び住所を確知できず、工作物の返還が不可能であるときに、所定の公示手続をとることとされている。 ・公示がされてから一定期間が経過してもなお当該工作物を返還できない場合に、一定の要件下で売却、廃棄等の措置をとることができる点で、公示送達制度と類似した制度であるため。	令和８年５月（可能な限り早期の完了を目指す）	公示送達関係の省令改正については、改正民訴法の規定とこれに基づき今後制定予定の最高裁規則の規定ぶりを踏まえて対応することとしているため。
別表１	224	河川法施行令	国土交通省	第39条の6第1項	保管した工作物を売却する場合の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた河川法及び河川法施行令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月14日付事務連絡）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とするための見直しを行った。			
別表１	242	海上運送法施行規則	国土交通省	第7条	運賃等の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	海上運送法施行規則の改正（海上運送法施行規則の一部を改正する省令（令和６年１月31日公布））により、ウェブサイト公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	243	海上運送法施行規則	国土交通省	第21条の4	運賃等の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	海上運送法施行規則の改正（海上運送法施行規則の一部を改正する省令（令和６年１月31日公布））により、ウェブサイト公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	244	海上運送法施行規則	国土交通省	第51条	聴聞等に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年3月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月29日付国海内第209号）の発出及びメール（【ご通知】　「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」　に係る対応について）により、ウェブサイト掲載の方法による実施を行うよう明示した。			
別表１	247	土地収用法施行規則	国土交通省	第13条第1項第2号	補償等についての周知に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通1	省令改正	完了済み	土地収用法施行規則の改正（海上運送法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年１月31日公布））により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	248	土地収用法施行規則	国土交通省	第13条の3	事業の廃止等に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通1	省令改正	完了済み	土地収用法施行規則の改正（海上運送法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年１月31日公布））により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	260	内航海運業法施行規則	国土交通省	第21条	内航海運業の事業の停止等に係る聴聞実施時の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年3月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月29日付国海内第209号）の発出及びメール（【ご通知】　「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」　に係る対応について）により、ウェブサイト掲載の方法による実施を行うよう明示した。			
別表１	264	新住宅市街地開発法施行規則	国土交通省	第16条の3	指針周知のための掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該周知措置については、物理的な方法による掲示等を行う場合であっても、併せてウェブサイトへの掲載を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	266	流通業務市街地の整備に関する法律施行規則	国土交通省	第19条第1項	造成敷地の譲受人公募時の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表１	267	都市再開発法施行規則	国土交通省	第34条の2第1項	特定建設者の公募に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表１	268	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則	国土交通省	第11条第2項	賃借人の募集に関する掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当該規定は、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の規定上今後適用される可能性が無いものであり、見直し完了済みと判断した。			
別表１	272	新都市基盤整備法施行規則	国土交通省	第7条	土地を売り渡すべき旨の申込みを促す期間の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表１	273	新都市基盤整備法施行規則	国土交通省	第26条第2号	一団の宅地となる換地の希望の申出ができる旨の掲示（周知）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表１	274	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	国土交通省	第50条の8第2項	賃借人の公募における掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。			
別表１	275	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	国土交通省	50条の17第2項	譲受人の公募における掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。			
別表１	276	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	国土交通省	第51条第2項	土地の原状回復命令等を命ずべき者を確知できない場合等における掲示（公告）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表１	280	索道施設に関する技術上の基準を定める省令	国土交通省	第32条	旅客が遵守すべき事項の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省令第16号）第32条の書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月２８日付国鉄技第１１６号）の発出により、現行の手法による掲示と併せてインターネットによる掲示等のデジタル技術を活用した方法により実施することを基本とする旨を通知した。			
別表１	281	地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令	国土交通省	第2条	建築物の移転等を命ずべき者を確知できない場合等における掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表１	282	国際観光ホテル整備法施行規則	国土交通省	第9条第3項（第18条において準用する場合を含む。）	料金の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月26日付で事務連絡を発出し、掲示等すべき料金について、登録ホテル・旅館がウェブサイトを作成している場合は、玄関又はフロント及び客室における備え置き又は掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示を推奨した。			
別表１	283	国際観光ホテル整備法施行規則	国土交通省	第10条第2項（第18条において準用する場合を含む。）	宿泊約款の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月26日付で事務連絡を発出し、掲示等すべき宿泊約款について、登録ホテル・旅館がウェブサイトを作成している場合は、玄関又はフロント及び客室における備え置き又は掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示を推奨した。			
別表１	284	国際観光ホテル整備法施行規則	国土交通省	第14条の2第7項（第18条において準用する場合を含む。）	朝食または夕食料金の掲示	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月26日付で事務連絡を発出し、掲示等すべき朝食または夕食料金について、登録ホテル・旅館がウェブサイトを作成している場合は、玄関又はフロント及び客室における備え置き又は掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示を推奨した。			
別表１	285	都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則	国土交通省	第1条	施設に関する権利を譲渡しようとする際の掲示（公募）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表１	286	都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則	国土交通省	第2条	保留地を譲渡しようとする際の掲示（公募）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表１	287	都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則	国土交通省	第4条	施設に関する権利を譲渡しようとする際の掲示（公募）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表１	288	都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則	国土交通省	第7条	保留地を譲渡しようとする際の掲示（公募）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	289	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則	国土交通省	第9条第2項	入居者を公募する際の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則に基づく入居者の公募に係る掲示のオンライン化について（通知）」（令和６年３月29日付国住備第396号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）の発出により、入居者の公募の広告はインターネットを利用することを基本とした。			
別表１	291	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	国土交通省	第106条第1項	特定建築者の公募時の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。			
別表１	297	特定都市河川浸水被害対策法施行規則	国土交通省	第37条 第38条（準用）	管理協定の縦覧に係る掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）により、管理協定の締結にかかる公告・縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	304	自然公園法施行規則	環境省	第15条の16	風景地保護協定締結時等の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月31日、「デジタル原則を踏まえた自然公園法における風景地保護協定の公告等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年５月31日環自国発第2405312号）の発出及びメール（＜補足＞【通知】デジタル原則を踏まえた自然公園法における風景地保護協定の公告等の適用に係る解釈の明確化等について）により、インターネットを利用する方法を基本とすることを明示した。			
別表１	307	武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律	防衛省	第120条第3項	武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の規定に基づく処分に対する審査請求に対する裁決の審査請求人への公示送達方法（審査会が職務を行う場所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	2-4①	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「所管法令のデジタル原則を踏まえた解釈運用について（通知）」（令和6年3月29日付防防運第7873号）を発出し、掲示物をデジタル化して保存し、また、電磁的方法で掲示することができる旨を明確化した。			
別表１	308	武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令	防衛省	第6条	留置物件等の返還等における掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「所管法令のデジタル原則を踏まえた解釈運用について（通知）」（令和6年3月29日付防防運第7873号）を発出し、公告の掲示を原則としてホームページに掲示することについて明確化した。			
別表１	310	武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則	防衛省	第22条第1項から第3項	送還実施計画等の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「所管法令のデジタル原則を踏まえた解釈運用について（通知）」（令和6年3月29日付防防運第7873号）を発出し、掲示物をデジタル化して保存し、また、電磁的方法で掲示することができる旨を明確化した。			
別表１	311	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則	内閣府 防衛省	第2条第2項	地図を閲覧に供する際の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「沖縄県位置境界明確化事業における閲覧事務等のデジタル化について」（令和6年3月29日付府沖振第119号の１）の発出により、地図及び簿冊等の閲覧に供する際の公告の掲示について、インターネットを利用して実施する旨を明確化した。			
別表１	323	地すべり等防止法施行規則	農林水産省 国土交通省	第10条	関連事業計画の掲示（公表）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令（令和６年１月２５日公布）により、関連事業計画の公表方法は市町村の事務所に掲示するとともに、当該市町村のウェブサイトにも掲載して行うものとした。			
別表１	325	市民農園整備促進法施行規則	農林水産省 国土交通省	第7条第2項	市民農園整備促進法第六条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告の方法（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「市民農園整備促進法施行規則」の改正（市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年4月1日付け農林水産省・国土交通省令第3号））により、市町村の事務所の掲示板への掲示を、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	333	積立式宅地建物販売業者営業保証金規則	国土交通省 法務省	第10条	積立式宅地建物販売業法第三十一条第三項の規定による公告の方法（都道府県の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	積立式宅地建物販売業者営業保証金規則の改正（積立式宅地建物販売業者営業保証金規則の一部を改正する省令（令和６年３月29日公布・施行））により、国土交通大臣が行う配当表の公告は、積立式宅地建物販売業者の主たる事務所の存する都道府県の掲示場に掲示する方法に代えて、インターネットその他の適切な方法により行うこととする見直しを行った。			
別表１	334	特定家庭用機器再商品化法施行規則	経済産業省 環境省	第5条	小売業者における料金の掲示（公表）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	経済産業省のHPに、HP等のインターネット上で料金を掲示することを推奨する~~も可能な~~旨を記載した。 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/faq/faq.html			
別表１	338	農住組合法施行規則	国土交通省 農林水産省	第8条第2項	農住組合法第十一条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告の方法（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「農住組合法施行規則の一部を改正する省令」（令和６年農林水産省令・国土交通省令第２号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表２	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	警察庁	第6条	営業許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②	2-2①②③	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「アナログ規制の見直し結果を踏まえた風営適正化法等の運用について（通達）」（令和６年３月８日付け警察庁丁保発第29号）の発出により、許可証等の書面掲示と併せて、許可証等の画像等をインターネット上に掲載することも可能である旨を示した。			
別表２	3	質屋営業法	警察庁	第16条第1項	利率等の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	業界団体に対する「質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の公布について」（令和６年３月26日付事務連絡）の発出により、営業所での掲示と併せてインターネット上に掲載するなどデジタル原則に適合する手段による掲示も可能である旨を示した。			
別表２	7	指定射撃場の指定に関する内閣府令	警察庁	第8条第7号	指定射撃場の指定内容等の掲示義務	書面掲示	1-②	2-4①②	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「アナログ規制の見直し結果を踏まえた指定射撃場の指定に関する内閣府令等の運用について（通達）」（令和６年３月７日付け警察庁丁保発第28号）の発出により、指定射撃場の指定内容等の書面掲示と併せて、同内容をインターネット上に掲載することも可能である旨を示した。			
別表２	9	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	警察庁	第27条第1項第1号	深夜における客の迷惑行為を防止するための書面掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「アナログ規制の見直し結果を踏まえた風営適正化法等の運用について（通達）」（令和６年３月８日付け警察庁丁保発第29号）の発出により、他人に迷惑を及ぼしてはならない旨の書面掲示と併せて、同内容をインターネット上に掲載することも可能である旨を示した。			
別表２	88	通関業法	財務省	第18条	料金の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4②	要	令和５年度10月～３月	掲示ー財務省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年７月１日、通関業法基本通達を改正し、通関業者による料金の額の掲示について、インターネット上での当料金の額を公表することにより行うことができる旨を明記した。			
別表２	100	宗教法人法	文部科学省	第12条第2項	宗教法人の目的、名称等の公告方法（宗教法人の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	文化庁宗教法人向けHPに「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）の内容を掲載したうえで、可能な限りデジタル技術の活用を促した。			
別表２	103	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	厚生労働省	第57条の13第2項	標識等の掲示義務	書面掲示	1-①	2-2①②③	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律における対応について」（令和６年３月27日健生衛発0327第2号）の発出により、書面掲示に限らずインターネット等のデジタル技術を活用した掲示が可能である旨を明示した。			
別表２	104	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第9条の5	取り扱う医薬品区分等必要情報の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	薬局機能情報提供制度に係る改正省令を令和５年11月１日に公布し、併せて、同日に発出した通知において、取り扱う医薬品の区分等について当該制度に基づいて公開できる旨を示している。同通知の内容は令和６年１月５日に適用され、改正後に報告される情報は令和６年４月１日からインターネット上で閲覧可能となっている。			
別表２	105	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第29条の4	取り扱う医薬品区分等必要情報の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	薬局機能情報提供制度に係る改正省令を令和５年11月１日に公布し、併せて、同日に発出した通知において、取り扱う医薬品の区分等について当該制度に基づいて公開できる旨を示している。同通知の内容は令和６年１月５日に適用され、改正後に報告される情報は令和６年４月１日からインターネット上で閲覧可能となっている。			
別表２	112	職業安定法施行規則	厚生労働省	第24条の5第4項	有料職業紹介事業者の業務運営規程等の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	令和６年４月、「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」（令和５年厚生労働省令第89号）及び周知文により、書面掲示に限らずインターネット等を利用した掲示を推奨する見直しを行った。			
別表２	113	墓地、埋葬等に関する法律施行規則	厚生労働省	第3条第2号	死亡者の本籍等にかかる情報の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月29日付けで、デジタル技術を活用した手法等が許容される旨を通知（デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への墓地、埋葬等に関する法律における対応について）の発出により明確化した。			
別表２	120	保険医療機関及び保険医療養担当規則	厚生労働省	第5条の3の2第4項	生活療養の内容等に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第５条の３の２第５項において、生活療養の内容及び費用について、原則としてウェブサイト掲載としなければならない旨規定。			
別表２	128	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	厚生労働省	第1条の2の2の15	衛生工学衛生管理者講習機関の登録等に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月26日付け厚生労働省令第164号）により、書面掲示規制を削除し、ウェブサイトに掲載する改正を行った。			
別表２	129	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	厚生労働省	第1条の2の15	安全衛生推進者等養成講習機関の登録等に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月26日付け厚生労働省令第164号）により、書面掲示規制を削除し、ウェブサイトに掲載する改正を行った。			
別表２	130	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	厚生労働省	第19条の24の31	発破実技講習機関の登録等に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月26日付け厚生労働省令第164号）により、書面掲示規制を削除し、ウェブサイトに掲載する改正を行った。			
別表２	131	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	厚生労働省	第19条の24の46	ボイラー実技講習機関の登録等に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月26日付け厚生労働省令第164号）により、書面掲示規制を削除し、ウェブサイトに掲載する改正を行った。			
別表２	132	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	厚生労働省	第81条	労働災害防止業務従事者講習機関の指定に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和５年12月26日付け厚生労働省令第164号）により、書面掲示規制を削除し、ウェブサイトに掲載する改正を行った。			
別表２	133	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	厚生労働省	第95条	就業制限業務従事者講習機関の指定に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第164号）により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表２	138	作業環境測定法施行規則	厚生労働省	第51条	作業環境測定士資格に係る登録研修機関の登録時などの掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第164号）により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表２	141	石綿障害予防規則	厚生労働省	第3条第6項	工作物の解体等を行う作業場への情報掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月29日に、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和３年３月（令和６年２月改正）厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）を改正し、掲示方法について、大防法と石綿則とで、「掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法があり、インターネットによる掲示の内容の公開も推奨される。」旨を明確にして公表するとともに、当該マニュアル共管である環境省から関係団体あて通知した。			
別表２	142	石綿障害予防規則	厚生労働省	第34条	石綿等を取り扱う作業場への情報掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月29日付け基発0329第32号「労働安全衛生規則第592条の８等で定める有害性等の掲示内容について」を発出し、「掲示方法は、作業場において作業に従事する全ての者が作業中に容易に視認できる方法によることをいい、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法がある」旨を明確にした。			
別表２	154	農業協同組合法	農林水産省	第97条の4第1項	農業協同組合・農事組合法人における公告方法（事務所の掲示場に掲示）を定款で定める義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に省HPにおいて、公告については電子公告を基本とすることを旨とする「農業協同組合等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を公表し電子公告を利用することが可能な場合においては、電子公告により行うことを基本とした。 https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/index.html#sankoutsuuchi			
別表２	155	水産業協同組合法	農林水産省	第126条の4第1項	水産業協同組合における公告方法（事務所の掲示場に掲示）を定款で定める義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧・掲示を基本とすることを旨とする「漁業協同組合等による往訪閲覧及び書面掲示の規定について」を公表し電子公告等デジタル手段を利用することが可能な場合においては、電子公告等のデジタル手段により行うことを基本とした。 https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/gyokyou_juuran.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	188	都市計画法施行令	国土交通省	第42条第2項及び第3項	都市計画事業等に関する公告の内容等の掲示 代執行における公告の内容等の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該公告については、原則ウェブサイトへの掲載により行うことを明示した。			
別表２	190	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	国土交通省	第55条第2項	防災都市施設に関する公告の内容等の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該公告については、原則ウェブサイトへの掲載により行うことを明示した。			
別表２	198	自動車道事業規則	国土交通省	第21条の2	使用料金等の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	令和６年３月、自動車道事業規則の改正（海上運送法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年１月31日公布））により、従来の掲示手法に加えてインターネット公表も義務付けるための見直しを行った。			
別表２	199	モーターボート競走法施行規則	国土交通省	第24条第2項	払戻金額の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	モーターボート競走法施行規則の改正（海上運送法施行規則の一部を改正する省令（令和６年１月31日公布））により、ウェブサイト公表を基本とするための見直しを行った。			
別表２	200	モーターボート競走法施行規則	国土交通省	第27条第2項	舟券発売枚数の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	モーターボート競走法施行規則の改正（海上運送法施行規則の一部を改正する省令（令和６年１月31日公布））により、ウェブサイト公表を基本とするための見直しを行った。			
別表２	202	道路運送法施行規則	国土交通省	第15条の6	事業計画の変更手続時の掲示（公示）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止等に係る事項の公示方法について」（令和６年２月28日発出事務連絡）の発出により、現地掲示に加え、インターネット公表も漏れなく行うための見直しを行った。			
別表２	203	道路運送法施行規則	国土交通省	第51条の14第2項	旅客から収受する対価の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	令和６年３月、道路運送法施行規則の改正（海上運送法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年１月31日公布））により、従来の掲示手法に加えてインターネット公表も義務付けるための見直しを行った。			
別表２	204	道路運送法施行規則	国土交通省	第51条の19第3項	運転者証の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4②	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年８月、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示が公布され、当該省令等の施行に伴い、車内での乗務員等の氏名などの掲示義務が廃止されるとともに、その他の情報の掲示についても、アナログ手段に限定されたものではなく、デジタル手段による表示でも支障ない趣旨を踏まえた改正がなされている。			
別表２	205	道路運送法施行規則	国土交通省	第51条の24	運転者氏名の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4②	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年８月、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示が公布され、当該省令等の施行に伴い、車内での乗務員等の氏名などの掲示義務が廃止されるとともに、その他の情報の掲示についても、アナログ手段に限定されたものではなく、デジタル手段による表示でも支障ない趣旨を踏まえた改正がなされている。			
別表２	206	道路運送法施行規則	国土交通省	第55条	利害関係人への意見聴取時の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、「書面掲示におけるデジタル技術の活用について」（令和６年５月17日発出事務連絡）の発出により、現地掲示に加え、インターネット公表も漏れなく行うための見直しを行った。			
別表２	207	道路運送法施行規則	国土交通省	第60条の2	許可取消し等に係る聴聞実施時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、「書面掲示におけるデジタル技術の活用について」（令和６年５月17日発出事務連絡）の発出により、現地掲示に加え、インターネット公表も漏れなく行うための見直しを行った。			
別表２	218	都市計画法施行規則	国土交通省	第38条の3第1号	有償譲渡の制限に関する周知措置としての掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表２	219	都市計画法施行規則	国土交通省	第42条第1項第1号	有償譲渡の制限に関する周知措置としての掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表２	221	タクシー業務適正化特別措置法施行規則	国土交通省	第45条	輸送施設の使用の停止等に係る聴聞実施時の掲示（公示）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、「書面掲示におけるデジタル技術の活用について」（令和６年５月17日発出事務連絡）の発出により、現地掲示に加え、インターネット公表も漏れなく行うための見直しを行った。			
別表２	223	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	国土交通省	第121条第2項及び第5項	防災街区整備事業者施行者の認可時等の広告内容等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。			
別表２	224	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	国土交通省	第131条	避難経路協定の認可等の申請の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。			
別表２	228	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則	国土交通省	第105条第2項から第9項	組合の設立認可時等に必要になる掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の改正（海上運送法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第６号、令和6年1月31日公布））等により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表２	229	国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則	国土交通省	第14条第2項	賃借人公募における掲示（広告）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月～６月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。			
別表２	230	国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則	国土交通省	第23条第2項	譲受人の公募における掲示（広告）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月～６月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。			
別表２	231	国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則	国土交通省	第35条第2項	賃借人公募における掲示（広告）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月～６月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。			
別表２	232	国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則	国土交通省	第44条第2項	譲受人の公募における掲示（広告）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月～６月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示等と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。			
別表２	234	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則	国土交通省	第11条の2	利害関係人等への意見聴取をする際の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、「書面掲示におけるデジタル技術の活用について」（令和６年５月17日発出事務連絡）の発出により、現地掲示に加え、インターネット公表も漏れなく行うための見直しを行った。			
別表２	235	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則	国土交通省	第11条の7	許可取消しの処分等に係る聴聞を行う際の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、「書面掲示におけるデジタル技術の活用について」（令和６年５月17日発出事務連絡）の発出により、現地掲示に加え、インターネット公表も漏れなく行うための見直しを行った。			
別表２	238	大気汚染防止法	環境省	第18条の15第5項	調査結果等の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月,「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を改正し、掲示情報のデジタル化が可能であることを明示した。			https://www.env.go.jp/air/asbestos/202402zenbun.pdf
別表２	240	浄化槽法	環境省	第39条	標識の掲示義務	書面掲示	1-①	3-2	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月６日付け環循適発第2309061号「デジタル原則を踏まえた浄化槽法等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」の「第七　標識の掲示について（法第39 条関係）」として発出し、インターネットによる公表を行うことを原則とする旨の見直しを行った。			https://www.env.go.jp/content/000160071.pdf
別表２	248	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	農林水産省 金融庁	第9条第3項及び第4項	外国投資信託の受益証券等の商品を取り扱う場合の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、過度な負担にならない限りインターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
別表２	249	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	農林水産省 金融庁	第50条の15第2項	特定信用事業代理行為を行う際の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、過度な負担にならない限りインターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
別表２	261	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	農林水産省 金融庁	第12条第3項及び第4項	金銭債権等の商品を取り扱う場合等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
別表２	262	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	農林水産省 金融庁	第57条の15第2項	特定信用事業代理行為を行う際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
別表２	263	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則	農林水産省 金融庁	第11条第3項第19号及び第26号	業務代理組合における標識等の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
別表２	264	農林中央金庫法施行規則	農林水産省 金融庁	第62条第3項及び第4項	金銭債権等の商品を取り扱う場合等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「農林中央金庫法施行規則」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
別表２	265	農林中央金庫法施行規則	農林水産省 金融庁	第131条第2項	農林中央金庫代理行為を行う旨の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「農林中央金庫法施行規則」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
別表２	266	農林中央金庫法施行規則	農林水産省 金融庁	第148条第2項	休日の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「農林中央金庫法施行規則」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
別表２	267	農林中央金庫法施行規則	農林水産省 金融庁	第149条	臨時休業の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「農林中央金庫法施行規則」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	39	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）	厚生労働省	第29条	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	令和６年３月末での介護療養型医療施設の廃止（経過措置期限の到来）により、介護療養型医療施設は存在せず同規定の掲示は今後生じないものであることを確認した。			
新規	45	家畜伝染病予防法施行令	農林水産省	第5条第3項	通行制限実施時の情報掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	政令改正	完了済み	家畜伝染病予防法施行令の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係政令の一部を改正する政令（令和６年政令第65号））等により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	46	国有林野の管理経営に関する法律施行規則	農林水産省	第28条の18	新規の分収造林契約の公募についての掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	令和５年12月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号）において、森林管理局及び森林管理署等の掲示場に掲示する方法に加えて、インターネットを利用する方法により公告する旨を規定した。			
新規	47	国有林野の管理経営に関する法律施行規則	農林水産省	第39条の2	新規の分収育林契約の公募についての掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	令和５年12月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号）において、森林管理局及び森林管理署等の掲示場に掲示する方法に加えて、インターネットを利用する方法により公告する旨を規定した。			
新規	49	森林法施行規則	農林水産省	第31条第1項	公益的機能維持増進協定の公告（森林管理局の掲示板に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	令和５年12月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号）において、森林管理局の掲示場に掲示する方法に加えて、インターネットを利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
新規	51	農業振興地域の整備に関する法律施行規則	農林水産省	第40条第1項	協定の認可等の申請の際の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」の改正(デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令(令和５年12月28日付農林水産省令第63号))により、協定の認可等の申請の際の掲示（公告）をインターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
新規	52	農業振興地域の整備に関する法律施行規則	農林水産省	第41条	協定区域の明示の方法の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	農業振興地域の整備に関する法律施行規則の改正(デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令(令和５年12月28日付農林水産省令第63号))により、協定区域の明示の方法の掲示をインターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
新規	53	土地改良法施行規則	農林水産省	第8条	認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	54	土地改良法施行規則	農林水産省	第38条の5	変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	55	土地改良法施行規則	農林水産省	第57条の2の2第1項	認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	56	土地改良法施行規則	農林水産省	第55条	認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	57	土地改良法施行規則	農林水産省	第57条の7	認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	58	土地改良法施行規則	農林水産省	第57条の10第2項	認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	59	土地改良法施行規則	農林水産省	第57条の14の2	認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	60	土地改良法施行規則	農林水産省	第57条の18	変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	61	土地改良法施行規則	農林水産省	第57条の20第3項	変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	62	土地改良法施行規則	農林水産省	第57条の25	変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	63	土地改良法施行規則	農林水産省	第57条の27の2第3項	変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	64	土地改良法施行規則	農林水産省	第57条の29の2	変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	65	土地改良法施行規則	農林水産省	第61条の4	申請によらない場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	66	土地改良法施行規則	農林水産省	第61条の5の3	申請によらない場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	67	土地改良法施行規則	農林水産省	第67条の10	変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	68	土地改良法施行規則	農林水産省	第74条	認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	69	土地改良法施行規則	農林水産省	第75条の4の3	変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	70	土地改良法施行規則	農林水産省	第76条の4	申請によらない場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	71	土地改良法施行規則	農林水産省	第76条の11	変更等を行う場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	72	土地改良法施行規則	農林水産省	第80条	認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	73	土地改良法施行規則	農林水産省	第81条	交換分合計画を定めた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	74	土地改良法施行規則	農林水産省	第89条	水の使用等に関する権利の交換分合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	76	土地改良法施行規則	農林水産省	第91条第2項	占有者不明の際の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	77	土地改良法施行規則	農林水産省	第95条	認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	78	土地改良法施行規則	農林水産省	第99条	認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	79	土地改良法施行規則	農林水産省	第100条	認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	80	土地改良法施行規則	農林水産省	第106条	土地改良法等の公告方法を定めた掲示義務（市町村又は農業委員会は市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通2	省令改正	完了済み	土地改良法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第63号））により、インターネットによる公表も行う旨の見直しを行った。			
新規	89	都市再開発法施行規則	国土交通省	第39条第2項	国土交通大臣、都道府県知事又は施行者による施行の認可等に係る公告の方法（施行地区内の適当な場所に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
新規	90	都市再開発法施行規則	国土交通省	第39条第3項	国土交通大臣、都道府県知事又は施行者による都市再開発法第七条の十六第二項において準用する事業計画の変更等に係る公告の方法（施行地区内の適当な場所に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
新規	91	都市再開発法施行規則	国土交通省	第39条第4項	施行者による権利変換計画の認可等に係る公告の方法（施行地区内の適当な場所に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
新規	92	都市再開発法施行規則	国土交通省	第39条第5項	都道府県知事、市長、施行者又は事業代行者による違反行為に対する措置等に係る公告の方法（施行地区内の適当な場所に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	省令改正	完了済み	「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第６号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
新規	113	大気汚染防止法施行規則	環境省	第16条の4第2項	特定粉じん排出等作業の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	・令和６年２月,「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を改正し、掲示情報のデジタル化が可能であることを明示した。			
新規	115	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則	農林水産省 環境省	第8条第2号	標識の掲示義務	書面掲示	1-①	2-2②③	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年３月22日付５ 環 バ 第 452 号、環自野発第2403229号） の 発出により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
新規	155	輸出入取引法	経済産業省	第15条第3項	輸出組合・輸入組合の定款の必要的記載事項である公告方法	書面掲示	2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年3月１日付「輸出入取引法の規定による公告等の方法について」の発出により、デジタル原則に適合する手段によることが原則であることを明確化した。			
新規	156	中小企業等協同組合法	経済産業省	第33条第4項	中小企業等協同組合の公告方法の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	掲示ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月16日、中小企業庁ホームページにおいて、デジタル的手法の活用を広く周知した。（https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2024/20240116.html）			
別表１	25	遺失物法施行令	警察庁	第2条第2項	公告の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧縦覧ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「遺失物法等の解釈運用基準について」（令和５年12月22日付け警察庁丙会発第110号）の発出により、閲覧対象情報（公告）をインターネットを利用して公表することとする見直しを行った。			
別表１	26	暗号資産交換業者に関する内閣府令	金融庁	第8条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	34	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の5の9第3項	登録の申請等に関する届出の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	35	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第14条第3項	金融サービス仲介業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	36	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第18条第5項	電子決済等代行業を行う金融サービス仲介業者に係る名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	37	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第42条第1項	認定金融サービス仲介業協会による会員名簿の縦覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通3	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表１	38	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	第5条第3項	特定金融会社等登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	39	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則	金融庁	第7条	特定金融会社等登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	40	金融商品取引業協会等に関する内閣府令	金融庁	第4条	登録原簿の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表１	48	金融商品取引法	金融庁	第67条の11第2項	店頭売買有価証券登録原簿の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	49	金融商品取引法	金融庁	第68条第6項	認可協会会員名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表１	50	金融商品取引法	金融庁	第78条の2第2項	認定協会会員名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表１	58	銀行法	金融庁	第52条の50第2項	銀行代理業者の報告書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	59	銀行法	金融庁	第52条の61の4	電子決済等代行業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	60	資金移動業者に関する内閣府令	金融庁	第8条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	61	資金決済に関する法律	金融庁	第9条第3項	第三者型発行者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	62	資金決済に関する法律	金融庁	第6条	自家型発行者名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	63	資金決済に関する法律	金融庁	第39条第3項	資金移動業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	64	資金決済に関する法律	金融庁	第63条の4第3項	暗号資産交換業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	65	資金決済に関する法律	金融庁	第89条	認定資金決済事業者協会の会員名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表１	66	信託業法	金融庁	第77条第2項	信託契約代理業務に関する報告書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	67	信託業法施行規則	金融庁	第15条第1項	管理型信託会社登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	68	信託業法施行規則	金融庁	第51条の6	自己信託登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	69	信託業法施行規則	金融庁	第53条第3項	管理型信託会社登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	70	信託業法施行規則	金融庁	第59条	管理型外国信託会社登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	71	信託業法施行規則	金融庁	第73条	管理型契約代理店登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	72	前払式支払手段に関する内閣府令	金融庁	第13条	名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	73	前払式支払手段に関する内閣府令	金融庁	第18条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	74	貸金業法	金融庁	第9条	貸金業者登録簿の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	75	貸金業法	金融庁	第24条の44	財務諸表等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表１	76	貸金業法	金融庁	第37条第7項	協会員名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表１	77	貸金業法	金融庁	第41条の25	加入貸金業者の名簿の縦覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表１	80	認定資金決済事業者協会に関する内閣府令	金融庁	第3条	名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表１	85	保険業法	金融庁	第288条第3項	保険仲立人登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	87	保険業法施行規則	金融庁	第211条の7	少額短期保険業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	88	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	金融庁	第8条第1項	届出書等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	93	特定商取引に関する法律	消費者庁	第27条の2第2項	訪問販売協会の社員の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事業者・消費者間の手続であることを前提に、可能な限りデジタル完結を目指すべく、令和5年6月、訪問販売協会の社員の名簿の縦覧方法としてウェブサイトへの掲載も含まれることを特定商取引法の逐条解説にて明確化し、消費者庁ウェブサイトに掲載するとともに、関係機関に通知した。			
別表１	94	特定商取引に関する法律	消費者庁	第45条第2項	書類の備付け及び閲覧等	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事業者・消費者間の手続であることを前提に、可能な限りデジタル完結を目指すべく、令和5年6月、特定継続的役務の役務提供事業者又は販売事業者に対する書類の閲覧等として、電磁的方法による閲覧も可能である旨特定商取引法の逐条解説にて明確化し、消費者庁ウェブサイトに掲載するとともに、関係機関に通知した。			
別表１	96	東日本大震災復興特別区域法	復興庁	第48条第4項	復興整備計画に記載する旨の公告・縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「復興整備計画マニュアル」の改定により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	97	福島復興再生特別措置法	復興庁	第68条第3項	地熱資源開発計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		当初は告示通知通達等で対応予定であったが、庁令の制定が必要となり、時間を要するため。	令和６年６月	庁令の制定のため、パブリックコメントの対応等に時間を要するため。
別表１	106	電波法	総務省	第93条第3項	審理官の調書及び意見書の謄本の閲覧への供与	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		通達等の発出による対応で準備を進めていたが、省令改正が必要である事が判明し、その対応に時間を要するため。	令和６年６月	省令改正案の策定及び改正に伴うパブリックコメントを行う必要があることから、見直し完了時期は令和6年6月となる見込み。
別表１	111	電気通信事業法	総務省	第138条第4項	線路の移転等の裁定申請書の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「電気通信事業法第130条第２項及び第138条第４項に規定する縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）（令和６年３月27日付総基促第30号）」の発出により、線路の移転等の裁定申請書の写しの縦覧を行う際、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による手段を基本とするよう技術的な助言を行った。			
別表１	133	地方公務員等共済組合法	総務省	第22条第3項	決算関係書類の備付け閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月、「令和６年度における地方公務員共済組合の事業運営について」（令和６年１月24日総行福第９号）の発出により、組合員等がインターネット等を通じ必要なときにいつでも会議録等を閲覧することができるよう環境整備に取り組む旨を通知した。			
別表１	134	電気通信事業法	総務省	第130条第2項	土地等の使用の裁定申請書の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	2-4① 2-4②	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「電気通信事業法第130条第２項及び第138条第４項に規定する縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）（令和６年３月27日付総基促第30号）」の発出により、土地等の使用の裁定申請書の写しの縦覧を行う際、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による手段を基本とするよう技術的な助言を行った。			
別表１	146	更生保護事業法	法務省	第29条第3項	更生保護法人の財産目録等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 法務省３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１１月に局長通達「更生保護事業法施行規則の運用について」を一部改正し、財産目録等については、閲覧請求の提出及び閲覧を原則として電磁的記録の送信等で行うことを明記した。			
別表１	172	文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則	文部科学省	第5条	調書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月28日に総務省HP（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/tetsudukihoushoukai.html）にて公表された「行政手続法事務取扱ガイドライン」において、「調書の閲覧は「デジタル化（デジタルによる閲覧を基本）されることが望ましい」と明示され、当該規制に規定される調書の閲覧においても同様の適用となる。			
別表１	178	健康保険法	厚生労働省	第7条の28第4項	事業報告書等を備え置き閲覧に供す	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「健康保険法第７条の28の解釈について」（令和６年３月29日厚生労働省保険局保険課事務連絡）において、健康保険法第７条の28第４項に規定する財務諸表の閲覧については、インターネットの利用その他の方法により一般の閲覧に供することが 可能であるとの解釈を示しており、既に全国健康保険協会のWEBサイトにおいて財務諸表等の公表を行っている。			
別表１	180	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省	第11条第1項	農業振興地域整備計画の案の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について」（令和５年12月27日付５農振第2256号）の発出により、農業振興地域整備計画の案の縦覧をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	181	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省	第12条第2項	農業振興地域整備計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について」（令和５年12月27日付５農振第2256号）の発出により、農業振興地域整備計画の縦覧をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	182	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省	第18条の4第1項	認可の申請のあった協定の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について」（令和５年12月27日付５農振第2256号）の発出により、認可申請のあった協定の縦覧をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	183	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省	第18条の5第2項	認可を受けた協定の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について」（令和５年12月27日付５農振第2256号）の発出により、認可を受けた協定の縦覧をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	184	遊漁船業の適正化に関する法律	農林水産省	第8条	遊漁船業者登録簿の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」（令和５年12月25日付水産庁長官通知）の発出により、新法に基づく各種取組については、積極的にデジタル技術を活用していくことが望ましい旨を明記した。			
別表１	192	集落地域整備法	農林水産省	第7条第4項	集落農業振興地域整備計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月「「集落地域整備法の運用について」の一部改正について」（令和５年12月27日付け農林水産省農村振興局長通知）により、集落農業振興地域整備計画の縦覧はインターネットを利用して行う旨を明記した。			
別表１	193	集落地域整備法	農林水産省	第9条第2項	集落地域における農用地の保全等に関する協定の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月「「集落地域整備法の運用について」の一部改正について」（令和５年12月27日付け農林水産省農村振興局長通知）により、集落地域における農用地の保全等に関する協定の写しの縦覧はインターネットを利用して行う旨を明記した。			
別表１	194	集落地域整備法	農林水産省	第12条	交換分合計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月「「集落地域整備法の運用について」の一部改正について」（令和５年12月27日付け農林水産省農村振興局長通知）により、交換分合計画書の縦覧はインターネットを利用して行う旨を明記した。			
別表１	195	集落地域整備法施行規則	農林水産省	第3条	集落農業振興地域整備計画書等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月「「集落地域整備法の運用について」の一部改正について」（令和５年12月27日付け農林水産省農村振興局長通知）により、集落農業振興地域整備計画書等の縦覧はインターネットを利用して行う旨を明記した。			
別表１	196	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省	第13条の5	交換分合計画書の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について」（令和５年12月27日付５農振第2256号）の発出により、交換分合計画書の写しの縦覧をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	197	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省	第18条の6第2項	変更の認可を受けた協定の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について」（令和５年12月27日付５農振第2256号）の発出により、変更の認可を受けた協定の縦覧をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	198	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令	農林水産省	第1条第3項	研修終了者名簿の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	所管庁において対面によらない閲覧申請及びファイル交付による閲覧を可能とするための農林水産省共通申請サービス（e-MAFF）の実装作業が完了し、令和６年５月に申請受付を開始した。			
別表１	199	土地改良法	農林水産省	第84条	適当とした変更する土地改良事業計画及び定款の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	200	漁業災害補償法	農林水産省	第35条第2項	決算関係書類の提出、備付け及び閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月２７日付事務連絡）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスについてオンライン上で行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	201	漁業法	農林水産省	第86条第4項	漁業権に条件を付ける際の調書等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた水産庁所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年３月29日付５水漁第1632号）の発出により、について、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが重要であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	202	漁業法	農林水産省	第92条第3項	適格性の喪失等による漁業権の取消しを行う際の調書等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた水産庁所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年３月29日付５水漁第1632号）の発出により、について、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが重要であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	203	漁業法	農林水産省	第93条第3項	公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は行使の停止を行う際の調書等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた水産庁所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年３月29日付５水漁第1632号）の発出により、について、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが重要であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	207	漁業法	農林水産省	第169条第3項	水産動植物の増殖の命令に従わないときの漁業権の取消しを行う際の調書等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた水産庁所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年３月29日付５水漁第1632号）の発出により、について、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが重要であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	208	漁船損害等補償法施行令	農林水産省	第5条第3項	指定漁船調書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月２７日付事務連絡）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスについてオンライン上で行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	209	森林法	農林水産省	第6条第1項	地域森林計画の案の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化について」（令和６年３月27日付５林政政第612号）の発出により、地域森林計画の案の縦覧はウェブサイトへの掲載により行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	210	森林法	農林水産省	第10条の11の3第1項	施業実施協定の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化について」（令和６年３月27日付５林政政第612号）の発出により、施業実施協定の縦覧はウェブサイトへの掲載により行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	211	森林法	農林水産省	第10条の11の4第2項	施業実施協定の認可の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化について」（令和６年３月27日付５林政政第612号）の発出により、施業実施協定の認可の縦覧はウェブサイトへの掲載により行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	212	森林法	農林水産省	第10条の16第1項	公益的機能維持増進協定の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化について」（令和６年３月27日付５林政政第612号）の発出により、公益的機能維持増進協定の縦覧等はウェブサイト上で行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	213	森林法	農林水産省	第10条の17第1項	公益的機能維持増進協定の公告	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化について」（令和６年３月27日付５林政政第612号）の発出により、公益的機能維持増進協定の公告等はウェブサイト上で行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	215	土地改良法	農林水産省	第8条第6項	適当とした土地改良事業計画及び定款の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	216	土地改良法	農林水産省	第48条第9項	適当とした変更する土地改良事業計画及び定款の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	217	土地改良法	農林水産省	第52条の2第4項	換地計画書の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	218	土地改良法	農林水産省	第53条の4第2項	変更換地計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	219	土地改良法	農林水産省	第85条の4第3項	地方公共団体等による国営又は都道府県営土地改良事業申請に係る土地改良事業の計画の概要の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	220	土地改良法	農林水産省	第85条の3第4項	土地改良区による国営又は都道府県営土地改良事業申請に係る土地改良事業の計画の概要の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	221	土地改良法	農林水産省	第85条の2第5項	市町村による国営又は都道府県営土地改良事業申請に係る土地改良事業の計画の概要の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	222	土地改良法	農林水産省	第85条第6項	三条資格者による国営又は都道府県営土地改良事業申請に係る土地改良事業の計画の概要の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	223	土地改良法	農林水産省	第85条の2第9項	市町村による国営又は都道府県営土地改良事業特別申請に係る土地改良事業の計画の概要の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	224	土地改良法	農林水産省	第85条の3第10項	土地改良区による国営又は都道府県営土地改良事業申請に係る土地改良事業の計画の概要の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	225	土地改良法	農林水産省	第87条の4第4項	申請によらない国営又は都道府県営土地改良事業の緊急防災工事計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	226	土地改良法	農林水産省	第87条第5項	国営又は都道府県営土地改良事業計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	227	土地改良法	農林水産省	第87条の3第7項	申請によらない都道府県営土地改良事業計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	228	土地改良法	農林水産省	第87条の2第8項	申請によらない国営又は都道府県営土地改良事業計画の概要の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	229	土地改良法	農林水産省	第87条の2第10項	申請によらない国営又は都道府県営土地改良事業計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	230	土地改良法	農林水産省	第88条第6項	国営又は都道府県営土地改良事業の変更又は廃止に係る計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	231	土地改良法	農林水産省	第88条第10項	市町村特別申請事業における国営又は都道府県営土地改良事業の変更又は廃止に係る計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	232	土地改良法	農林水産省	第88条第13項	地方公共団体等申請事業における国営又は都道府県営土地改良事業の変更又は廃止に係る計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	233	土地改良法	農林水産省	第88条第14項	申請によらない国営又は都道府県営土地改良事業の変更又は廃止に係る計画の概要の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	234	土地改良法	農林水産省	第88条第18項	申請によらない都道府県営土地改良事業の変更又は廃止に係る計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	235	土地改良法	農林水産省	第88条第19項	申請によらない国営又は都道府県営土地改良事業の変更又は廃止に係る計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	236	土地改良法	農林水産省	第89条の2第4項	国営又は都道府県営土地改良事業の換地計画書の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	237	土地改良法	農林水産省	第89条の2第5項	国営又は都道府県営土地改良事業の変更換地計画書の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	238	土地改良法	農林水産省	第95条第3項	適当とした土地改良事業計画及び規約等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	239	土地改良法	農林水産省	第95条の2第3項	適当とした変更等土地改良事業計画及び規約等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	240	土地改良法	農林水産省	第96条の3第5項	変更等市町村営土地改良事業計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	241	土地改良法	農林水産省	第96条の2第7項	市町村営土地改良事業計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	242	土地改良法	農林水産省	第96条	農業協同組合等営土地改良事業の換地計画書の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	243	土地改良法	農林水産省	第96条の4	市町村営土地改良事業の換地計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	244	土地改良法	農林水産省	第98条第1項	農業委員会の行う交換分合計画書写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	245	土地改良法	農林水産省	第99条第5項	土地改良区の行う交換分合計画書の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	246	土地改良法	農林水産省	第100条第2項	農業協同組合等の行う交換分合計画書の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	247	土地改良法	農林水産省	第100条の2第2項	市町村の行う交換分合計画書の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	248	土地改良法	農林水産省	第111条	土地改良区の行う交換分合計画書の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	249	土地改良法施行令	農林水産省	第51条の2	国営土地改良事業の換地計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	250	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	農林水産省	第6条第4項	入会林野整備計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化について」（令和６年３月27日付５林政政第612号）の発出により、入会林野整備計画の縦覧はウェブサイトへの掲載により行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	251	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	農林水産省	第9条第5項	入会林野整備計画の変更の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化について」（令和６年３月27日付５林政政第612号）の発出により、入会林野整備計画の変更の縦覧はウェブサイトへの掲載により行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	255	土地改良法	農林水産省	第29条第4項	関係書簿の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	256	土地改良法施行令	農林水産省	第68条	土地改良財産台帳又は管理台帳の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	257	土地改良法	農林水産省	第118条第6項	簿書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	260	漁船損害等補償法	農林水産省	第38条第3項	書類の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月２７日付事務連絡）の発出により、閲覧等の申請等の一連のプロセスについてオンライン上で行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	261	漁船損害等補償法	農林水産省	第39条第2項	書類の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月２７日付事務連絡）の発出により、閲覧等の申請等の一連のプロセスについてオンライン上で行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	264	漁業災害補償法	農林水産省	第34条第4項	定款等の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月２７日付事務連絡）の発出により、閲覧等の申請等の一連のプロセスについてオンライン上で行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	266	漁港及び漁場の整備等に関する法律	農林水産省	第17条第4項	特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水港第3145号）の発出により、閲覧・縦覧、その他請求等については、オンライン上で行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	267	漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則	農林水産省	第25条第1項	申請書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水港第3145号）の発出により、閲覧・縦覧、その他請求等については、オンライン上で行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	268	集落地域整備法施行規則	農林水産省	第16条第2項	書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月「「集落地域整備法の運用について」の一部改正について」（令和５年12月27日付け農林水産省農村振興局長通知）により、送付に代わる書類の縦覧はインターネットを利用して行う旨を明記した。			
別表１	269	日本農林規格等に関する法律施行規則	農林水産省	第48条第1項第4号ｲ､ﾛ､ﾊ､ﾆ､ﾎ､ﾍ	認証に関する関係書類の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、登録認証機関及び登録外国認証機関の登録の基準等に関するＱ＆Ａの改正により、閲覧等対象の情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	270	漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則	農林水産省	第19条	漁港台帳の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水港第3145号）の発出により、閲覧・縦覧、その他請求等については、オンライン上で行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	274	漁業法	農林水産省	第89条第6項	休業による漁業権の取消しを行う際の調書等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた水産庁所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年３月29日付５水漁第1632号）の発出により、について、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが重要であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	275	大規模小売店舗立地法	経済産業省	第5条第3項	大規模小売店舗の新設に関する届出概要の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への大規模小売店舗立地法における対応について（通知）」（令和６年３月25日付20240321商局第１号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、デジタル技術を活用した方法を基本とする旨を明示した。			
別表１	282	電気事業法	経済産業省	第75条第2項	登録安全管理審査機関の財務諸表等の閲覧等の請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」を経産省HPに公開し、往訪閲覧については、保安ネットシステムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではなく、閲覧者は、希望に応じてデジタル閲覧と アナログ閲覧を選択可能である旨を明確化した。URL<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-houreikaishaku.pdf>			
別表１	283	電気用品安全法施行規則	経済産業省	第44条	意見聴取会の調書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨した。 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
別表１	284	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	経済産業省	第18条第1項	最終処分施設に関する記録の保存・縦覧	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和６年３月２５日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用について推奨することを明確化した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	285	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則	経済産業省	第8条第1項	調査結果報告書及び要約書の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和６年３月２５日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用について推奨することを明確化した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/			
別表１	286	ガス事業法	経済産業省	第153条第2項	国内登録検査機関の財務諸表等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨した。 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
別表１	287	ガス事業法	経済産業省	第155条第2項	外国登録検査機関の財務諸表等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨した。 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
別表１	288	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第58条の2第2項	国内登録検査機関の財務諸表等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨した。 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
別表１	289	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第63条第2項	外国登録検査機関の財務諸表等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨した。 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
別表１	292	大規模小売店舗立地法	経済産業省	第8条第3項	市町村及び住民等の意見の公告・縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への大規模小売店舗立地法における対応について（通知）」（令和６年３月25日付20240321商局第１号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、デジタル技術を活用した方法を基本とする旨を明示した。			
別表１	293	大規模小売店舗立地法	経済産業省	第8条第6項	都道府県の意見の公告・縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への大規模小売店舗立地法における対応について（通知）」（令和６年３月25日付20240321商局第１号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、デジタル技術を活用した方法を基本とする旨を明示した。			
別表１	294	大規模小売店舗立地法	経済産業省	第8条第8項	法第８条第８項の規定に基づく公告・縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への大規模小売店舗立地法における対応について（通知）」（令和６年３月25日付20240321商局第１号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、デジタル技術を活用した方法を基本とする旨を明示した。			
別表１	295	大規模小売店舗立地法	経済産業省	第9条第5項	法第９条第５号の規定に基づく公告・縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への大規模小売店舗立地法における対応について（通知）」（令和６年３月25日付20240321商局第１号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、デジタル技術を活用した方法を基本とする旨を明示した。			
別表１	304	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第38条の12第2項	記録・図面の閲覧	往訪閲覧	1-①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月２８日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用について推奨することを明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240328_dejitarugensoku.html			
別表１	305	商工会法	経済産業省	第37条第2項	定款等の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	経済産業省HPにて、縦覧等の方法について、デジタル的手法の活用を推奨するよう周知した。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2024/20240116.html			
別表１	306	商工会法	経済産業省	第38条第3項	決算関係書類の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	経済産業省HPにて、縦覧等の方法について、デジタル的手法の活用を推奨するよう周知した。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2024/20240116.html			
別表１	308	商工会法	経済産業省	第57条第5項	決算関係書類の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	経済産業省HPにて、縦覧等の方法について、デジタル的手法の活用を推奨するよう周知した。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2024/20240116.html			
別表１	312	情報処理の促進に関する法律	経済産業省	第55条第3項	原簿の備付け閲覧	往訪閲覧	1-①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	原簿の備付け閲覧について、閲覧の申出及び閲覧をオンライン上で行うことを基本とすることを推奨する旨の内容を省HPに掲載した。 （https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/law/degital.html）			
別表１	318	深海底鉱業暫定措置法	経済産業省	第26条	書面の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、当室のHPに「鉱業法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」を掲載し、往訪縦覧については必要に応じてデジタル技術の活用を推奨することを明示した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/strategy/mining_act/analogminaoshi_kogyo.pdf			
別表１	319	輸出入取引法施行令	経済産業省	第7条第3項	書類の閲覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年3月１日付「輸出入取引法の規定による公告等の方法について」の発出により、デジタル原則に適合する手段によることが原則であることを明確化した。			
別表１	320	鉱業法施行規則	経済産業省	第56条	意見聴取会事案の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、当室のHPに「鉱業法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」を掲載し、往訪縦覧については必要に応じてデジタル技術の活用を推奨することを明示した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/strategy/mining_act/analogminaoshi_kogyo.pdf			
別表１	322	武器等製造法施行規則	経済産業省	第32条	調書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月２７日付けでHP上に「航空機製造事業法施行規則及び武器等製造法施行規則に基づく調書の閲覧について」を掲載し、デジタル手法を推奨する旨明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/aerospace/202403analogminaoshi.html			
別表１	323	航空機製造事業法施行規則	経済産業省	第53条	調書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月２７日付けでHP上に「航空機製造事業法施行規則及び武器等製造法施行規則に基づく調書の閲覧について」を掲載し、デジタル手法を推奨する旨明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/aerospace/202403analogminaoshi.html			
別表１	324	工業用水道事業法施行規則	経済産業省	第21条	調書の閲覧	往訪閲覧	1-②	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		本省令と関連する工業用水道事業法のアナログ規制（土地の立入、立入検査）に係る通知・通達等を令和6年6月までに発出予定のため、当該規制も併せて見直しを行う。	令和６年６月	左記理由により、新たな見直し完了時期を令和6年6月とする。
別表１	326	商工会法施行規則	経済産業省	第14条	調書の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	経済産業省HPにて、縦覧等の方法について、デジタル的手法の活用を推奨するよう周知した。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2024/20240116.html			
別表１	360	ダム使用権登録令	国土交通省	第16条第1項	ダム使用権登録簿等　の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月21日、当省ホームページ（URL：https://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/dam/index.html）において、閲覧申請の電子メールでの受付、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による閲覧を可能とする旨を明示した。			
別表１	369	全国新幹線鉄道整備法	国土交通省	第10条第4項	新幹線鉄道建設時の行為制限区域の指定の公示及び縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「往訪閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月２５日付国官参新第３１号・国鉄施第２８２号）の発出により、対象情報のデータの縦覧をインターネット等のデジタル技術を活用した方法により実施することを基本とし、また、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等のデジタル技術を活用した方法による縦覧を行うこととする旨を通知した。			
別表１	379	内航海運業法	国土交通省	第5条第3項	内航海運事業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年3月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月29日付国海内第209号）の発出により、デジタル技術を活用した方法による対応をするよう明示した。			
別表１	380	内航海運組合法	国土交通省	第38条第4項	事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案の閲覧	往訪閲覧	1-①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年3月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月29日付国海内第209号）の発出により、デジタル技術を活用した方法による対応をするよう明示した。			
別表１	381	内航海運組合法	国土交通省	第39条	会計帳簿の閲覧	往訪閲覧	1-①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年3月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月29日付国海内第209号）の発出により、デジタル技術を活用した方法による対応をするよう明示した。			
別表１	382	内航海運組合法	国土交通省	第58条	事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案の閲覧	往訪閲覧	1-①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年3月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月29日付国海内第209号）の発出により、デジタル技術を活用した方法による対応をするよう明示した。			
別表１	383	下水道法	国土交通省	第9条第1項	公共下水道供用開始時の図面の事務所での縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月19日「下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について（事務連絡）」（令和６年３月19日付）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	384	下水道法	国土交通省	第9条第2項	終末処理場の処理開始時の図面の事務所での縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月19日「下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について（事務連絡）」（令和６年３月19日付）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	385	下水道法	国土交通省	第23条第3項	公共下水道台帳の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月19日「下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について（事務連絡）」（令和６年３月19日付）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	386	下水道法	国土交通省	第25条の6第1項	管理協定を締結しようとする際、及び変更の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月19日「下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について（事務連絡）」（令和６年３月19日付）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	387	下水道法	国土交通省	第25条の18第1項	流域下水道台帳の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月19日「下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について（事務連絡）」（令和６年３月19日付）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	388	下水道法	国土交通省	第25条の7	管理協定を締結した際の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月19日「下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について（事務連絡）」（令和６年３月19日付）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	389	下水道法	国土交通省	第25条の8	管理協定の変更の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月19日「下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について（事務連絡）」（令和６年３月19日付）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	390	下水道法	国土交通省	第27条第1項	都市下水路の区域の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月19日「下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について（事務連絡）」（令和６年３月19日付）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	391	下水道法	国土交通省	第31条	都市下水路台帳の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月19日「下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について（事務連絡）」（令和６年３月19日付）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	392	下水道法施行規則	国土交通省	第7条	終末処理場で処理することが困難な物質の処理施設に係る区域等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月19日「下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について（事務連絡）」（令和６年３月19日付）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	398	救命艇手規則	国土交通省	第19条第2項	限定救命艇手講習の財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「アナログ規制の見直し対応について（協力依頼）」（令和6年4月8日付事務連絡）の発出により、当該閲覧請求及び提供について、デジタルでの対応が基本となるよう明示した。			
別表１	406	建設業法	国土交通省	第13条	建設業者提出書類の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 国土交通省 １	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「建設業における申請等の電子化について」（令和６年３月28日付国不建推第65号）を発出し、電子閲覧により行われることを推奨する旨明示した。			
別表１	407	建築基準法	国土交通省	第57条の2第4項	特例容積率の限度等を表示した図書の事務所への備え・縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直しにおけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月27日付国住街第161号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	408	建築基準法	国土交通省	第71条	申請に係る建築協定の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直しにおけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月27日付国住街第161号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	409	建築基準法	国土交通省	第73条第3項	建築協定の事務所への備え・一般の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直しにおけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月27日付国住街第161号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	410	建築基準法	国土交通省	第74条第2項	変更の建築協定書の事務所への備え・一般の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直しにおけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月27日付国住街第161号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	411	建築基準法	国土交通省	第75条の2第4項	建築協定の認可等の公告があった日以後建築協定に加わる旨の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直しにおけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月27日付国住街第161号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	412	建築基準法	国土交通省	第76条の3第4項	一人協定の認可の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直しにおけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月27日付国住街第161号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	413	建築基準法	国土交通省	第76条の3第6項	申請に係る一人協定の変更の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直しにおけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月27日付国住街第161号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	414	建築基準法	国土交通省	第86条第8項	一団地の総合的設計制度又は連担建築物設計制度の認定又は許可の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直しにおけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月27日付国住街第161号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	421	国土調査法	国土交通省	第17条第1項	地図及び簿冊の事務所での閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル手法を利用した地籍調査成果の閲覧について」（令和６年３月29日付国不籍第751号）の発出により、地籍調査における閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
別表１	423	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	国土交通省	第26条第2項	造成工場敷地の図書を役場に備え置いて閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月22日付国国広第56号/国都安第117号/国都計第170号/国都制第87号/国住街第129号）の発出により、当該縦覧等については、物理的な方法による閲覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	431	新住宅市街地開発法	国土交通省	第34条第2項	造成施設等の存する区域を表示した図書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	432	新都市基盤整備法	国土交通省	第25条第1項	施行計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	433	水先法	国土交通省	第21条第2項	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段を推奨するよう通知上明確化した。			
別表１	434	水先法	国土交通省	第54条	財務諸表等の備付け及び閲覧等	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「水先法に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の３）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	435	水先法	国土交通省	第58条	財務諸表等の備付け及び閲覧等	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「水先法に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の３）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	437	船員法施行規則	国土交通省	第77条の6の9第2項	登録消防講習の財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「アナログ規制の見直し対応について（協力依頼）」（令和6年4月8日付事務連絡）の発出により、当該閲覧請求及び提供について、デジタルでの対応が基本となるよう明示した。			
別表１	438	船員法施行規則	国土交通省	第77条の6の21	登録タンカー学科講習の財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「アナログ規制の見直し対応について（協力依頼）」（令和6年4月8日付事務連絡）の発出により、当該閲覧請求及び提供について、デジタルでの対応が基本となるよう明示した。			
別表１	439	船員法施行規則	国土交通省	第77条の6の26	登録低引火点燃料船学科講習の財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「アナログ規制の見直し対応について（協力依頼）」（令和6年4月8日付事務連絡）の発出により、当該閲覧請求及び提供について、デジタルでの対応が基本となるよう明示した。			
別表１	440	船員法施行規則	国土交通省	第77条の11の6	特定海域運航責任者学科講習の財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「アナログ規制の見直し対応について（協力依頼）」（令和6年4月8日付事務連絡）の発出により、当該閲覧請求及び提供について、デジタルでの対応が基本となるよう明示した。			
別表１	441	船員労働安全衛生規則	国土交通省	第84条第2項	登録タンカー安全担当者講習の財務諸表等閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「アナログ規制の見直し対応について（協力依頼）」（令和6年4月8日付事務連絡）の発出により、当該閲覧請求及び提供について、デジタルでの対応が基本となるよう明示した。			
別表１	442	船員労働安全衛生規則	国土交通省	第91条の6	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「アナログ規制の見直し対応について（協力依頼）」（令和6年4月8日付事務連絡）の発出により、当該閲覧請求及び提供について、デジタルでの対応が基本となるよう明示した。			
別表１	443	船員労働安全衛生規則	国土交通省	第96条	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「アナログ規制の見直し対応について（協力依頼）」（令和6年4月8日付事務連絡）の発出により、当該閲覧請求及び提供について、デジタルでの対応が基本となるよう明示した。			
別表１	444	船内における食料の支給を行う者に関する省令	国土交通省	第14条第2項	財務諸表等閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「アナログ規制の見直し対応について（協力依頼）」（令和6年4月8日付事務連絡）の発出により、当該閲覧請求及び提供について、デジタルでの対応が基本となるよう明示した。			
別表１	445	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令	国土交通省	第4条の9第2項	財務諸表等閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「アナログ規制の見直し対応について（協力依頼）」（令和6年4月8日付事務連絡）の発出により、当該閲覧請求及び提供について、デジタルでの対応が基本となるよう明示した。			
別表１	446	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第17条の8第2項	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
別表１	447	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	国土交通省	第4条の13第2項	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
別表１	448	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	国土交通省	第84条の4	財務諸表等の備付け及び閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
別表１	451	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	国土交通省	第36条	施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	452	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	国土交通省	第51条	施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	453	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	国土交通省	第57条	施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	454	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	国土交通省	第59条第4項	施行規程及び事業計画の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	455	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	国土交通省	第59条第12項	施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	456	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	国土交通省	第59条第15項	施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	458	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	国土交通省	第42条第1項	管理規約の公衆の縦覧	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	467	都市再開発法	国土交通省	第7条の15第3項	施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	468	都市再開発法	国土交通省	第19条第4項	施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	469	都市再開発法	国土交通省	第53条第1項	事業計画の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	470	都市再開発法	国土交通省	第55条第2項	施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	472	都市再開発法施行規則	国土交通省	第1条の2	単位整備区の区域を表示する図面の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	473	都市再開発法施行規則	国土交通省	第9条	施行地区予定地の区域を表示する図面の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	474	都市再開発法施行令	国土交通省	第48条第1項	管理規約の公衆の縦覧	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	484	土地区画整理法	国土交通省	第9条第4項	施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	485	土地区画整理法	国土交通省	第20条第1項	事業計画の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	486	土地区画整理法	国土交通省	第21条第6項	施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	487	土地区画整理法	国土交通省	第55条第1項	事業計画の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	488	土地区画整理法	国土交通省	第55条第10項	施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	489	土地区画整理法	国土交通省	第71条の3第4項	施行規程及び事業計画の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	490	土地区画整理法	国土交通省	第71条の3第12項	施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	491	土地区画整理法施行令	国土交通省	第68条	施行地区予定地の区域を表示する図面の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	494	特定都市河川浸水被害対策法	国土交通省	第49条第1項	保全調整池の管理協定を締結するときの公告・縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、管理協定の締結にかかる公告・縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	495	特定都市河川浸水被害対策法	国土交通省	第50条	保全調整池の管理協定を締結した旨の公告・縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、管理協定の締結にかかる公告・縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	496	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	国土交通省	第128条第3項	図書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	497	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	国土交通省	第140条第2項	事業計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	498	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	国土交通省	第143条第4項	図書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	499	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	国土交通省	第171条第3項	図書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	500	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	国土交通省	第181条第1項	事業計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	501	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	国土交通省	第183条第2項	施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	502	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	国土交通省	第290条第1項	認可の申請に係る避難経路協定の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	503	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	国土交通省	第291条第2項	避難経路協定の認可の公告及び縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	504	特定都市河川浸水被害対策法	国土交通省	第21条	管理協定を締結しようとするときの同協定の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、管理協定の締結にかかる公告・縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	505	特定都市河川浸水被害対策法	国土交通省	第22条	管理協定を締結したときの同協定の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、管理協定の締結にかかる公示・縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	506	特定都市河川浸水被害対策法	国土交通省	第56条第3項	都道府県知事による浸水被害防止区域の指定の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、浸水被害防止区域の指定にかかる公告・縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	509	船舶安全法	国土交通省	第25条の53第2項	財務諸表等の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	ｅ-文書法の適用により、登録検定機関等が電磁的記録による記録の作成、保存、縦覧等を行うことが可能であることに加え、財務諸表等については各登録検定機関等が電子計算機に備えられたファイルによる管理を行っておりデジタル技術を活用した方法が基本とされていることを確認した。			
別表１	512	水先法	国土交通省	第62条第3項	資料の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「水先法に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の３）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
別表１	518	土地区画整理法	国土交通省	第28条第9項	会計の帳簿及び書類の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	519	土地区画整理法	国土交通省	第32条第12項	事業報告書、収支決算書及び財産目録の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	521	土地区画整理法	国土交通省	第84条第2項	関係簿書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	525	新住宅市街地開発法	国土交通省	第37条第2項	関係簿書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	省令改正	完了済み	「運輸審議会一般規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和５年国土交通省令第78号）において、当該閲覧をインターネット等により行うことを可能とする改正を行ったうえで、令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	526	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	国土交通省	第35条第2項	造成工場敷地の図書を役場に備え置いての閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月22日付国国広第56号/国都安第117号/国都計第170号/国都制第87号/国住街第129号）の発出により、当該縦覧等については、物理的な方法による閲覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とする旨を明示した。			
別表１	528	河川法	国土交通省	第12条第4項	台帳の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた河川法及び河川法施行令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月14日付事務連絡）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	529	流通業務市街地の整備に関する法律	国土交通省	第39条第2項	造成施設等の存する区域を表示した図書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	534	都市再開発法	国土交通省	第27条第9項	会計の帳簿及び書類の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	535	都市再開発法	国土交通省	第31条第10項	事業報告書、収支決算書及び財産目録の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	537	都市再開発法	国土交通省	第134条第2項	関係簿書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	538	都市再開発法	国土交通省	第16条第1項	事業計画の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	539	都市再開発法	国土交通省	第50条の8第3項	施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	540	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	国土交通省	第11条第1項	事業計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26日付国住参マ第213号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
別表１	541	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	国土交通省	第14条第3項	図書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26日付国住参マ第213号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
別表１	542	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	国土交通省	第49条第3項	図書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26日付国住参マ第213号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
別表１	543	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	国土交通省	第24条	施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	546	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	国土交通省	第53条	図面の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表１	550	河川法施行令	国土交通省	第39条の3第2項	一覧簿の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた河川法及び河川法施行令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月14日付事務連絡）の発出により、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	558	南極地域の環境の保護に関する法律	環境省	第9条第1項	南極地域活動計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当該ホームページにおいて当計画について縦覧が可能であることを明示した。			
別表１	561	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	第28条第4項	鳥獣保護区の保護に関する指針案における公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	都道府県に対し、「デジタル原則を踏まえた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について」を発出し、当該縦覧についてデジタル化を基本とする旨の周知を行った。			
別表１	562	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	第29条第4項	鳥獣保護区の保護に関する指針案における公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	都道府県に対し、「デジタル原則を踏まえた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について」を発出し、当該縦覧についてデジタル化を基本とする旨の周知を行った。			
別表１	564	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第8条の4	一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の閲覧	往訪閲覧	1-①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	省令改正	完了済み	令和６年２月、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年環境省令第６号）により、民間事業者等（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第２条第１号の民間事業者等をいう。）は、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができることとした。			
別表１	573	自然公園法	環境省	第7条第3項	公園計画の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月下旬の官報にて、当該ホームページにおいて当計画について閲覧が可能であることを明示した。			
別表１	577	自然公園法	環境省	第44条第1項	風景地保護協定の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月31日、「デジタル原則を踏まえた自然公園法における風景地保護協定の公告等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年５月31日環自国発第2405312号）の発出及びメール（＜補足＞【通知】デジタル原則を踏まえた自然公園法における風景地保護協定の公告等の適用に係る解釈の明確化等について）により、インターネットを利用する方法を基本とすることを明示した。			
別表１	578	自然公園法	環境省	第46条	風景地保護協定の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月31日、「デジタル原則を踏まえた自然公園法における風景地保護協定の公告等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年５月31日環自国発第2405312号）の発出及びメール（＜補足＞【通知】デジタル原則を踏まえた自然公園法における風景地保護協定の公告等の適用に係る解釈の明確化等について）により、インターネットを利用する方法を基本とすることを明示した。			
別表１	579	自然環境保全法	環境省	第22条第4項	自然環境保全地域指定の案の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	各地方環境事務所に対し、「自然環境保全地域等の指定等について」を発出し、当該保全地域指定の案の閲覧は、省ホームページへの掲載を基本とすることを周知した。			
別表１	580	自然環境保全法	環境省	第35条の2第4項	沖合海底自然環境保全地域指定の案の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	各地方環境事務所に対し、「自然環境保全地域等の指定等について」を発出し、当該保全地域指定の案の閲覧は、省ホームページへの掲載を基本とすることを周知した。			
別表１	581	土壌汚染対策法	環境省	第22条第8項	記録の閲覧	往訪閲覧	1-①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	省令改正	完了済み	令和6年2月、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を改正し、インターネット等の電磁的方法の利用による閲覧を可能とする見直しを行った。			
別表１	582	自然環境保全法	環境省	第15条第2項	計画の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	各地方環境事務所に対し、「自然環境保全地域等の指定等について」を発出し、当該保全地域指定の案の閲覧は、省ホームページへの掲載を基本とすることを周知した。			
別表１	584	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第41条の7第2項	登録認証機関等の財務諸表等の閲覧又は謄写の請求	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度第52回原子力規制委員会（令和５年12月13日）において、登録認証機関等の財務諸表等の閲覧又は謄写の請求について、デジタル技術の活用が可能である旨を明確化し、すべての登録機関においてオンライン完結で対応している。			
別表１	585	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法	防衛省	第7条第1項,第2項	土地等の使用又は収用の認定に関する調書及び図面の縦覧場所の告示	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法等の運用について（通知）」（令和6年3月29日付防地環第7831号）の発出により、土地等の調書等の縦覧について、インターネットを利用して実施する旨を明確化した。			
別表１	588	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法	内閣府 防衛省	第7条	位置境界不明地の地図等の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法等の運用について（通知）」（令和6年3月29日付防地環第7832号）の発出により、地図及び簿冊等の閲覧について、インターネットを利用して実施する旨を明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	589	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法	内閣府 防衛省	第18条第1項	地図及び簿冊の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法等の運用について（通知）」（令和6年3月29日付防地環第7832号）の発出により、地図及び簿冊等の閲覧について、インターネットを利用して実施する旨を明確化した。			
別表１	594	金融商品取引法	金融庁 財務省	第79条の70第3項	財務諸表等の事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（令和六年内閣府・財務省令第一号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表１	595	金融商品取引法	金融庁 財務省	第79条の52第3項	資料の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に対応した閲覧について」により、デジタル手段を利用した閲覧が可能である旨を明確化した。			
別表１	597	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律	農林水産省 経済産業省 国土交通省	第24条第2項	登録実施機関の財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化について」（令和６年３月27日付５林政政第612号）の発出により、登録実施機関の財務諸表等の閲覧等はオンライン上で行うことを基本とする旨通知した。			
別表１	598	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則	内閣府 防衛省	第2条第1項	地図等の閲覧の場所及び公告	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法等の運用について（通知）」（令和6年3月29日付防地環第7832号）の発出により、地図及び簿冊等の閲覧について、インターネットを利用して実施する旨を明確化した。			
別表１	613	地すべり等防止法	農林水産省 国土交通省	第26条第2項	台帳の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「地すべり等防止法に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（林野庁令和５年12 月26 日付５林整治第１２９０号）、「デジタル原則を踏まえた地すべり等防止関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年１月４ 日付５ 農振第２２８１号）、「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（国土交通省令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、インターネット 上での公開 などデジタル による閲覧手段を用いることを基本とすることを明示した。			
別表１	624	市民農園整備促進法施行規則	農林水産省 国土交通省	第6条第2項	書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「「市民農園整備促進法の運用について」の一部改正について」（令和５年12月27日付５農振第2306号・国都緑環第54号）の発出により、交換分合計画書の写しの縦覧をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化した。			
別表１	627	使用済自動車の再資源化等に関する法律	経済産業省 環境省	第47条	登録簿の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた使用済自動車の再資源化等に関する法律の適用に係る解釈の明確化について」を発出し、当該閲覧はデジタル化を基本とすることを明示した。			
別表１	628	信用保証協会法	金融庁 経済産業省	第15条第2項	定款の備置き閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年1月11日付で一般社団法人全国信用保証協会連合会に対して「信用保証協会法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正等について（事務連絡）」を発出し、閲覧・縦覧等についてはオンライン上で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	629	信用保証協会法	金融庁 経済産業省	第17条第2項	書類の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年1月11日付で一般社団法人全国信用保証協会連合会に対して「信用保証協会法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正等について（事務連絡）」を発出し、閲覧・縦覧等についてはオンライン上で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	630	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	農林水産省 経済産業省 環境省	第36条第5項	生息地等保護区の指定等における公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html）において、生息地等保護区の指定等における公衆の縦覧は当HPにて実施する旨を明示した。			
別表１	631	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	農林水産省 経済産業省 環境省	第37条第3項	生息地等保護区管理地区の指定等における公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html）において、生息地等保護区の指定等における公衆の縦覧は当HPにて実施する旨を明示した。			
別表１	641	鉄道抵当法	法務省 国土交通省	第38条第1項	鉄道抵当原簿等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		原簿の閲覧方法並びに謄本及び抄本の交付方法の見直しについて時間を要したため。	令和６年６月	見直しの方針が定まったため、令和６年６月を新たな見直し完了時期とする。
別表１	644	農住組合法施行規則	農林水産省 国土交通省	第7条第2項	書類の縦覧	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「農住組合法に係る書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直しについて（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
別表１	651	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第147条第5項	報告書のうち、顧客の保護に必要と認められる部分の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表１	652	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第152条の2の4第1項	労働金庫電子決済等代行業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表２	2	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第5条の7第11項	計算書類の閲覧請求等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	3	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	~~第6条の5第1項~~ 第6条の４の２第1項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	4	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	5	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の5の9第6項	会員名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	6	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第34条第2項	事業報告書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	7	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第65条	指定紛争解決機関による加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	8	金融機関の合併及び転換に関する法律	金融庁	第33条第5項	合併契約に関する書面等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	9	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第12条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正注８	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表２	10	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第48条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正注８	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表２	11	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第262条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正注８	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表２	12	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第302条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表２	13	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第331条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正注８	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表２	14	金融商品取引所等に関する内閣府令	金融庁	第46条第4項	書面の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	15	金融商品取引清算機関等に関する内閣府令	金融庁	第21条第4項	書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	16	金融商品取引法	金融庁	第29条の３第2項	金融商品取引業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正注８	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表２	17	金融商品取引法	金融庁	第33条の4第2項	金融機関登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正注８	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表２	18	金融商品取引法	金融庁	第46条の4	説明書類を事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	19	金融商品取引法	金融庁	第46条の6第3項	自己資本規制比率書の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	20	金融商品取引法	金融庁	第47条の3	説明書類を事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	21	金融商品取引法	金融庁	第57条の4	説明書類を事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	22	金融商品取引法	金融庁	第57条の5第3項	経営状況書を事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	23	金融商品取引法	金融庁	第57条の16	説明書類の事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	24	金融商品取引法	金融庁	第57条の17第3項	経営状況書の事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	26	金融商品取引法	金融庁	第63条の4第3項	特例業務届出者の説明書類の事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	27	金融商品取引法	金融庁	第66条の3第2項	金融商品仲介業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正注８	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表２	28	金融商品取引法	金融庁	第66条の17第2項	事業報告書の事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	29	金融商品取引法	金融庁	第66条の18	説明書類の事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	30	金融商品取引法	金融庁	第66条の29第2項	信用格付業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表２	31	金融商品取引法	金融庁	第66条の52第2項	高速取引行為者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正注８	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表２	32	金融商品取引法	金融庁	第79条の11第2項	対象事業者名簿の縦覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	33	金融商品取引法	金融庁	第104条	発行済株式の総数等の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	34	金融商品取引法	金融庁	第105条の18	自主規制委員の名簿の縦覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	35	金融商品取引法	金融庁	第156条の12の2	発行済株式の総数等の縦覧	往訪閲覧	2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	36	金融商品取引法	金融庁	第156条の53	指定紛争解決機関による加入金融商品取引関係業者の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	42	銀行法	金融庁	第52条の2の6第1項	所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	43	銀行法	金融庁	第52条の51第1項	所属銀行の説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	44	銀行法	金融庁	第52条の610の２第2項	原簿の閲覧の求め	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	45	銀行法	金融庁	第21条第1項	書類、貸借対照表、損益計算書の作成、備え置き、公衆縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	46	銀行法	金融庁	第21条第2項	連結書類、連結貸借対照表、連結損益計算書の作成、備え置き、公衆縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	47	銀行法	金融庁	第52条の60第2項	原簿の閲覧の求め	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	48	銀行法施行規則	金融庁	第19条の2第3項	説明書類、書類の備え置き、縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	49	銀行法施行規則	金融庁	第19条の2第4項	書類の備え置き、縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	50	銀行法施行規則	金融庁	第34条の26第2項	書類の備え置き、縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	51	銀行法施行規則	金融庁	第34条の26第3項	書類の備え置き、縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	54	資金決済に関する法律	金融庁	第101条第1項	指定紛争解決機関による加入資金移動業等関係業者の名簿等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	57	信用金庫法	金融庁	第89条第~~7~~9項	認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の会員名簿等の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	58	信用金庫法	金融庁	第23条の2第2項	定款の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	59	信用金庫法	金融庁	第24条第9項	創立総会の議事録の閲覧又は謄写の請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	60	信用金庫法	金融庁	第37条の2第4項	議事録の閲覧又は謄写の請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	61	信用金庫法	金融庁	第38条第11項	計算書類等の閲覧の請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	62	信用金庫法	金融庁	第48条の7第4項	総会の議事録の閲覧又は謄写の請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	63	信用金庫法	金融庁	第51条第3項	財産目録、賃借対照表の閲覧の請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	64	信用金庫法	金融庁	第63条	賃借対照表の備置き及び閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	65	信用金庫法	金融庁	第89条第3項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	66	信用金庫法施行規則	金融庁	第137条の2	所属外国銀行の説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	67	船主相互保険組合法	金融庁	第55条第3項	財務諸表等の備置き及び閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	68	損害保険料率算出団体に関する法律	金融庁	第10条	資料の閲覧	往訪閲覧	1-②	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	69	損害保険料率算出団体に関する法律	金融庁	第10条の5第7項	基準料率の告示の縦覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	72	貸金業法	金融庁	第19条の2	帳簿の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	73	貸金業法	金融庁	第41条の53	指定紛争解決機関による加入貸金業者の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	74	貸付信託法	金融庁	第8条第5項	受益証券の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	75	長期信用銀行法	金融庁	第17条	所属長期信用銀行の説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	76	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁	第15条第2項	帳簿書類の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	78	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁	第132条第2項	計算書類等の備置き及び閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	80	保険業法	金融庁	第69条の2第3項	組織変更に関する書面等の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	81	保険業法	金融庁	第69条の2第5項	組織変更に関する書面等の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	82	保険業法	金融庁	第87条第3項	組織変更をする相互会社に対する組織変更に関する書面の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	83	保険業法	金融庁	第156条の2第2項	解散に係る書面の閲覧の請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	84	保険業法	金融庁	第16条第2項第1号	書面資本金等の額の減少に係る書面の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	85	保険業法	金融庁	第26条第2項第1号	相互会社の定款の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	86	保険業法	金融庁	第54条の8第3項第1号	相互会社の計算書類等の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	87	保険業法	金融庁	第57条第4項	基金償却積立金の取崩しに係る書面の備置き・閲覧請求等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	88	保険業法	金融庁	第87条第5項第1号	組織変更後の株式会社に対する組織変更計画の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	89	保険業法	金融庁	第136条の2第2項	保険契約の移転に関する契約の閲覧請求・謄本又は抄本の交付請求	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	90	保険業法	金融庁	第165条の15第2項第1号	消滅相互会社による合併契約に関する書面の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	91	保険業法	金融庁	第165条の19第2項第1号	存続会社による吸収合併契約に関する書面の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	92	保険業法	金融庁	第165条の2第2項第1号	消滅会社による吸収合併契約に関する書面の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	93	保険業法	金融庁	第165条の9第2項第1号	存続会社による吸収合併契約に関する書面の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	94	保険業法	金融庁	第165条の13第3項第1号	存続会社による吸収合併に関する権利義務の書面の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	95	保険業法	金融庁	第165条の21第3項第1号	存続会社による吸収合併に伴う権利義務関係に関する書面の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	96	保険業法	金融庁	第166条第3項第1号	合併に関する書面の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	97	保険業法	金融庁	第196条第5項第1号	定款等の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	98	保険業法	金融庁	第199条	外国保険会社等の業務報告書等の備置き又は縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	99	保険業法	金融庁	第224条第3項第1号	日本において保険業を行う引受社員の名簿の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	100	保険業法	金融庁	第240条の7第2項第1号	契約条件に関する書面の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	101	保険業法施行規則	金融庁	第59条の4第1項	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	102	保険業法施行規則	金融庁	第143条の2第2項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	103	保険業法施行規則	金融庁	第143条の2第3項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	104	保険業法施行規則	金融庁	第143条の3	説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	105	保険業法施行規則	金融庁	第210条の10の2第2項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	106	保険業法施行規則	金融庁	第210条の10の2第3項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	107	保険業法施行規則	金融庁	第210条の10の3第1項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	108	保険業法施行規則	金融庁	第211条の82第2項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	109	保険業法施行規則	金融庁	第211条の82第3項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	110	保険業法施行規則	金融庁	第211条の83	説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	111	無尽業法	金融庁	第35条の2の3	指定紛争解決機関による加入無尽会社の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	112	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	金融庁	第8条第2項	書類の縦覧	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	118	公害紛争処理法施行規則	総務省	第1条	委員等名簿の閲覧	往訪閲覧	1-②	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和５年公害等調整委員会規則第１号）を令和５年３月に制定し、同規則第11条において、公調委所管法令で閲覧・縦覧について定めたものはインターネットを利用する方法で縦覧等を行える旨を規定し、都道府県にその旨通知した。			
別表２	135	地方税法	総務省	第73条の23	書類の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「行政機関間での書類の閲覧時におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月22日）において、行政機関間で書類の閲覧をさせる場合にデジタル技術の活用を推奨する旨を地方団体に周知した。			
別表２	136	地方税法	総務省	第74条の19第1項	書類の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「行政機関間での書類の閲覧時におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月22日）において、行政機関間で書類の閲覧をさせる場合にデジタル技術の活用を推奨する旨を地方団体に周知した。			
別表２	140	地方税法	総務省	第433条第10項	記録の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「行政機関間での書類の閲覧時におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月22日）において、行政機関間で書類の閲覧をさせる場合にデジタル技術の活用を推奨する旨を地方団体に周知した。			
別表２	141	地方税法	総務省	第479条	書類の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「行政機関間での書類の閲覧時におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月22日）において、行政機関間で書類の閲覧をさせる場合にデジタル技術の活用を推奨する旨を地方団体に周知した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	142	国有資産等所在市町村交付金法	総務省	第18条	台帳等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「行政機関間での書類の閲覧時におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月22日）において、行政機関間で書類の閲覧をさせる場合にデジタル技術の活用を推奨する旨を地方団体に周知した。			
別表２	143	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律	総務省	第18条第3項	書類の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「行政機関間での書類の閲覧時におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月22日）において、行政機関間で書類の閲覧をさせる場合にデジタル技術の活用を推奨する旨を地方団体に周知した。			
別表２	144	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律	総務省	第18条第3項	書類の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「行政機関間での書類の閲覧時におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月22日）において、行政機関間で書類の閲覧をさせる場合にデジタル技術の活用を推奨する旨を地方団体に周知した。			
別表２	145	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令	総務省	第6条第2項	国有財産台帳の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「行政機関間での書類の閲覧時におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月22日）において、行政機関間で書類の閲覧をさせる場合にデジタル技術の活用を推奨する旨を地方団体に周知した。			
別表２	160	国家公務員共済組合法	財務省	第36条	国家公務員共済組合連合会の決算の関係書類の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、事務連絡「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた共済関係手続に係る対応について」（令和５年２月22日）の発出により、書類の閲覧についてインターネットによる閲覧や電子メールによる提供等の電磁的方法を基本とする旨を明示した。			
別表２	168	国家公務員共済組合法	財務省	第16条第3項	決算書類の備付け閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、事務連絡「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた共済関係手続に係る対応について」（令和５年２月22日）の発出により、書類の閲覧についてインターネットによる閲覧や電子メールによる提供等の電磁的方法を基本とする旨を明示した。			
別表２	173	宗教法人法	文部科学省	第25条第3項	財産目録等の事務所備付け書類の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	文化庁宗教法人向けHPに「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）の内容を掲載したうえで、可能な限りデジタル技術の活用を促した。			
別表２	180	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令	厚生労働省	第12条	医療機器等総括製造販売責任者講習に係る登録講習機関の財務諸表等の備付け及び閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		同通知における修理業者の常駐規制や、法令リストにおける医療機器製造業・販売業等の常駐規制と併せて都道府県等、関係者と調整を行っており、当該調整に時間を要しているため。	令和６年６月	同通知における修理業者の常駐規制や、法令リストにおける医療機器製造業・販売業等の常駐規制と併せて都道府県等、関係者と調整を行っており、当該調整に時間を要しているため。
別表２	212	薬剤師法	厚生労働省	薬剤師法第８条第６項において読み替えて準用する行政手続法第18条	免許の取消に係る文書等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	行政手続法事務取扱ガイドライン（令和６年３月）において、調書及び資料の閲覧については、行政機関の可能な範囲において、デジタル化（デジタルによる閲覧を基本）されることが望ましい旨を明示した。			
別表２	218	墓地、埋葬等に関する法律	厚生労働省	第15条第2項	書類の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月29日付けで、閲覧をインターネットで完結させる方法により実施する等、デジタル技術を活用した手法が奨励される旨を通知（デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への墓地、埋葬等に関する法律における対応について）の発出により明確化した。			
別表２	223	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	厚生労働省	第35条第4項	定款等の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月27日付けで、閲覧申請のオンライン化等、デジタル技術を活用した手法が推奨される旨を通知（デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律における対応について）の発出により明確化した。			
別表２	226	国民年金法	厚生労働省	第137条の3の4第2項	吸収合併契約により作成された国民年金基金の財産目録等の備付け閲覧	往訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた往訪閲覧縦覧規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、電子メール等のデジタル技術を活用した方式による閲覧等が可能である旨を明示した。			
別表２	227	国民年金法	厚生労働省	第137条の3の10第2項	吸収分割契約により作成された国民年金基金の財産目録等の備付け閲覧	往訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた往訪閲覧縦覧規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、電子メール等のデジタル技術を活用した方式による閲覧等が可能である旨を明示した。			
別表２	229	確定拠出年金法	厚生労働省	第4条第4項	企業型年金規約の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた往訪閲覧縦覧規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、電子メール等のデジタル技術を活用した方式による閲覧等が可能である旨を明示した。			
別表２	230	確定拠出年金法	厚生労働省	第18条第2項	企業型年金加入者等原簿の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた往訪閲覧縦覧規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、電子メール等のデジタル技術を活用した方式による閲覧等が可能である旨を明示した。			
別表２	234	消費生活協同組合法	厚生労働省	第53条の2第1項,第2項,第3項,第4項	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る消費生活協同組合法等の解釈の明確化等について」（令和５年12月27日社援協発1227第１号、２号）において、「消費生活協同組合の運営上の留意事項」（昭和62年６月30日社生第77号厚生省社会局生活課長通知）の解釈について、デジタル原則を踏まえた運用を基本とする旨の見直しを行った。			
別表２	235	確定拠出年金法施行規則	厚生労働省	第20条第5項（第59条第1項の規定により準用する場合も含む。）	企業型運用関連運営管理機関等及び個人型運営関連運営管理機関の説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	2-4① 2-4②	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた往訪閲覧縦覧規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、電子メール等のデジタル技術を活用した方式による閲覧等が可能である旨を明示した。			
別表２	237	じん肺法施行規則	厚生労働省	第33条	指針の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（令和６年３月29日付け基安労発0329第４号）により、原則オンライン（ホームページ）で公表し、閲覧に供するよう見直しを行った。			
別表２	247	農業協同組合法施行規則	農林水産省	第206条第1項	書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」を令和６年３月に改正し（令和６年３月29日付け５経営第3114号経営局長通知）、説明資料の縦覧に当たっては、デジタル技術を活用した縦覧に努めるよう明記をした。また、令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とする「農業協同組合等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を公表した。https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/index.html#sankoutsuuchi			
別表２	248	水産業協同組合法施行規則	農林水産省	第209条第1項	書類の閲覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	「農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正(農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令(令和６年農林水産省令第15号))により、インターネットによる公表も行うことが可能である旨を規定した上で、令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧・掲示を基本とすることを旨とする「漁業協同組合等による往訪閲覧及び書面掲示の規定について」を公表した。https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/gyokyou_juuran.html			
別表２	249	タクシー業務適正化特別措置法	国土交通省	第26条第2項	登録実施機関の財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「往訪閲覧におけるデジタル技術の活用について」（事務連絡）の発出により、当該閲覧については、インターネット公表等、デジタル技術を活用した方法による実施を基本とすることを明示した。			
別表２	269	建築士法	国土交通省	第27条の2第6項	建築士事務所協会等の会員名簿の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧ー国土交通省５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年７月、「会員名簿の閲覧について」（令和５年７月３日付国住指第144号）の発出により、当該名簿の閲覧についてはホームページ等インターネット上での公開を基本とすることを明確化した。			
別表２	271	タクシー業務適正化特別措置法	国土交通省	第12条	原簿の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		個人情報（氏名、生年月日、住所等）を含む原簿の謄本の交付又は閲覧方法の見直しについて慎重に検討を行う上で時間を要しているため。	令和６年６月	事務を行う登録実施機関である一般社団法人等に過度な負担をかけないよう、調整が必要であるため。
別表２	272	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	国土交通省	第50条	管理規約の縦覧	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	省令改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
別表２	273	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令	国土交通省	第23条第1項	管理規約の縦覧	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	省令改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26日付国住参マ第213号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
別表２	282	確定拠出年金法	金融庁 厚生労働省	第96条	運営管理機関の業務状況の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた往訪閲覧縦覧規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、電子メール等のデジタル技術を活用した方式による閲覧等が可能である旨を明示した。			
別表２	284	株式会社商工組合中央金庫法	金融庁 財務省 経済産業省	第53条第1項	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月1日付けで株式会社商工組合中央金庫に対して「デジタル原則を踏まえた株式会社商工組合中央金庫法の運用について（事務連絡）」を発出し、書類等をホームページ上で掲載する等を推奨することを明示した。			
別表２	286	株式会社商工組合中央金庫法	金融庁 財務省 経済産業省	第60条の23第1項	会員名簿の縦覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	現在認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に認定された者は存在しないが、今後該当する者があった場合は、名簿等の閲覧はデジタル技術を活用した方法で行うことを基本とする旨を明示する。			
別表２	288	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	金融庁 農林水産省	第49条第1項	書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年内閣府・農林水産省令第３号）にインターネットによる公表も行うことが可能である旨が規定されており、また、令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧・掲示を基本とすることを旨とする「漁業協同組合等による往訪閲覧及び書面掲示の規定について」を公表した。https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/gyokyou_juuran.html			
別表２	289	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	金融庁 農林水産省	第50条の25第5項	報告書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	現時点において水産業協同組合法に基づき許可を受けた特定信用事業代理業者は存在しないが、今後該当する業者があった場合には、農林水産省HP（https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/gyokyou_juuran.html）において、当該報告書等を縦覧できるよう公開する。			
別表２	290	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	金融庁 農林水産省	第50条の26第1項	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	「内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、インターネットによる公表も行うことが可能である旨を規定した上で、令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧・掲示を基本とすることを旨とする「漁業協同組合等による往訪閲覧及び書面掲示の規定について」を公表した。https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/gyokyou_juuran.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	291	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	金融庁 農林水産省	第50条の31の25	名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	「内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、インターネットによる公表も行うことが可能である旨を規定した上で、令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧・掲示を基本とすることを旨とする「漁業協同組合等による往訪閲覧及び書面掲示の規定について」を公表した。 https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/gyokyou_juuran.html			
別表２	293	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	金融庁 農林水産省	第50条の31の30	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	現時点において水産業協同組合法に基づき登録を受けた特定信用事業電子決済等代行業者は存在しないが、今後該当する業者があった場合には、農林水産省HP（https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/gyokyou_juuran.html）において、当該登録簿等を縦覧できるよう公開する。			
別表２	296	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁 財務省	第410条第2項	顧客表の縦覧	往訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（令和六年内閣府・財務省令第一号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	297	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁 財務省	第428条第2項	保険契約者表の縦覧	往訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（令和六年内閣府・財務省令第一号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	299	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁 財務省	第479条第2項	顧客表の縦覧	往訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（令和六年内閣府・財務省令第一号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	301	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁 財務省	第520条第2項	顧客表の縦覧	往訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（令和六年内閣府・財務省令第一号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	302	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁 財務省	第536条第2項	保険契約者表の縦覧	往訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（令和六年内閣府・財務省令第一号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	304	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則	金融庁 財務省 経済産業省	第85条第1項	書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月1日付けで株式会社商工組合中央金庫に対して「デジタル原則を踏まえた株式会社商工組合中央金庫法の運用について（事務連絡）」を発出し、書類等をホームページ上で掲載する等を推奨することを明示した。			
別表２	305	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則	金融庁 財務省 経済産業省	第89条の27	名簿の縦覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	現在認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に認定された者は存在しないが、今後該当する者があった場合は、名簿等の閲覧はデジタル技術を活用した方法で行うことを基本とする旨明確に通知する。			
別表２	312	水産業協同組合法	金融庁 農林水産省	第121条	指定共済事業等紛争解決機関による加入共済事業関係業者の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧・掲示を基本とすることを旨とする「漁業協同組合等による往訪閲覧及び書面掲示の規定について」を公表した。 https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/gyokyou_juuran.html			
別表２	317	中小漁業融資保証法	金融庁 財務省 農林水産省	第32条第3項	定款等の備置き閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に全漁業信用基金協会に対し「漁業信用基金協会による縦覧の規定について」を発出し、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とすることを周知した。			
別表２	318	中小漁業融資保証法	金融庁 財務省 農林水産省	第33条第2項	書類の備置き閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に全漁業信用基金協会に対し「漁業信用基金協会による縦覧の規定について」を発出し、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とすることを周知した。			
別表２	319	中小企業等協同組合法	金融庁 農林水産省 経済産業省	第69条の5	指定信用事業等紛争解決機関による加入信用協同組合等の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月16日、中小企業庁ホームページにおいて、当該法令に基づく縦覧等の方法について、インターネットを利用した方法が追加された旨の説明を記載し、デジタル的手法の活用を検討するよう広く周知した。 （https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2024/20240116.html）			
別表２	320	中小企業等協同組合法	金融庁 農林水産省 経済産業省	第69条の4	指定特定共済事業等紛争解決機関による加入共済事業者の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月16日、中小企業庁ホームページにおいて、当該法令に基づく縦覧等の方法について、インターネットを利用した方法が追加された旨の説明を記載し、デジタル的手法の活用を検討するよう広く周知した。 （https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2024/20240116.html）			
別表２	323	認可特定保険業者等に関する命令	金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	第31条第1項	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	324	認可特定保険業者等に関する命令	金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	第35条第1項	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
別表２	325	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	金融庁 農林水産省	第57条の25第5項	報告書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	現時点において農業協同組合法に基づき許可を受けた特定信用事業代理業者は存在しないが、今後該当する業者があった場合には、農林水産省HP（https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/index.html#sankoutsuuchi）において、当該報告書等を縦覧できるよう公開する。			
別表２	326	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	金融庁 農林水産省	第57条の26第1項	所属組合の説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	「内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、インターネットによる公表も行うことが可能である旨を規定した上で、令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とする「農業協同組合等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を公表した。			
別表２	327	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	金融庁 農林水産省	第57条の31の25	名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」により、インターネットによる公表も行うことが可能である旨が規定されており、また、令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とする「農業協同組合等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を公表した。			
別表２	329	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	金融庁 農林水産省	第57条の31の30	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	現時点において農業協同組合法に基づき許可を受けた特定信用事業電子決済等代行業者は存在しないが、今後該当する業者があった場合には、農林水産省HP（https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/index.html#sankoutsuuchi）において、当該登録簿等を縦覧できるよう公開する。			
別表２	330	農業協同組合法	金融庁 農林水産省	第92条の8	紛争解決機関による加入組合の名簿の縦覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とする「農業協同組合等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を公表した。 https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/index.html#sankoutsuuchi			
別表２	331	農業協同組合法	金融庁 農林水産省	第92条の9	紛争解決機関による加入組合の名簿の縦覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とする「農業協同組合等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を公表した。 https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/index.html#sankoutsuuchi			
別表２	332	農業信用保証保険法	金融庁 財務省 農林水産省	第41条第3項	定款、業務方法書、規約、会員名簿及び総会の議事録の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に47都道府県の農業信用基金協会に対し、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とする「農業信用基金協会による往訪閲覧・縦覧規制の規定について」を発出し、デジタル原則に適合する手段によることを基本とすることを周知した。			
別表２	333	農業信用保証保険法	金融庁 財務省 農林水産省	第42条第2項	事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に47都道府県の農業信用基金協会に対し、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とする「農業信用基金協会による往訪閲覧・縦覧規制の規定について」を発出し、デジタル原則に適合する手段によることを基本とすることを周知した。			
別表２	335	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則	金融庁 農林水産省	第11条第9項	報告書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
別表２	336	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則	金融庁 農林水産省	第11条第3項第39号	業務代理組合に係る書類の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	「農林中央金庫等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」（令和６年３月２９日付事務連絡）を発出し、当該規制の閲覧については可能な限りデジタル手段を利用することを基本とするよう明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	337	農林中央金庫法	金融庁 農林水産省	第52条第1項	書類の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に農林中央金庫に対し、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とする「農林中央金庫等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を発出し、デジタル原則に適合する手段によることを基本とすることを周知した。			
別表２	338	農林中央金庫法施行規則	農林水産省 金融庁	第85条の32第1項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	「内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、インターネットによる公表も行うことが可能である旨を規定した上で、令和６年３月に農林中央金庫に対し、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とする「農林中央金庫等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を発出し、デジタル原則に適合する手段によることを基本とすることを周知した。			
別表２	339	農林中央金庫法施行規則	農林水産省 金融庁	第114条第1項	書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」において、インターネットによる公表も行うことが可能である旨が規定されており、また、令和６年３月に農林中央金庫に対し、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とする「農林中央金庫等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を発出し、デジタル原則に適合する手段によることを基本とすることを周知した。			
別表２	340	農林中央金庫法施行規則	農林水産省 金融庁	第141条第5項	報告書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に農林中央金庫に対し「農林中央金庫等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を発出し、デジタル原則に適合する手段によることを基本とすることを周知するとともに、省HPにおいて、農林中央金庫法に基づき許可を受けた農林中央金庫代理業者が存在しない旨を公表した。 https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/index.html#sankoutsuuchi			
別表２	341	農林中央金庫法施行規則	農林水産省 金融庁	第142条	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	「内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(令和６年内閣府・農林水産省令第３号))により、インターネットによる公表も行うことが可能である旨を規定した上で、令和６年３月に農林中央金庫に対し「農林中央金庫等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を発出し、デジタル原則に適合する手段によることを基本とすることを周知した。			
別表２	342	農林中央金庫法施行規則	農林水産省 金融庁	第147条の16の16	名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」において、インターネットによる公表も行うことが可能である旨が規定されており、令和６年３月に農林中央金庫に対し「農林中央金庫等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を発出し、デジタル原則に適合する手段によることを基本とすることを周知した。			
別表２	344	農林中央金庫法施行規則	農林水産省 金融庁	第147条の16の21	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	現時点において農林中央金庫法に基づき許可を受けた農林中央金庫電子決済等代行業者は存在しないが、今後該当する業者があった場合には、農林水産省HP（https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/index.html#sankoutsuuchi）において、当該登録簿等を縦覧できるよう公開する。			
別表２	356	預金保険法	金融庁 財務省	第37条第5項	資料の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に対応した閲覧について」により、デジタル手段を利用した閲覧が可能である旨を明確化した。			
別表２	358	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第94条第5項	協会員名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第九号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	287	建築基準法	国土交通省	第77条の29の2	指定確認検査機関についての書類の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧ー国土交通省５	告示、通知・通達等の発出又は改正 注８	完了済み	令和６年１月、「指定確認検査機関等の書類の閲覧のオンライン化について」（令和６年１月15日付国住指第324号）の発出により、当該書類の閲覧については、関係者の求めに応じてメール等での提供により行うこととするよう周知した。			
新規	288	建築基準法	国土交通省	第77条の35の15	指定構造計算適合性判定機関についての書類の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧ー国土交通省５	告示、通知・通達等の発出又は改正 注８	完了済み	令和６年１月、「指定確認検査機関等の書類の閲覧のオンライン化について」（令和６年１月15日付国住指第324号）の発出により、当該書類の閲覧については、関係者の求めに応じてメール等での提供により行うこととするよう周知した。			
新規	19	遺失物法施行令	警察庁	第8条第2項	保管物件売却の一般競争入札に係る書面の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	遺失物法等の解釈運用基準について」（令和５年12月22日付け警察庁丙会発第110号）の発出により、閲覧対象情報（公告）をインターネットを利用して公表することとする見直しを行った。			
新規	22	道路交通法施行令	警察庁	第29条第3項	保管工作物等一覧簿の備付け閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	政令改正	未了		当初、告示通知通達等の発出をもって見直す予定であったが、本規定は、書面掲示規制に該当する「工作物を保管した場合の掲示（公示）義務」（別表１_No.13）と一連の手続であるため、見直し完了時期を改正民事訴訟法の施行時期と同じ「令和８年５月（可能な限り早期の実現を目指す）」とする。	令和８年５月 （可能な限り早期の完了を目指す）	「見直し未了の理由」に記載のとおり
新規	29	貸金業法施行規則	金融庁	第9条	貸金業者登録簿の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
新規	30	銀行法	金融庁	第52条の76	指定紛争解決機関による加入銀行の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	31	金融商品取引法	金融庁	第101条の3第2項	組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	32	金融商品取引法	金融庁	第101条の5第2項	組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	33	金融商品取引法	金融庁	第139条の3第2項	吸収合併消滅会員金融商品取引所の手続 （吸収合併契約の内容等の閲覧）	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	34	金融商品取引法	金融庁	第139条の4第10項	吸収合併存続会員金融商品取引所の手続	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	35	金融商品取引法	金融庁	第139条の5第2項	新設合併消滅会員金融商品取引所の手続	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	36	金融商品取引法	金融庁	第139条の6第5項	新設合併設立会員金融商品取引所の手続	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	37	金融商品取引法	金融庁	第139条の7第2項	吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	38	金融商品取引法	金融庁	第139条の13第3項	吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	39	金融商品取引法	金融庁	第139条の14第2項	新設合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	40	金融商品取引法	金融庁	第139条の21第3項	新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	43	金融商品取引法	金融庁	第63条の9第5項	海外投資家等特例業務届出者の情報の事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	44	金融商品取引法	金融庁	第63条の12第3項	海外投資家等特例業務届出者の帳簿書類の事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	46	金融商品取引法施行令	金融庁	第26条第2項	記録の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	47	公認会計士法	金融庁	第34条の16の3	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	48	公認会計士法	金融庁	第28条の4	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	49	公認会計士法施行規則	金融庁	第17条	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	50	信託業法	金融庁	第85条の16	指定紛争解決機関による加入信託会社等の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	51	信用金庫法	金融庁	第89条第9項	指定紛争解決機関による加入信用金庫等の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	52	信用金庫法	金融庁	第48条の6第3項	会員名簿の閲覧又は謄写	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	54	保険業法	金融庁	第111条	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	55	保険業法	金融庁	第271条の25	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	56	保険業法	金融庁	第272条の17	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	57	保険業法	金融庁	第17条の4第2項第1号	債権者の異議の手続の経過その他の資本金等の額の減少に関する書面の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	58	保険業法	金融庁	第82条第3項第1号	組織変更後の相互会社に対する組織変更計画の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	59	保険業法	金融庁	第255条の3第2項第1号	契約条件に関する書面の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	60	保険業法	金融庁	第265条の22	名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	61	保険業法	金融庁	第272条の3第2項	少額短期保険業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
新規	62	保険業法	金融庁	第308条の16	指定紛争解決機関における加入保険業者の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	63	保険業法	金融庁	第265条の39第3項	保険契約者保護機構の財務諸表等の備置き及び閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	64	保険業法	金融庁	第285条第2項	特定保険募集人原簿の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	65	保険業法	金融庁	第67条の2	相互会社の財務諸表等の備置き及び閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	66	保険業法	金融庁	第217条第3項	外国保険会社等の財務諸表等の備置き及び閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	67	保険業法	金融庁	第180条の17	清算相互会社の貸借対照表の備置き及び閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	68	保険業法	金融庁	第61条の5	相互会社が社債を発行する場合の社債原簿の備置き及び閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	70	保険業法	金融庁	第96条の9第5項	組織変更株式移転設立完全親会社における書面等の備置き及び閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	72	保険業法	金融庁	第265条の31第3項	資料の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に対応した閲覧について」により、デジタル手段を利用した閲覧が可能である旨を明確化した。			
新規	73	保険業法等の一部を改正する法律	金融庁	附則第4条第17項	認可特定保険業者における吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	74	金融機関の合併及び転換に関する法律	金融庁	第21 条第2項	合併契約に関する書面等の閲覧 (閲覧の対象が書面) (電磁的記録も可能) (手続主体：債権者)	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	75	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	金融庁	第12条の4	指定紛争解決機関による加入信託会社等の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	77	公認会計士法	金融庁	第34条第2項	調書の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	電子申請・届出システム上に、縦覧申込の項目を新設し、オンライン手続きによって縦覧申請が出来るようシステム整備を行うとともに、実際の縦覧においてはオンライン会議等を使用することにより、デジタル手段を利用した縦覧が可能となるよう見直しを行った。 合わせて、オンライン手続きに関する案内紙を作成し、申請者に対して都度案内を行うことで、デジタル手段を利用した縦覧が可能な旨を明確化した。			
新規	79	公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第２条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の公認会計士法	金融庁	第34条第2項	調書の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	電子申請・届出システム上に、縦覧申込の項目を新設し、オンライン手続きによって縦覧申請が出来るようシステム整備を行うとともに、実際の縦覧においてはオンライン会議等を使用することにより、デジタル手段を利用した縦覧が可能となるよう見直しを行った。 合わせて、オンライン手続きに関する案内紙を作成し、申請者に対して都度案内を行うことで、デジタル手段を利用した縦覧が可能な旨を明確化した。			
新規	81	船主相互保険組合法	金融庁	第33条の2第4項第1号	議事録の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	82	船主相互保険組合法	金融庁	第44条の2第1項第1号	会計帳簿等の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	83	船主相互保険組合法	金融庁	第44条の6第3項第1号	計算書類等の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	84	船主相互保険組合法	金融庁	第48条第1項	組合清算時の貸借対照表の備置き及び閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	85	長期信用銀行法	金融庁	第17条	指定紛争解決機関による加入長期信用銀行の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	91	預託等取引に関する法律	消費者庁	第６条第3項	書類又は帳簿書類の閲覧等	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	デジタル完結を目指すべく、関係事業者団体に対し、当該規定のデジタル対応等に関する通知「預託法に基づき事業者に課される義務について」（令和６年３月８日）を発出し、周知を図った。			
新規	92	行政手続法	総務省	第18条	文書等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月28日に総務省HP（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/tetsudukihoushoukai.html）において、「行政手続法事務取扱ガイドライン」を公表し、その中で、行政機関の可能な範囲においてデジタル化（デジタルによる閲覧を基本）されることが望ましい旨を明示した。			
新規	93	行政手続法	総務省	第24条	聴聞調書及び報告書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月28日に総務省HP（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/tetsudukihoushoukai.html）において、「行政手続法事務取扱ガイドライン」を公表し、その中で、行政機関の可能な範囲においてデジタル化（デジタルによる閲覧を基本）されることが望ましい旨を明示した。			
新規	94	国立研究開発法人情報通信研究機構法	総務省	旧第21条	ＮＩＣＴの出資者原簿の備置及び閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	法改正	完了済み	令和６年４月１日施行の機構法の改正に伴い、デジタル化の対象であった出資者原簿を廃止した。			
新規	198	国家公務員共済組合法施行規則	財務省	第126条の4第3項	書類の備付け閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、事務連絡「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた共済関係手続に係る対応について」（令和５年２月22日）の発出により、書類の閲覧についてインターネットによる閲覧や電子メールによる提供等の電磁的方法を基本とする旨を明示した。			
新規	203	確定給付企業年金法施行令	厚生労働省	第65条の13	企業年金連合会（新連合会）の決算書類の備付け閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	現時点において、閲覧に供する義務が課せられている主体である企業年金連合会が未設立であるが、設立後には、業務の開始と同時にデジタル原則を踏まえたオンライン受付等の対応を行う。			
新規	204	確定給付企業年金法施行令	厚生労働省	第65条の5	企業年金連合会（新連合会）の創立総会の会議録の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	現時点において、閲覧に供する義務が課せられている主体である企業年金連合会が未設立であるが、設立後には、業務の開始と同時にデジタル原則を踏まえたオンライン受付等の対応を行う。			
新規	214	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令	厚生労働省	第39条	存続厚生年金基金の決算書類の備付け閲覧	往訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた往訪閲覧縦覧規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、電子メール等のデジタル技術を活用した方式による閲覧等が可能である旨を明示した。			
新規	215	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第49条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令	厚生労働省	第52条の7	企業年金連合会（存続連合会）の決算書類の備付け閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「特別の法律により運営される法人の運営に関する指導監督基準（平成14年４月26日閣議決定）」により、業務及び財務等に関する資料をホームページへ掲載することとされており、既に当該法人の決算資料についてホームページへ掲載済みである。			
新規	224	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	厚生労働省	第36条第3項	決算関係書類の提出、備付け及び閲覧	往訪閲覧	1-②	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月27日付けで、デジタル技術を活用した手法等が許容される旨の通知（デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律における対応について）を発出			
新規	225	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	厚生労働省	第37条	会計帳簿等の閲覧	往訪閲覧	1-②	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月27日付けで、デジタル技術を活用した手法等が許容される旨の通知（デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律における対応について）を発出			
新規	227	漁業災害補償法	農林水産省	第67条第2項	決算関係書類の提出、備付け及び閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月２７日付事務連絡）の発出により、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスについてオンライン上で行うことを基本とする旨通知した。			
新規	228	漁港及び漁場の整備等に関する法律	農林水産省	第19条第3項	特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水港第3145号）の発出により、閲覧・縦覧、その他請求等については、オンライン上で行うことを基本とすることを明示した。			
新規	229	漁港及び漁場の整備等に関する法律	農林水産省	第19条第5項	特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水港第3145号）の発出により、閲覧・縦覧、その他請求等については、オンライン上で行うことを基本とすることを明示した。			
新規	230	漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令	農林水産省	第18条	漁港整備財産台帳等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水港第3145号）の発出により、閲覧・縦覧、その他請求等については、オンライン上で行うことを基本とすることを明示した。			
新規	231	漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令	農林水産省	第22条第2項	保管した工作物等一覧簿の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー 共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水港第3145号）の発出により、閲覧・縦覧、その他請求等については、オンライン上で行うことを基本とすることを明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	233	樹木採取権登録令	農林水産省	第66条第3項	樹木採取権登録簿の附属書類の閲覧	往訪閲覧	2-3①	2-3① 2-3②	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化について」（令和６年３月27日付５林政政第612号）の発出により、樹木採取権登録簿の附属書類の閲覧請求はオンライン上で行うことを基本とする旨通知した。			
新規	234	樹木採取権登録令施行規則	農林水産省	第82条	樹木採取権登録簿の附属書類の閲覧	往訪閲覧	2-3①	2-3① 2-3②	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化について」（令和６年３月27日付５林政政第612号）の発出により、樹木採取権登録簿の附属書類の閲覧請求はオンライン上で行うことを基本とする旨通知した。			
新規	236	土地改良法施行規則	農林水産省	第90条第2項	書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた土地改良法関係法令の適用等について」（令和６年３月29日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）の発出により、往訪閲覧・縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを基本とする旨を明示した。			
新規	237	漁業災害補償法	農林水産省	第67条第2項	定款等の備付け閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月２７日付事務連絡）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスについてオンライン上で行うことを基本とする旨通知した。			
新規	245	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省	第11条第12項	都道府県農業振興地域整備計画書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について」（令和５年12月27日付５農振第2256号）の発出により、都道府県農業振興地域整備計画書の縦覧をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	246	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省	第13条第4項	農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について」（令和５年12月27日付５農振第2256号）の発出により、農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	247	農業振興地域の整備に関する法律施行規則	農林水産省	第4条の5第26号の2	地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画案の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について」（令和５年12月27日付５農振第2256号）の発出により、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画案の縦覧をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	248	農業振興地域の整備に関する法律施行規則	農林水産省	第4条の5第27号	地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画案の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について」（令和５年12月27日付５農振第2256号）の発出により、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画案の縦覧をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	249	農業振興地域の整備に関する法律施行規則	農林水産省	第13条第2項	書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月、「「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について」（令和５年12月27日付５農振第2256号）の発出により、書類の縦覧をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	254	消費生活用製品安全法	経済産業省	第24条	国内登録検査機関の財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨した。 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
新規	255	消費生活用製品安全法	経済産業省	第30条第2項	外国登録検査機関の財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨した。 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
新規	257	電気用品安全法	経済産業省	第37条	国内登録検査機関の財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨した。 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
新規	258	電気用品安全法	経済産業省	第42条の3第2項	国内外国登録検査機関の財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和６年３月）」のウェブサイト掲載により、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨した。 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/digital-gennsoku-kaisyaku-meikakuka.pdf			
新規	259	半導体集積回路の回路配置に関する法律	経済産業省	第34条の2第2項	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	該当する団体に対し、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」（令和６年5月10日付事務連絡）を発出し、財務諸表等の閲覧についてはインターネットや電子メールの活用など、手続のデジタル化を原則とする旨を明示した。			
新規	260	半導体集積回路の回路配置に関する法律	経済産業省	第48条	謄本等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	該当する団体に対し、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」（令和６年5月10日付事務連絡）を発出し、財務諸表等の閲覧についてはインターネットや電子メールの活用など、手続のデジタル化を原則とする旨を明示した。			
新規	262	下水道法施行規則	国土交通省	第17条の4	管理協定の縦覧場所の公告	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年1月、「雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準等におけるデジタル原則を踏まえた対応について」（令和６年１月11日付）の発出により、管理協定の公告、縦覧については、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
新規	271	測量法	国土交通省	第51条の12	財務諸表等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた測量法令（養成施設関係）のアナログ規制の見直しについて（通知）」（令和６年３月８日付国地総政第３５号）の発出により、養成施設の財務諸表等の備付け及び閲覧等については、デジタル的手法による手続を基本とすることが原則であることを明確化した。			
新規	272	ダム使用権登録令施行規則	国土交通省	第7条第4項	ダム使用権登録簿等の閲覧の請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月21日、当省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/dam/index.html）において、閲覧者の希望により、閲覧申請の電子メールでの受付、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による閲覧を可能とする旨を明示した。			
新規	273	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	国土交通省	第41条の10第2項	財務諸表等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26日付国住参マ第213号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
新規	274	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	国土交通省	第34条第2項	事業計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26日付国住参マ第213号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
新規	275	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	国土交通省	第50条第2項	変更事業計画等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26付国住参マ第213号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
新規	276	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	国土交通省	第95条第2項	マンション建替事業に関する簿書の閲覧請求があった場合の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26付国住参マ第213号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
新規	277	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	国土交通省	第158条第2項	マンション敷地売却事業に関する簿書の閲覧請求があった場合の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26付国住参マ第213号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
新規	278	水先法	国土交通省	第32条	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「水先法に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の３）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段を推奨する旨の見直しを行った。			
新規	279	水先法施行規則	国土交通省	第23条の7	資料の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「水先法に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の３）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段を推奨する旨の見直しを行った。			
新規	280	水先法施行規則	国土交通省	第23条の13第4項	資料の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「水先法に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号の３）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段を推奨する旨の見直しを行った。			
新規	291	国土調査法	国土交通省	第21条の2第3項	街区境界調査成果に係る地図及び簿冊の事務所での閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル手法を利用した地籍調査成果の閲覧について」（令和６年３月29日付国不籍第751号）の発出により、地籍調査における閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
新規	297	新都市基盤整備法	国土交通省	第57条第2項	簿書の閲覧の請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
新規	300	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第17条の17	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段を推奨するよう通知上明確化した。			
新規	301	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第17条の19	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段を推奨するよう通知上明確化した。			
新規	302	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	附則（平成3年5月15日法律第75号）抄　第6条	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段を推奨するよう通知上明確化した。			
新規	303	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第23条の28	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段を推奨するよう通知上明確化した。			
新規	304	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	国土交通省	第77条	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段を推奨するよう通知上明確化した。			
新規	305	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	国土交通省	第70条の5	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「水先法」に基づき実施される講習事務等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年３月29日付国海技第６２０号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段を推奨するよう通知上明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	310	都市再開発法施行規則	国土交通省	第16条の5	再開発会社施行による場合の施行地区となるべき区域の公告	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
新規	318	土地区画整理法	国土交通省	第51条の8第1項	規準及び事業計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
新規	319	土地区画整理法	国土交通省	第51条の9第4項	図書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
新規	320	土地区画整理法	国土交通省	第69条第1項	施行規程及び事業計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
新規	321	土地区画整理法	国土交通省	第69条第8項	図書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
新規	323	特定都市河川浸水被害対策法施行規則	国土交通省	第14条	管理協定の縦覧に係る公告義務	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、管理協定の締結にかかる公告・縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
新規	324	特定都市河川浸水被害対策法施行規則	国土交通省	第15条	管理協定の締結等の公示	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、管理協定の締結にかかる公示・縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
新規	325	特定都市河川浸水被害対策法施行規則	国土交通省	第37条	管理協定の縦覧に係る公告	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、管理協定の締結にかかる公告・縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
新規	326	特定都市河川浸水被害対策法施行規則	国土交通省	第38条	管理協定の締結等の公告	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡）の発出により、管理協定の締結にかかる公告・縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。			
新規	328	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	国土交通省	第216条第1項	権利変換計画の公衆の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財務状況等の監査におけるデジタル技術の活用について」の発出により、請求人の希望に応じて、請求から閲覧に至るまでのプロセスをインターネット等の電磁的方法により完結することを可能とするなどの対応を基本とすることを明示した。			
新規	330	株式会社商工組合中央金庫法	金融庁 財務省 経済産業省	第53条第2項	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月1日付けで株式会社商工組合中央金庫に対して「デジタル原則を踏まえた株式会社商工組合中央金庫法の運用について（事務連絡）」を発出し、書類等をホームページ上で掲載することを推奨した。			
新規	334	国家公務員倫理規程	人事院 内閣官房	第13条第2項	報告書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	各省各庁の長等が贈与等報告書の閲覧に必要な事項について定める内規について、指定する場所での閲覧に限らず、インターネットを利用して閲覧することを可能とする趣旨の見直しを行い、令和６年４月１日、国家公務員倫理審査会HP（https://www.jinji.go.jp/rinri/zouyo/main.html）に掲載している「贈与等報告書の閲覧制度」を改訂し、インターネットを利用して閲覧することが可能である旨明記した。			
新規	335	地すべり等防止法	農林水産省 国土交通省	第45条第1項	台帳の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「地すべり等防止法に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（林野庁令和５年12 月26 日付５林整治第１２９０号）、「デジタル原則を踏まえた地すべり等防止関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年１ 月４ 日付５ 農振第２２８１号）、「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（国土交通省令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、インターネット 上での公開 などデジタル による閲覧手段を用いることを基本とすることを明示した。			
新規	336	地すべり等防止法施行規則	農林水産省 国土交通省	第9条第1項	関連事業計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「地すべり等防止法に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（林野庁令和５年12 月26 日付５林整治第１２９０号）、「デジタル原則を踏まえた地すべり等防止関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年１ 月４ 日付５ 農振第２２８１号）、「砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（国土交通省令和５年12月18日付事務連絡）の発出により、インターネット 上での公開 などデジタル による閲覧手段を用いることを基本とすることを明示した。			
新規	337	砂利の採取計画等に関する規則	経済産業省 国土交通省	第18条	文書等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた砂利採取法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月29日付事務連絡）の発出により、「行政手続法事務取扱ガイドライン（令和６年３月総務省行政管理局）」の行政手続におけるデジタル技術の活用に準拠するとともに、インターネットや電子メールの活用など、手続きのデジタル化を基本とする旨を明示した。			
新規	338	砂利の採取計画等に関する規則	経済産業省 国土交通省	第24条	調書及び報告書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた砂利採取法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月29日付事務連絡）の発出により、「行政手続法事務取扱ガイドライン（令和６年３月総務省行政管理局）」の行政手続におけるデジタル技術の活用に準拠するとともに、インターネットや電子メールの活用など、手続きのデジタル化を基本とする旨を明示した。			
新規	341	使用済自動車の再資源化等に関する法律	経済産業省 環境省	第59条	登録簿の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則を踏まえた使用済自動車の再資源化等に関する法律の適用に係る解釈の明確化について」を発出し、当該閲覧はデジタル化を基本とすることを明示した。			
新規	342	水産業協同組合法	金融庁 農林水産省	第120条	紛争解決機関による加入組合の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧・掲示を基本とすることを旨とする「漁業協同組合等による往訪閲覧及び書面掲示の規定について」を公表した。https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/gyokyou_juuran.html			
新規	343	地方公務員等共済組合法施行令	総務省 文部科学省 警察庁	第14条第4項	組合会の会議録の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月、「令和６年度における地方公務員共済組合の事業運営について」（令和６年１月24日総行福第９号）の発出により、組合員等がインターネットなどを通じ、いつでも会議録等を閲覧することができるよう環境整備に取り組む旨を通知した。			
新規	344	中小企業等協同組合法施行規則	内閣府 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	第169条第1項	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月28日、中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術利用に関する法律施行規則（平成17年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第４号）の対象に、中小企業等協同組合法第61条の２を追加する改正を行い、新たにインターネットを利用した縦覧の方法を追加した。また、縦覧についてはデジタル的手法により行うことを推奨する旨を令和６年１月16日、中小企業庁ホームページにおいて広く周知した。（https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2024/20240116.html）			
新規	345	農林中央金庫法	金融庁 農林水産省	第95条の8	紛争解決機関による農林中央金庫の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月に全国銀行協会に対し「全国銀行協会による往訪閲覧・縦覧規制の規定について」を発出し、デジタル原則に適合する手段によることを基本とすることを周知した。			
新規	346	農住組合法	農林水産省 国土交通省	第11条	交換分合計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「農住組合法に係る書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直しについて（通知）」の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とすることを明示した。			
新規	347	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第23条の4第2項	定款の閲覧請求 (閲覧の対象が書面)	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	348	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第24条第10項	創立総会の議事録の閲覧又は謄写の請求 (閲覧の対象が書面) (電磁的記録も可能)	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	349	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第40条第4項	議事録の閲覧又は謄写の請求 (閲覧の対象が書面)	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	350	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第41条第11項	計算書類等の閲覧の請求 (閲覧の対象が書面)	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	351	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第53条の4第3項	会員名簿の閲覧又は謄写	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	352	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第53条の5第4項	総会の議事録の閲覧又は謄写の請求 (閲覧の対象が書面)	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	353	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第56条第3項	財産目録、賃借対照表の閲覧の請求 (閲覧の対象が書面)	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	354	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第67条	賃借対照表の備置き及び閲覧等 (閲覧の対象が書面)	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	355	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第94条第7項	指定紛争解決機関による加入労働金庫等の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	356	船員法	国土交通省	第100条の19	登録検査機関の財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「アナログ規制の見直し対応について（協力依頼）」（令和6年4月8日付事務連絡）の発出により、当該閲覧請求及び提供について、デジタル完結を基本とする旨を明示した。			
新規	358	銀行法施行規則	金融庁	第34条の64の5	電子決済等代行業者登録簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要)	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
新規	359	銀行法施行規則	金融庁	第34条の64の24	会員名簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要)	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	360	信用金庫法施行規則	金融庁	第99条の15	協会員名簿等の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要)	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	362	信用金庫法施行規則	金融庁	第170条の２の４	信用金庫電子決済等代行業者登録簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要)	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
新規	363	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第110条の15	協会員名簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要)	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	365	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第110条の20	信用協同組合電子決済等代行業者登録簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要)	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
新規	366	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第82条の15	協会員名簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要)	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第九号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	379	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	国土交通省	第211条第2項	関係簿書の備付け	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26日付国住参マ第213号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	380	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	国土交通省	第170条第1項	事業計画の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26日付国住参マ第213号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
新規	381	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	国土交通省	第183条第1項	事業計画の変更の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年2月、「書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制の見直し並びに財産状況等の監査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年2月26日付国住参マ第213号）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
新規	382	小型船造船業法施行規則	国土交通省	第29条第2項	財務諸表等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「小型船造船業法施行規則に基づく財務諸表等の閲覧について（通知）」（令和６年３月１１日付国海産第９２５号）の発出により、インターネットや電子メール等のデジタル技術を利用する方法により実施することを基本とする旨を明確化した。			
新規	383	銀行法施行規則	金融庁	第34条の2の32第1項	書類の縦覧 （縦覧対象が書面）	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	384	銀行法施行規則	金融庁	第34条の59	直前事業年度に係る銀行代理業に関する報告書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
新規	385	銀行法施行規則	金融庁	第34条の60第1項	書類の縦覧 （縦覧対象が書面）	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	386	中小企業等協同組合法	経済産業省 農林水産省	第61条の2	業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月28日、中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術利用に関する法律施行規則（平成17年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第４号）の対象に、中小企業等協同組合法第61条の２を追加する改正を行い、新たにインターネットを利用した縦覧の方法を追加した。また、縦覧についてはデジタル的手法により行うことを推奨する旨を令和６年１月16日、中小企業庁ホームページにおいてその旨を広く周知した。 （https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2024/20240116.html）			
新規	401	銀行法施行規則	金融庁	第19条の4第1項	書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	402	銀行法	金融庁	第52条の60の８第2項	電子決済等代行業を営む電子決済等取扱業者の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
新規	403	銀行法	金融庁	第52条の60の8第2項	認定電子決済等代行事業者協会の会員名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	404	銀行法	金融庁	第52条の60の27第1項	認定電子決済等取扱事業者協会の会員名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	405	信用金庫法	金融庁	第85条の3の2	信用金庫電子決済等代行業を営む信用金庫電子決済等取扱業者の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
新規	406	信用金庫法	金融庁	第85条の3の2	認定電子決済等代行事業者協会の会員名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	407	信用金庫法	金融庁	第89条第7項	信用金庫電子決済等取扱業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
新規	408	信用金庫法	金融庁	第89条第7項	認定電子決済等取扱事業者協会の会員名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	409	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の4の4	信用協同組合電子決済等代行業を営む信用協同組合電子決済等取扱業者の名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
新規	410	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の4の4	認定電子決済等代行事業者協会の会員名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	411	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の5	認定電子決済等取扱事業者協会の会員名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	412	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の5	信用協同組合電子決済等取扱業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	413	資金決済に関する法律	金融庁	第62条の5第3項	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
新規	414	銀行法	金融庁	第52条の60の5第3項	電子決済等取扱業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧ー金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたため。	令和６年６月	左記理由のため、見直し時期を令和6年６月とする。
新規	416	銀行法	金融庁	第52条の61の21	会員名簿等の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	418	金融商品取引法	金融庁	第63条第6項	特例業務届出者の情報の事務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	420	銀行法	金融庁	第52条の29第1項	銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	421	信託業法	金融庁	第34条第1項	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	422	信託業法	金融庁	第78条第1項	所属信託会社の説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	省令改正	完了済み	令和６年３月、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第三十五号）」において、書面の縦覧等に代えてインターネットを利用して縦覧等を行うことを可能にする改正を行い、その旨を官報に掲載した。あわせて、周知文「デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて」により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用して縦覧に供することを促した。			
新規	438	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第９条の14	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく財務諸表等の取扱いについて（お知らせ）」（令和６年３月29日付事務連絡）の発出により、閲覧事務の一連のプロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることが原則である旨を明示した。			
新規	439	農業協同組合法	農林水産省	第54条の3	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閲覧縦覧ー共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」を令和６年３月に改正し（令和６年３月29日付け５経営第3114号経営局長通知）、説明資料の縦覧に当たっては、デジタル技術を活用した縦覧に努めるよう明記をした。 また、令和６年３月に省HPにおいて、デジタル技術を活用した縦覧を基本とすることを旨とする「農業協同組合等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について」を公表した。 https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/index.html#sankoutsuuchi			

※見直しを進める中での事実確認等の結果を踏まえ、「法令名」、「所管省庁名」、「条項」、「規制等の内容概要」、「見直しの概要」において記載を一部修正している。

FD等の記録媒体を指定する規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

No	法令名	所管省庁	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	見直し要否 ※見直し「否」かつ、「オンライン手続等の規定の整備」に「●」のみなるのは、既にオンライン手続等の規定が整備されていることを確認済	見直し方針		見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
							オンライン手続等の規定の整備	具体の記録媒体規定の見直し								
539	外務省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令	外務省	第4条第1項第1号	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	要	●	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、外務省令第11号において、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」と規定していた部分を「電磁的記録媒体」に、「磁気ディスク等電磁的記録媒体」と規定していた部分を「電磁的記録媒体」に変更し、その旨を官報に掲載した。			
1832	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則	経済産業省 環境省	第81条第1項第2号	申請・交付等（民間手続）	記録媒体	要	●	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年３月、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和６年経済産業省、環境省令第２号）において、第81条第１項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）」とする改正をし、その旨を官報に掲載した。			
1834	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	経済産業省 環境省	第4条第1項第1号	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	要	●	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年３月、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和６年経済産業省、環境省令第２号）において、第4条第1項第1号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び第六条において同じ。）」とする改正をし、その旨を官報に掲載した。			
1849	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令	経済産業省 環境省	第13条第1項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年６月、経済産業省・環境省令第八号において、「フレキシブルディスク」と規定していた部分を「電磁的記録媒体」に変更し、その旨を官報に掲載した。			
1850	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令	経済産業省 環境省	第14条第1項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年６月、経済産業省・環境省令第八号において、「フレキシブルディスク」と規定していた部分を「電磁的記録媒体」に変更したことに伴い、当該条項を削るよう変更し、その旨を官報に掲載した。			
1851	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令	経済産業省 環境省	第14条第1項第1号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年６月、経済産業省・環境省令第八号において、「フレキシブルディスク」と規定していた部分を「電磁的記録媒体」に変更したことに伴い、当該条項を削るよう変更し、その旨を官報に掲載した。			
1852	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令	経済産業省 環境省	第14条第1項第2号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年６月、経済産業省・環境省令第八号において、「フレキシブルディスク」と規定していた部分を「電磁的記録媒体」に変更したことに伴い、当該条項を削るよう変更し、その旨を官報に掲載した。			
1853	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令	経済産業省 環境省	第15条第1項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年６月、経済産業省・環境省令第八号において、「フレキシブルディスク」と規定していた部分を「電磁的記録媒体」に変更したことに伴い、当該条項を削るよう変更し、その旨を官報に掲載した。			
1854	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令	経済産業省 環境省	第15条第1項第1号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年６月、経済産業省・環境省令第八号において、「フレキシブルディスク」と規定していた部分を「電磁的記録媒体」に変更したことに伴い、当該条項を削るよう変更し、その旨を官報に掲載した。			
1855	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令	経済産業省 環境省	第15条第2項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年６月、経済産業省・環境省令第八号において、「フレキシブルディスク」と規定していた部分を「電磁的記録媒体」に変更したことに伴い、当該条項を削るよう変更し、その旨を官報に掲載した。			
1856	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令	経済産業省 環境省	第16条第1項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年６月、経済産業省・環境省令第八号において、「フレキシブルディスク」と規定していた部分を「電磁的記録媒体」に変更したことに伴い、当該条項を削るよう変更し、その旨を官報に掲載した。			
2015	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	第4条第1項第1号	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	要	●	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年３月、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第３号）において、第４条第１項第１号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」とする改正をし、その旨を官報に掲載した。			

※　「オンライン手続等の規定の整備」における「○」は今後整備を行うもの、「●」は既に整備がされているものを、「具体の記録媒体規定の見直し」における「○」は今後見直しを行うものを指す。

（その他の見直し）

その他　点検対象条項のフォローアップ一覧表

No.	法令名	所管省庁名	条項	課題（要望等の概要）	見直し方針・時期	見直し完了時期	工程表	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
1	子ども・子育て支援法施行規則	こども家庭庁	第2条第2項第2号	従業員の子どもが保育園等への入園を希望する際に自治体に提出する就労証明書について、現状自治体毎に書式が異なるため、全国で書式を統一し、押印廃止を徹底して欲しい。	令和6年度入所申請分より、全国の地方公共団体が標準様式を原則使用とするよう法令上の措置をする。加えて、企業が既に保有する人事・労務情報を基に標準様式に入力し、マイナポータルから地方公共団体に提出できるようシステム構築し、全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向けた法令上の措置をする。	令和５年度10月～３月	その他	一部完了済み	書式の統一は、令和５年12月８日、「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」公布により対応済み。 また、マイナポータルを活用した就労証明書のオンライン提出の機能については実装済み。	当初、マイナポータルを活用し、企業から市区町村に対して直接就労証明書を提出できる仕組みの構築を検討していたが、自治体や企業にとって課題が存在していたため、まずは事業者から保護者に対して就労証明書を電子的に発行し、それを保護者が保育所等の入所手続において、添付データなど必要な形で自治体にオンライン提出する方式を採用することにした。当初予定していた事業者から直接自治体へ提出する方法については再検討することし、法令上の措置のタイミングを再検討中。	令和7年度中	就労証明書も含め、保活に関する情報連携基盤のようなものを整備する予定であり、それまでに法令上の措置を実施することが必要であると考えられるため。
5	地方自治法施行令	総務省	第154条第3項	地方税納入通知書を電子化、ペーパレス化して欲しい。	①納入通知書の電子化については、経済界や地方団体等の参画のもと地方税における電子化の推進に関する検討会・同実務WGにて、令和4年度中に方針を決定する。 ②納税者の利便性向上や、金融機関窓口・地方団体における地方税徴収の事務負担軽減を企図して、令和５年度から地方税統一QR コード印字を必須としている４税（固定資産税、自動車税　等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和６年度から原則当該QR コードを印字することとしている。	令和５年度10月～３月	その他	①完了済み ②完了済み	①令和５年度の「地方税における電子化の推進に関する検討会」のとりまとめにおいて、「納税通知書（課税明細書を含む）及びそれに付随する納付書（以下「納税通知書等」）のデジタル化については、納税通知書等の案件特定方法としてeL-QRを活用すること等を前提として、ほぼ全ての団体でeL-QRに対応している固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を対象税目として、eLTAX及びマイナポータルを活用して、納税者等からの申請に応じて、全国統一的に電子的に送付する仕組みとすべき」とされた。 上記とりまとめを受け、令和６年度与党税制改正大綱において、「地方税においても更なるデジタル化に向け、地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。」とされた。 ②令和５年度税制改正において、全税目に対象拡大済み			
6	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則	法務省	第1条、第2条、第7条	法務局が管理する実質的支配者情報について、行政側で経済制裁対象者に該当しないことを確認のうえ、金融機関が閲覧できるようにして欲しい。	令和4年度中に設置される有識者からなる研究会（HP公表）での法的論点の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させる。	令和５年度10月～３月	その他	未了		民間の研究会への参加や「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画等」を踏まえ、利用者の利便性向上策を検討している最中であるため。	令和６年度中に着手し、速やかに措置（令和６年度中の完了を目標）	令和6年4月17日に開催されたマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議にて「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」が策定され、当該行動計画において、令和8年度末までに法人の実質的支配者情報に関する制度の改善と実効性向上に取り組むこととしているため。
8	①小規模企業共済法施行規則 ②中小企業倒産防止共済法施行規則	経済産業省	①第1条第1項 ②第1条第1項	中小企業倒産防止共済・小規模企業共済の手続について、押印廃止（金融機関確認印）・オンライン化をして欲しい。	令和5年9月からオンライン口座振替設定サービスを開始し、本サービスの利用により口座確認印は不要となる。また、中小企業倒産防止共済・小規模企業共済の手続は、令和7年9月から完全オンライン化することとしており、令和5年9月から先行的に両共済における掛金月額変更等の保全業務等をオンライン化する。	令和５年度４月～９月	その他	令和５年９月以降見直し分について完了済み	令和5年9月からオンライン口座振替設定サービスを開始し、本サービスの利用により口座確認印は不要となった。 代理店一覧： https://www.smrj.go.jp/kyosai/announcement/c7moap000000c1dk.html 中小企業倒産防止共済制度・小規模企業共済制度における掛金月額変更等の保全業務等がオンライン上で手続きできるようになった。 小規模企業共済制度URL： https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/news/2023/ool3bn000000jqfi.html 倒産防止共済制度URL： https://www.smrj.go.jp/kyosai/tkyosai/news/2023/ool3bn000000jqjq.html			
9	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則	デジタル庁 総務省	第４条	マイナンバーカードの交付時の本人確認に当って提示を求めるものとして、学生証アプリも認めることができないか。	マイナンバーカードの交付時の本人確認の手法について、学生証アプリの提示による本人確認を行う場合の運用手法や真正性の確認のために求められる機能等を含めて検討を行った上で、関係省庁において、令和４年度内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。	令和５年度４月～９月	その他	完了済み	本人であることを確認するための措置の際に、他の書類と併せて確認する場合であって、一定の措置をとることで、電磁的記録が不正に作成されたものでないことを確認することができるときは、当該電磁的記録に記録された事項を移動端末設備の映像面に表示したものを提示することを可能とした。			
11	①児童扶養手当法施行規則 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則 ③児童福祉法施行規則 ④障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 ⑤⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 ⑦難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 ⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、施行規則 ⑨子ども・子育て支援法施行規則	①及び⑨こども家庭庁 ②～⑧厚生労働省	①第６条第１項及び第２項 ②第６条、第14条及び第20条 ③第７条の９第３項 ④第８条及び第16条 ⑤⑥第32条 ⑦第13条第１項 ⑧施行令第15条、施行規則第７条、第21条及び第22条 ⑨第２条、第15条及び第28条の12（関連、同法20条）	同一市内の引越しにおいて、法令の規定により住所変更の届出が求められている手続について、住民の利便向上と行政サービスの効率化の観点から、制度を見直し、届出の省略を可能にしてほしい。	同一市町村内の引越し（転居）に伴い必要となる、障害福祉サービス、教育・保育給付認定等に係る住所変更の届出の手続について、自治体内の情報連携等により省略を可能にする。	R５年度10～３月	その他	未了		③及び⑤～⑨の手続には、受給者の所在地の考え方として「居住地主義」をとる場合があり、自治体内の情報連携をもとに転居手続を省略をすることに課題が発生した等の理由による。	調整中	―
12	犯罪による収益の移転防止に関する法律	警察庁 金融庁	第7条	①税公金の支払等マネロンリスクが低い取引における、取引保存義務の撤廃して欲しい。 ②同様の取引をコンビニで行った場合は保存義務がないことについて、理由を明示して欲しい。	①公金納付等であっても取引原資が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、テロ資金供与やマネロンに係る取引に関する事後的な資金トレースを可能とする必要があるため、対応することは困難である。 ②コンビニエンスストアにおける収納代行業務は、現時点の整理においては、犯収法上の規制は行われていないところ、マネー・ローンダリング対策上の問題が生じることのないよう、その実態注視等に努めることが重要。 ③総務省において、納税者の利便性向上や、金融機関窓口・地方団体における地方税徴収の事務負担軽減を企図して、令和５年度から地方税統一QR コード印字を必須としている４税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和６年度から原則当該 QR コードを印字する。	令和５年度10月～３月	その他	完了済み	課題①②について、見直し要否①②のとおり回答済み。 また、令和５年度税制改正において、地方税の全税目の納付書を対象に、令和６年度から原則地方税統一QRコードを印字することとした。			
19	資金移動業者に関する内閣府令	金融庁	第30条	顧客宛交付書面を原則書面交付から原則デジタル交付へ転換して欲しい。	サービス提供の実態等に応じて、原則デジタル交付とすることを可能とするために、令和5年に法令改正作業等必要な措置を行うこととする。	令和５年度10月～３月	その他	完了済み	令和６年３月、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第十九号）」において、書面交付を原則としていた規定（受取証書の交付）について、書面とデジタルのどちらで交付することも可能とする改正を行い、その旨を官報に掲載した。			
20	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令	金融庁	第11条の２第２項	顧客宛交付書面（契約締結前書面）を原則書面交付から完全電子化して欲しい。	要望対象条項の委任規定である金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条の２では、金融商品取引法を準用しているところ、同法上の契約締結前交付書面等については、デジタルツールを活用した顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方等についての金融審議会における審議を行い、令和４年内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。	令和５年度10月～３月	その他	完了済み	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」顧客本位タスクフォース中間報告（令和４年12月９日公表）における提言を踏まえ、令和５年11月20日に、契約締結前交付書面を含む一部の顧客交付書面について書面交付義務から情報提供義務とする金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立した。 本改正法の施行後は、契約締結前交付書面等について、一定の顧客保護措置を講じたうえで、事業者の任意で電磁的方法による提供が可能となる。			

その他　点検対象条項のフォローアップ一覧表

No.	法令名	所管省庁名	条項	課題（要望等の概要）	見直し方針・時期	見直し完了時期	工程表	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
21	金融商品取引法	金融庁	第15条第2項、第37条の３、第37条の4	目論見書等の交付方法を原則書面交付から原則デジタル交付へ転換して欲しい。	金融商品取引法上の目論見書、契約締結前交付書面、契約締結時等交付書面については、デジタルツールを活用した顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方等についての金融審議会における審議を行い、令和４年内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。	令和５年度10月～３月	その他	完了済み	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」顧客本位タスクフォース中間報告（令和４年12月９日公表）における提言を踏まえ、令和５年11月20日に、契約締結前交付書面を含む一部の顧客交付書面について書面交付義務から情報提供義務とする金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立した。 本改正法の施行後は、契約締結前交付書面等について、一定の顧客保護措置を講じたうえで、事業者の任意で電磁的方法による提供が可能となる。 なお、目論見書についても、内閣府令の改正により同趣旨の措置を行う。			
22	金融商品取引法施行令	金融庁	第15条の22	目論見書等以外の書面の交付方法を原則書面交付から原則デジタル交付へ転換して欲しい。	金融商品取引法上の最良執行説明書については、デジタルツールを活用した顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方等についての金融審議会における審議を行い、令和４年内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。 また、金融商品取引法上でデジタル交付に顧客の承諾が必要であり、業界からデジタル化の要望のある他の書面については、アナログ規制の「集中改革期間」も踏まえ、引き続き、金融審議会における審議を行い、その結論を受けて、可能なものから必要な措置を行う。	令和５年度10月～３月	その他	完了済み	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」顧客本位タスクフォース中間報告（令和４年12月９日公表）における提言を踏まえ、令和５年11月20日に、最良執行説明書について書面交付義務から情報提供義務とする金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立した。 本改正法の施行後は、最良執行説明書について、一定の顧客保護措置を講じたうえで、事業者の任意で電磁的方法による提供が可能となる。 また、その他の書面については、業界からデジタル化の具体的な要望は提案されていないものの、今後具体的な提案を受けたものに対しては、金融審議会における審議を踏まえて必要な措置を行う。			
23	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁	第14条	運用報告書の書面の交付方法を原則書面交付から原則デジタル交付へ転換して欲しい。	投資信託及び投資法人に関する法律上の運用報告書については、デジタルツールを活用した顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方等についての金融審議会における審議を行い、令和４年内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。	令和５年度10月～３月	その他	完了済み	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」顧客本位タスクフォース中間報告（令和４年12月９日公表）における提言を踏まえ、令和５年11月20日に、運用報告書を含む一部の顧客交付書面について書面交付義務から情報提供義務とする金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立した。 本改正法の施行後は、運用報告書等について、一定の顧客保護措置を講じたうえで、事業者の任意で電磁的方法による提供が可能となる。			
25	商法	法務省	第601条	商法に規定のある有価証券（船荷証券・倉荷証券）を電子化して欲しい。	船荷証券については、現在、法制審議会の部会で、デジタル化（電磁的方法による発行の許容）に向けた法改正の調査、審議が行われているが、倉荷証券についても、そのデジタル化について、関係各所と調整のうえ、令和5年に当該部会において調査、審議を行う。	令和５年度10～３月	その他	完了済み	本要望等を受けて、法制審議会に設置された商法（船荷証券等関係）部会において、船荷証券のほか、倉荷証券に関しても、デジタル化（電磁的方法による発行の許容）に向けた法改正の議論を開始した。			
26	社債・株式等の振替に関する法律	金融庁 財務省 法務省	第2条第1項	日銀出資証券を電子化して欲しい。	日銀出資証券を電子化するために、金融審議会において審議し、令和４年内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。	令和５年度10月～３月	その他	完了済み	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理（令和４年12月21日公表）における提言を踏まえ、令和５年11月20日に、日銀出資証券を含む特別法人出資証券を振替制度の対象に追加する、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）の一部を改正する法律が成立した。 本改正法の施行後、必要なシステム等の整備が行われ、日銀出資証券を電子的に管理することが可能となる。			
27	①商業登記法 ②商業登記規則 ③電気通信回線による登記情報の提供に関する法律 ④電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則	法務省	①第10条、第11条 ②第30条、第31条 ③第２条 ④第１条	商業登記制度における登記事項については、誰もが手数料を支払うことにより、登記事項の全部又は一部を書面で取得すること又は登記情報提供サービスを利用してデジタルで取得することが可能である。 登記事項のうち法人代表者の住所をデジタルで取得する場面では、加工・複写・伝達が容易であり、特に個人のプライバシーへの配慮が必要と指摘されている。	デジタル庁が提示する「アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針」に沿って、法人代表者住所の表示内容や閲覧対象者の範囲など商業登記制度における情報開示の在り方について、制度の趣旨・目的に照らして検討し、令和５年中に制度の見直しを行う。 なお、上記スケジュールの前倒しも検討する。	令和５年度10月～３月	その他	完了済み	一定の要件の下、株式会社の代表取締役等の住所の一部を登記事項証明書等に表示しないこととする措置を講ずることができるようにする商業登記規則等の改正案について、令和５年１２月からパブリックコメントを実施した後、その結果を踏まえ、令和６年４月１６日に商業登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第２８号）を公布した。			